

独立行政法人 国際協力機構の平成26年度における
業務実績評価

平成27年9月

外務省

財務省

農林水産省

経済産業省

評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際協力機構	
評価対象事業 年度	年度評価	平成 26 年度（第 3 期）
	中期目標期間	平成 24～28 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣		外務大臣	
	法人所管部局	外務省国際協力局政策課	担当課、責任者 高杉優弘 課長
	評価点検部局	外務省大臣官房考査・政策評価官室	担当課、責任者 彦田尚毅 考査・政策評価官
主務大臣		財務大臣 (外務大臣及び財務大臣の共管項目：項目 No. 21「外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施」、No. 24「ガバナンスの強化と透明性向上」、No. 28「短期借入金の限度額」、No. 29「不要財産の処分等の計画」、No. 30「重要な財産の譲渡等の計画」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。)	
	法人所管部局	財務省国際局開発政策課	担当課、責任者 三村淳 課長
	評価点検部局	財務省大臣官房文書課政策評価室	担当課、責任者 升平弘美 政策評価室長
主務大臣		農林水産大臣 (外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：項目 No. 34「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」に関し、農林業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。)	
	法人所管部局	農林水産省大臣官房国際部国際協力課	担当課、責任者 柱本修 課長
	評価点検部局	農林水産省大臣官房評価改善課	担当課、責任者 上田弘 課長
主務大臣		経済産業大臣 (外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：項目 No. 34「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」に関し、鉱工業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。)	
	法人所管部局	貿易経済協力局通商金融・経済協力課	担当課、責任者 岡田江平 課長
	評価点検部局	官房政策評価広報課	担当課、責任者 須藤治 課長

3. 評価の実施に関する事項

評価のために以下の手続等を実施した。

- (1) 理事長ヒアリング：平成27年7月2日
- (2) 監事ヒアリング：平成27年7月7日
- (3) 有識者からの意見聴取：平成27年7月14日

4. その他評価に関する重要事項（組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制の変更に関する事項などを記載）

(1) 評価体制の変更

独立行政法人通則法の改正に伴い、評価主体が外務省独立行政法人評価委員会から主務大臣に変更された。

(2) 評価基準の変更

「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成27年3月外務省）により、総合評定が導入されるとともに、項目別評定の評語の定義が変更された。

(3) 評価項目の変更

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえた中期目標の変更（2014年2月）及び中期計画の変更（2014年3月）に伴い、従来の評価項目「NGO、民間企業等の多様な関係者との連携」に代えて、『国際展開戦略』の実施に向けた経済協力の戦略的实施及び「NGO、民間企業等の多様な関係者との連携」の2項目が設けられた。

(4) 独立行政法人通則法附則第8条に基づく業務実績等報告書記載事項の扱い

独立行政法人通則法附則第8条に基づく経過措置の適用により、「評価書様式について」（平成26年9月2日総務省行政管理局長通知）に準じた業務実績等報告書項目別評定調書の記載事項の扱いを、以下のとおりとする。

- ・「1. 事務及び事業に関する基本情報」の「当該項目の重要度、難易度」は、空欄とする。
- ・「2. 主要な経年データ」の「①主要なアウトプット（アウトカム）情報」について、定量的指標及びモニタリングのため数値実績を報告する指標に関する情報を記載する。このうち達成目標及び基準値は、原則として定量的指標のみ記載する。
- ・「2. 主要な経年データ」の「②主要なインプット情報」について、評価項目ごとに細分化することが困難な場合は、空欄とする。

(5) 独立行政法人通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況の公表について

前年度の外務省独立行政法人評価委員会による項目別評価の指摘事項への対応を、項目別評定調書の「3-3. 評価結果の反映状況」に記載する。

総合評価

1. 全体の評価		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
評価	A : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
評価に至った理由	以下を踏まえ、A評価とした。 - 大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評価について、評価対象 20 項目のうち、S 評価 1 項目、A 評価 12 項目、B 評価 7 項目と、高い評価の項目が多いため。 - 大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目は、全て所期の成果を上げ、B 評価以上であるため。 - 法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績等、全体評価に影響を与える事象はなかった。			—	—	—

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	2014 年度は、国際社会においては、ミレニアム開発目標 (MDGs) の目標年 (2015 年) に向けた援助の加速化及び MDGs 後の開発目標設定にかかる議論が本格化し、国内においては、ODA60 周年を迎え、新たな ODA 政策の方針を示す開発協力大綱が策定されるという節目の年であった。また、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、国家安全保障戦略といった政策決定が行われ、機構は、それら政策への迅速かつ適切な対応が求められた。 このような環境において、機構は、国際社会における援助潮流の形成・議論に積極的に貢献しつつ、開発途上国の現場においては着実に事業を展開し、またそれら事業に必要な組織・体制を適切に整備・運営したと認められる。特に、大項目「I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」において、機構は、防災や気候変動などの地球規模課題への対応で日本政府と緊密に連携し、国際社会における防災の主流化に大きな貢献を行った点は特筆すべき成果であった。また、国際展開戦略策定への貢献やインフラ等の輸出に係る事業実施体制の整備を迅速に行い、国際社会におけるポスト 2015 年開発アジェンダ策定プロセスにおいては、理事長をはじめとする役員と主要国際機関トップ等への働きかけ、国際機関や援助機関との国際会議や共同研究等の取組を組織的かつ戦略的に展開した点も評価すべき成果である。 そのほか、大項目「II. 業務運営の効率化に関する事項」、「III. 財務内容の改善に関する事項」、「IV. その他業務運営に関する重要事項」についても、着実に業務を実施し、所定の成果を上げたと認められる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	各項目別評定に記載のとおり。
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	1. 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されている。 2. 内部統制システムは概ね適切に整備され、運用されているが、法人の業務範囲が拡大し、内容も多角化しているため、内部統制システムの整備・運用につき、適切な改善活動を継続的に実施することが望まれる。 3. 役員の職務執行に関する不正行為や法令等に違反する重大な事実は認められなかった。 4. 財務諸表等に係る会計監査人の監査方法及び結果は相当である。 5. 過去の閣議決定において定められた監査事項について、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、法人の長の報酬水準の妥当性、保有資産の見直し等につき、適切な取組が行われている。 6. その他 ・内部統制を強化するために、監視・モニタリング活動を充実することが重要。 ・主要3スキームの連携を強化すべく、引き続きプログラム化の推進が重要。 ・在外拠点の機能強化について、小規模な支所の体制強化が望まれる。
その他特記事項	特になし

項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目 別調 書	備 考
	2012	2013	2014	2015	2016		
	年度	年度	年度	年度	年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
貧困削減（MDGs 達成への貢献）	ロ	ロ	A			No. 1	
持続的経済成長	ロ	ロ	A			No. 2	
地球規模課題への対応	ハ	ロ	S			No. 3	
平和の構築	イ	ロ	A			No. 4	
事業マネジメントと構想力の強化	ロ	ロ	B			No. 5	
国際社会におけるリーダーシップの発揮への 貢献	イ	ロ	A			No. 6	
研究	ロ	ロ	B			No. 7	
「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦 略的实施	/	/	A			No. 8	
NGO、民間企業等の多様な関係者との連携	ロ	イ	A			No. 9	
ボランティア	ロ	ロ	B			No. 10	
市民参加協力	ハ	ハ	A			No. 11	
開発人材の育成（人材の養成及び確保）	ハ	ハ	A			No. 12	
広報	ロ	ロ	A			No. 13	
技術協力、有償資金協力、無償資金協力	ロ	ロ	A			No. 14	
災害援助等協力	ハ	イ	A			No. 15	
海外移住	ハ	ハ	B			No. 16	
環境社会配慮	ハ	ハ	B			No. 17	
男女共同参画	ハ	ハ	B			No. 18	
事業評価	ハ	ハ	A			No. 19	
安全対策の強化	ハ	ロ	B			No. 20	
外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施	-	-	-			No. 21	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目 別調 書	備考
	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
組織運営の機動性向上	ハ	ハ	A			No. 22	
契約の競争性・透明性の拡大	ロ	ロ	B			No. 23	
ガバナンスの強化と透明性向上	ハ	ハ	B			No. 24	
事務の合理化・適正化	ハ	ロ	B			No. 25	
経費の効率化・給与水準の適正化等、 保有資産の見直し	ハ	ハ	B			No. 26	
不要財産の処分等の計画	ハ	ハ	B			No. 29	
重要な財産の譲渡等の計画	ハ	ハ	－			No. 30	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
予算（人件費の見積を含む。）、収支計 画及び資金計画（有償資金協力勘定を 除く。）	ハ	ハ	B			No. 27	
短期借入金の限度額	ハ	ハ	B			No. 28	
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除 く。）	ハ	ハ	－			No. 31	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項							
施設・設備	ハ	ハ	B			No. 32	
人事に関する計画	ハ	ハ	A			No. 33	
積立金の処分及び債権等の回収により 取得した資産の取扱い	ハ	ハ	B			No. 34	
中期目標期間を超える債務負担	－	－	－			No. 35	

独立行政法人国際協力機構 平成26年度評価 項目別評定調書

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 1	貧困削減 (MDGs 達成への貢献)		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針 国際保健外交戦略	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 (平成 26 年度) 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号 (平成 27 年度) 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金 (技術協力)

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (注 1)								②主要なインプット情報 (注 2)					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア) 教育								ア) 教育					
当該年度に終了した機構の協力により研修を受けた教員の数			約 48,000 人	延べ 94,359 人	延べ 57,996 人			技術協力 (億円)	92	59	108		
当該年度に終了した機構の協力により学校マネジメントが改善された学校数			約 14,000 校	4,297 校	- (注 3)			有償資金協力 (億円)	-	89	-		
当該年度に交換公文が締結された事業の学校 校舎建設数			178 校 1,307 教室	131 校 859 教室	44 校 426 教室			無償資金協力 (億円)	141	123	883		
イ) 保健								イ) 保健					
当該年度に機構の協力により能力強化した保健医療従事者の人数			延べ 2,600 人	延べ 1,513 人	延べ 1,398 人			技術協力 (億円)	115	99	109		
当該年度に機構の協力により供与が決定されたポリオ、麻疹のワクチン数			約 4,500 万トース	約 4,040 万トース	約 53,530 万トース			有償資金協力 (億円)	102	59	83		
機能強化をした保健医療施設案件数			70 件	78 件	77 件			無償資金協力 (億円)	146	123	135		
ウ) 水								ウ) 水					
当該年度に締結された無償資金協力・円借款により改善された給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数			1,800 万人	63 万人	170 万人			技術協力 (億円)	71	76	57		

水・衛生に係る技術協力において指導・訓練される行政官、水道事業体職員、水管理組合員、コミュニティ衛生指導員、ポンプ修理工、トイレ建設工事の人数			660 人	2,300 人	3,800 人			有償資金協力 (億円)	1,259	365	237		
								無償資金協力 (億円)	120	160	129		

(注 1) 当該年度の終了案件の実績値、または承諾案件の計画値を足しあげているものは、案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。

(注 2) 技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力、無償資金協力は承諾実績を記入。

(注 3) 2014 年度に終了した案件に、該当案件がなかったため。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

2. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(一段落目は中期目標と同じのため省略)

政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。

具体的には、

●公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。

年度計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(イ) 貧困削減 (MDGs 達成への貢献)

2015 年の MDGs 目標年次に向けて、進捗に遅れがみられる国・地域、分野にも配慮しつつ、支援を実施する。

主な評価指標

指標 1-1 MDGs 達成に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 1-1 MDGs 達成に向けた取組状況

MDGs は、達成年限の 2015 年末まで残り 1 年弱となり、未達成の分野・国での取組の加速が求められている。全般に多くの国で進捗がみられるが、その達成度は目標及び国・地域によって多様で、サブサハラ・アフリカを中心に、紛争影響・脆弱国で遅れが目立つ。飢餓人口の半減（MDG1）、初等教育の完全普及（MDG2）、妊産婦死亡率の 75%削減（MDG5）等は達成困難とみられている。こうした中、国連開発機関グループ（United Nations Development Group。以下「UNDG」という。）は 2010 年に「MDG 加速フレームワーク（MDG Acceleration Framework。以下「MAF」という。）」を策定し、目標達成が困難な国と目標について、目標達成への努力を加速化させる取組を開始した。MAF 対象目標を有する国は 52 か国で、特に母子保健関連目標（MDG4、5）が多くの国で加速化対象とされている。機構は、MAF 対象国のうち、ケニアなど 16 か国 16 目標を選び、これに MAF 対象外ながら重点取組が必要と思われる国・目標を加え、計 22 か国 26 目標について、2015 年の MDGs 達成年までに国ごとの進捗を加速化するべく、具体的な対応策に取り組んでいる。

また、アフリカ開発に関しては、2013 年の第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）における「横浜宣言 2013」及び「横浜行動計画 2013-2017」により、5 年間のアフリカ開発の方向性の 3 本柱（強固で持続的な経済成長、包摂的で強靱な社会開発、平和と安定）、六つの戦略的取組課題（民間セクター主導の成長、成長基盤整備の加速化、農業従事者のエンパワーメント、持続可能かつ強靱な成長の促進、万人が成長の恩恵を受ける社会開発、平和と安定／グッドガバナンスの定着）が掲げられた。機構は、インフラ開発のための 65 億ドルの資金協力、産業開発のための 3 万人の人材育成、理数科教育や学校運営改善を通じた 2,000 万人の子どものための教育の質の向上、5 万人の小規模農民に対する「売るために作る」農業の促進等の具体的支援策に対し、実施に向けた取組を進めている。

3-2-1. 教育

(1) 協力量針

「万人のための教育」や「初等教育の完全普及の達成」を念頭に、MDGs 目標の達成進捗遅延国における取組の加速化を図るべく、以下の分野を支援している。

- 教育機会の拡大：学校校舎の建設
- 教育の質の改善：教員研修（授業研究を含む）を通じた能力強化（主に理数科）
- 教育マネジメントの改善（コミュニティを巻き込んだ参加型の学校運営体制の確立）
- 中央及び地方の教育行政官の能力強化
- カリキュラム・教科書・学力試験の改善を通じた教育の質の改善

(2) 戦略性向上に向けた取組

MDGs の目標達成状況が芳しくない、あるいは国内での達成状況の格差が著しい国を中心に、教育機会の拡大と教育の質の改善を支援する事業を展開する一方、成果の面的拡大を図るため、機構の協力アプローチの有効性を実証し、その結果をもって国際社会に発信するとともに、民間アクターの参加促進に努めた。

- **授業研究**：機構が長年協力してきた授業研究について、6 月にベルギーで開催された「教育のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Education。以下「GPE」という。）」増資会合では、セネガルでの授業研究推進の経験について発表した。また、11 月にインドネシアで開催された「授業研究世界連合（World Association of Lesson Studies：WALS）」の国際学会では、ともに授業研究を推進してきた国々とともに、その成果と経験を発表した。こうし

た取組を通じ、これまでの日本から途上国への垂直的なアプローチから、各国が学び合う水平的アプローチへの転換を図っている。

- **理数科教育：**現職教員研修のインパクトと、更なる効果向上のための新たなアプローチ・手法を検証するため、エチオピアを調査対象としたインパクト評価に着手した。中米では、ホンジュラスでの協力成果をもとに 5 か国を対象とする広域算数プロジェクトを実施した結果、「算数教育＝JICA」との認知度が高まり、現在はニカラグアで教科書と教師用指導書を基にした教員養成校向けの教材開発に取り組んでいる。グアテマラでは、青年海外協力隊員として派遣されたのを皮切りに長年教育支援に取り組み、教材開発にも活躍した教育政策アドバイザーが、外国人初の教育者勲章を受章した（8 月）。
- **学校運営：**世界銀行との共同研究「学習成果と衡平性に資する教育システム分析ツールの開発（SABER）」について、研究成果を活用した地域ワークショップをインドネシアで開催した（5 月）。研究対象国であるセネガル、ブルキナファソでは研究成果の最終報告を実施し、参加型学校運営に関する政策と実践の両面での協力の成果を明らかにした。加えて、西アフリカの学校運営改善に関する各国プロジェクトの経験を、アフリカ 10 か国、世界銀行、UNESCO 等の参加を得て開催したセミナー（2015 年 3 月）、名古屋市で開催された持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議のサイドイベント（9 月）で発表した。
- **民間連携：**勉強会開催等の働きかけにより、カリキュラム・教科書・学力試験分野の事業に対する日本の学習産業企業の参画を得た。例えばミャンマーでは、教育出版株式会社の参画により初等教育カリキュラム分析や教科書編集に関する同社の知見を活用した協力を行った。モロッコでは、学習達成度評価や補習教材について株式会社日本標準が技術支援を行い、学力向上促進に着手した。エチオピアでは、理数科学力の試験問題開発について、株式会社学研教育出版が助言を行う体制を構築し、学力試験という新たなニーズへの対応を開始した。

(3) 成果

① MDGs 目標の達成進捗遅延国に対する加速化支援の取組

ア) アフリカの進捗遅延国における基礎教育の質的向上と TICAD V における支援策の達成に向けた取組

- 日本は、TICAD V の横浜行動計画（2013-2017）にて掲げた、新たに 2,000 万人の子どもに対する質の高い教育の提供という支援策に対し、①理数科教育の拡充支援、②学校運営改善「みんなの学校」プロジェクトの拡充、③学力試験改善支援、④小中学校及び教員養成校の建設及び教室整備を通じ、これまでに 600 万 5,992 名の子どもに裨益する事業を実施した（2015 年 3 月時点）。
- **マラウイにおける中等教育支援：**MAF において教育指標の改善が謳われるマラウイでは、2004 年以降、中等理数科教育プロジェクトにより、同国中等学校理数科教員（約 3,400 名）の約 8 割に当たる 2,700 名に対し、1 人 4 回の研修を実施してきた（2015 年 3 月時点）。本年度は 2,500 名を対象とした地方研修の実施に加え、生徒数の増加にも対応するための新規教員養成課程での実践的な教授法に関する研修の準備を進めた。また、ハード面に対する無償資金協力として、リロングウェ教員養成大学の建設（2013 年度着工。2016 年竣工時の計画定員は 720 名（180 名×4 学年））及びドマシ教員養成大学の拡張に関する協力準備調査を開始した（定員数 1,080 名を 1,620 名に増加）。また、7 月には中学校の建設事業が竣工し、新たに 1,226 名の生徒が就学可能となった。
- **ブルキナファソにおける学校運営モデルの普及：**機構は、コミュニティを巻き込んだ参加型の学校運営委員会設立のための研修モデルを提案し、2013 年に国民教育・識字省の省令により全国普及のためのモデルとして採用された。2014 年度は、全国研修を開始し、全国 13 州中 7 州で完了した（残り 6 州は 2015 年度以降に実施予定）。また、この住民参加の仕組みを活用し、国境周辺の 4 州にて 76 万人に対してエボラ出血熱感染予防に関する研修（予防啓発活動）を実施した。なお、これらの取組と併せて、機構の支援の結果、初等理数科教育の授業指導案が作成され、2015 年 2 月に全国 4 万 7,000 名の理数科教員に対する研修の実施や新たな初等教員養成校を建設するための無償資金協力事業（定員 500 名。付属の後期小学校は定員 200 名、付属の小学校は定員 120 名）を開始するなどの教員の能力向上に関する取組も行っている。

- **カメルーンにおける小学校建設**：第 5 次小学校建設計画（無償資金協力）により、北西州の小学校 29 校を建て替え、2 校を新設し、計 202 教室が竣工した（5 月）。累計では、全 10 州で計 281 小学校、1,533 教室を建設し、約 13 万人の児童に就学機会を提供しており、同国の初等教育の純就学率の向上（75.2%（2000 年）、92%（2012 年））に貢献している。
- **エチオピアにおける理数科教員研修モデルの確立**：理数科教育改善プロジェクト（技術協力）により、現職理数科教員研修システムの全国モデルの確立に貢献した。プロジェクトで作成した「SMASEE 現職教員研修ガイドライン」を活用し、政府が設立した理数科改善センターを中心に研修を全国展開するモデルであり、同国初等理数科教員の 54%に当たる 2 万 3,600 名が研修を受講した（7 月終了）。この成果を受け継ぎ、9 月には、「カリキュラム—授業実践—学力評価」というカリキュラム戦略の一貫性強化のため、初等理数科の学力試験の改善を進める新たな理数科教育アセスメント能力プロジェクトを開始した。

イ) アジアの進捗遅延国における基礎教育の質的改善に向けた取組

- **バングラデシュにおける初等教育修了率改善への貢献**：MAF 対象国のバングラデシュでは、初等教育の純就学率は 76%（1990 年）から 94%（2009 年）に改善する一方、修了率の改善は 40%（1990 年）から 54%（2009 年）にとどまり、MDG 達成に大きな課題を残している。機構は、同国政府が策定した第 3 次初等教育開発計画（2010-2016 年）に対し、他の 9 援助機関と協力して、財政支援（無償資金協力）、初等理数科教育強化のための技術協力（2010-2016 年）、協力隊派遣等からなるプログラム協力を実施している。2011 年以降は、教員研修及び初等理数科のカリキュラム・教科書改訂のための技術協力を行い、教員研修の全国展開、教師用指導書の全国配布に貢献した。2014 年 4 月に実施したプログラム協力の中間レビューによれば、これらの支援は修了率の改善（2012 年実績で 73%）に貢献しており、政府が掲げる目標（2016 年に修了率 80%達成）への見通しが立った。
- **ラオスにおける初等教育の質の改善**：MAF 対象国のラオスでは、初等教育純就学率 98.0%（2013 年）に対し、修了率は 77.5%（同）にとどまり、初等教育の質の改善が課題となっている。機構では、2007 年から南部地域 90 校を対象にコミュニティ参加型の学校運営改善に取り組み、4 年間で同地域の純就学率の向上（73.4%→98.8%）、中退率の改善（4.1%→0.7%）に貢献した。2012 年からは、対象地域を拡大し、国の教育の質に関する基準に基づく学校運営改善研修モジュールの全国標準化を図っている。2014 年度は、教育政策・制度改革を対象に含む円借款「第 9 次貧困削減支援オペレーション」の活用や、GPE との連携（機構の協力対象 4 県を除く地域での研修につき、研修教材の印刷や研修会の開催に係る経費を GPE が負担）により、同モジュールの全国展開を進展させた。

② 教育を通じた女性のエンパワーメント

- **パキスタン**：ノンフォーマル教育推進プロジェクトで、パンジャブ州（人口 7,900 万人）のノンフォーマル基礎教育、成人識字教育のカリキュラム等の改善に取り組んだ。終了時評価では、裨益学習者 52 万人のうち、約 8 割に相当する 41 万人が女性であるため、プロジェクトは女性の識字教育普及に貢献したと結論付けられた（2015 年 3 月のプロジェクト終了後の他州への成果普及について、同国教育省と検討中）。なお、本案件について、5 月に開催されたユネスコ主催の「万人のための教育（EFA）に関するグローバル会議」で、成果のスケールアップに関する優良事例として、米ブルッキングス研究所と共同で発表を行い、成果を国際的に発信した。また、日本国内においても、同国出身のマララ・ユスフザイ氏が 2014 年のノーベル平和賞を受賞した際に、テレビ（TBS）、新聞（朝日、中日こどもウィークリー新聞、共同通信、信濃新聞、日経ビジネス）等を活用して本事業の成果の発信に努めた。

3-2-2. 保健

(1) 協力方針

母子保健関連目標は、MDGs の中でも達成が世界的に危ぶまれている。2013 年 5 月に政府が定めた国際保健外交戦略でも、国際的な保健分野の取組を日本外交の重要課題と位置づけ、世界の健康課題の解決に向けて関係省庁及び官民が一体となって取り組むことを通じ、日本に対する国際社会の信頼を高めていくとされている。

同戦略では、日本の経験を踏まえ、世界の全ての人が基礎的保健医療サービスを受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（以下「UHC」という。）」を推進することが掲げられている。2013年9月に総理が行った国連総会一般討論演説においても、女性の社会進出促進には母子保健関連指標の改善が必要不可欠とされている。これらを受け、機構では、ジェンダーに配慮しつつ保健行政能力の向上や保健サービスの質的向上、保健人材の拡充といった保健システムの強化を図り、包括的な母子継続ケアの提供や感染症対策に横断的に取り組むことによって、MDGs 目標達成の加速化と女性の健康改善に貢献していく方針である。

- **UHC の推進**：保健システムの強化とともに、日本の経験の共有等を通じた UHC 推進に貢献。
- **母子保健**：包括的な母子継続ケアの提供とそのために必要とされる保健システムの強化。
- **感染症**：保健システムの強化を通じた横断的なアプローチ、感染症別の対策、地球規模課題対応国際科学技術協力（以下「SATREPS」という。）による疫学的共同研究、民間連携の推進。

（2）戦略性向上に向けた取組

MDGs の目標達成状況が芳しくない、又は国内での達成状況の格差が著しい国を中心に、母子保健関連指標改善への取組を支援する事業を展開する一方、取組の有効性を高めるため、「ローン・コンバージョン」等の革新的な手法や、民間企業との連携といった取組を進めた。また、国際社会におけるポスト 2015 年開発アジェンダ形成への貢献として、UHC 主流化に向けた働きかけを行うとともに、途上国において UHC 推進に貢献する支援事業を本格化させた。

- **革新的手法**：パキスタンでの円借款「ポリオ撲滅事業」（2011 年 L/A 調印、借款供与額 49 億 9,300 万円）を通じて支援したポリオ対策について、アクセス可能なハイリスク県・地域におけるワクチン接種率 90%等の目標が達成されたとして、4 月、ゲイツ財団が円借款の肩代わり返済を実行した。事業成果が達成されれば、ゲイツ財団がパキスタン政府に代わって円借款の返済を肩代わりするという「ローン・コンバージョン」手法を初めて採用した本案件は、開発途上国で広く適用可能な革新的取組を表彰する OECD/DAC 賞（2014 年新設）を 10 月に受賞した。同事業の成果を他国にも広げるため、ナイジェリアでも同財団と連携し、同様の事業を開始した（5 月 L/A 署名、9 月ゲイツ財団との債務承継契約締結）。一方、成果達成のインセンティブを更に強化するために、進捗のモニタリング方法を改良した。
- **民間連携**：ベトナムで、ユニ・チャーム、ライオン、味の素、NPO 法人ひまわりの会との広告協力を通じて技術協力プロジェクトの成果である母子保健手帳の配布予算 450 万円を工面するなどの現場レベルでの民間企業との連携を行った。また、資金協力への本邦企業の参入促進のため、11 月のキューバ保健省副大臣他の招へいの際のように、本邦において日本の医療機器技術・製品を紹介する機会を設けた。こうした民間連携機会の増加に対応するため、機構では 4 月より保健医療分野における民間連携に係る基本的な考えの整理を進めた（結果は次年度前半に機構ウェブサイトで公開予定）。
- **UHC 主流化の働きかけ**：国際会議や学会、知識共有ネットワークに参加してパネリスト登壇や成果発表、サイドイベント開催等を行うとともに、他の国際協力実施機関との協議においても UHC 主流化を働きかけ、協力者の確保に努めた。こうした取組もあり、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals. 以下「SDGs」という。）」に関する国連のオープンワーキンググループ（SDGsOWG）成果文書（7 月）には、UHC が明記された（指標 6-1 参照）。
 - 国際的な成果発信の例：世銀・IMF 総会関連サイドイベント（4 月春季会合・10 月総会）、OECD 保健アカウント会議（4 月）、ASEAN+3 UHC ネットワーク会議（4 月）、UHC とサービスの質国際会議（7 月、米国）、国連総会（9 月）、第 3 回保健システム研究グローバル・フォーラム（9 月、南ア）、アジア保健人材同盟総会（10 月、中国）、Joint Learning Network on UHC への加入（11 月）、ADB 主催 UHC と ICT に関する国際会議（11 月、フィリピン）、WHO 神戸センターコンサルテーション会議（11 月、神戸）、日本国際保健医療学会（11 月）、マヒドン皇太子賞会議（PMAC）（1 月、タイ）、UHC モニタリング・保健指標標準化専門家会合（通年）。

- 他機関との協議の例：機構理事長と世界銀行総裁のハイレベル対話時の協議（7月）、PMAC サイドイベント／世銀-JICA アジア 4 か国 UHC ワークショップ（1月）、日本-USAID 保健パートナーシップ協議（2月）等。
- **UHC 支援事業の立上げ**：MDGs 目標の達成進捗遅延国の取組加速化支援のための既存の事業（下記(3)①参照）に加え、新たに形成・開始した主な事業は以下のとおり。
 - ケニアでは、地方分権下での UHC 推進プログラムの中核となる技術協力プロジェクト「地方分権下におけるカウンティ保健システム・マネジメント強化」を10月より開始した。また、保健省に派遣中の「保健財政／円借款形成」専門家により、2030年を目標年次とした UHC ロードマップの作成を支援した。さらに、世界銀行等と連携しつつ、UHC 達成に向けた保健セクター政策借款の形成に取り組んだ（指標 6-3 参照）。
 - インドネシアでは、医療保障を中心とする社会保障制度の強化を支援する技術協力プロジェクト「社会保障制度強化プロジェクト」を5月に立ち上げた。
 - ミャンマーでは、機構が策定に協力してきた「エッセンシャル・ヘルス・パッケージ」を提供する州レベルの行政能力強化のため、11月に技術協力プロジェクト「保健システム強化プロジェクト」を開始した。

(3) 成果

① MDGs 目標の達成進捗遅延国に対する加速化支援の取組

ア) アフリカの進捗遅延国における取組加速化と公約達成に向けた取組

- **TICAD V 公約達成への貢献**：2014 暦年分の実績として、保健分野に対する 110 億 5,900 万円の支援（技術協力を除く）を実施した（日本政府の TICAD 支援策の目標 500 億円に対し、2013 年からの累計 41%）。保健人材育成については、12 万人の目標に対し、2013 年度に約 2 万 2,000 人、2014 年度に約 2 万人（暫定値。未計上分あり。）の人材育成に貢献した。
- **アンゴラにおける保健システム強化**：「ジョシナ・マシエル病院及びその他保健機関の人材育成と一次医療の再活性化を通じた保健システム強化計画」が 10 月に終了した。一次から三次の医療施設に至る医療サービス全体の改善に必要な人材育成に貢献したことに加え、ルアンダ市内では母子保健手帳を試行導入した。ブラジルも関与したこの三角協力は、11 月、国連南南協力事務局が米国ワシントンで開催した南南協力 EXP0 にて「グッド・プラクティス賞」を受賞した。
- **ガーナにおける HIV 母子感染予防サービスの改善**：2015 年 3 月に終了した「HIV 母子感染予防にかかる運営能力強化プロジェクト」では、HIV 母子感染予防に関する医療従事者向けハンドブック及び研修教材を開発し、監督指導員とカウンセラーの能力強化に加え、支援型監督指導や IEC（情報伝達、住民教育、住民対話）教材開発の導入などを通じて、グレーター・アクラ州内の対象施設におけるサービス提供能力を強化した。その結果、対象施設での産前健診で HIV テストを受けた妊婦の割合は、協力開始前（2011 年）の 77%から、協力終了時（2013 年）には 99%へと大幅に向上した（全国平均は変わらず 88%）。
- **タンザニアにおける人材情報システムと病院運営改善の全国展開**：「保健人材開発強化プロジェクト」が 11 月に終了し、保健人材情報システムはタンザニア本土全 25 州の全 178 県に導入され、公的保健人材の 94%、民間保健人材の 83%をカバーするまでに全国展開が進んだ。加えて、国家保健人材育成戦略が完成し、病院運営改善の取組（5S-Kaizen）の主要 67 病院への展開も進んだ。5S-Kaizen を通じて、患者待ち時間の短縮や過剰在庫の削減、健康保険収入の増加といった成果を終了時評価で確認した（なお、12 月に終了したウガンダ「保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクト」でも同様の成果を確認）。

イ) アジア太平洋地域の進捗遅延国等における母子保健・感染症対策拡充に向けた取組

- **ベトナムにおける母子保健手帳の導入**：「母子保健手帳全国展開プロジェクト」では、母子保健手帳を 4 省で試験導入した結果、4 省の 77.5%の妊産婦（55 万 2,204 名）に母子手帳が配布され、妊婦の健康知識が約 3 倍に上昇、さらに 90.5%のヘルスワーカー（1 万 6,600 名）が母子手帳の活用のしかたに関する研修を受けた。

- **インドネシアにおける看護師育成支援**：看護師・介護福祉士候補者の受入れを含む日・インドネシア経済連携協定（EPA）の発効を契機に案件形成された「看護実践能力強化プロジェクト」を通じ、パイロット病院に看護ラダーシステム（看護師のキャリア開発システム）を導入するためのベースライン調査を実施し、ラダーシステム実施指針を作成した。また、クリティカルケア、災害看護、救急看護の各分野でカリキュラム開発を支援した。老年看護分野では本邦研修（20名）を実施し、同国で初となる老年看護ケア領域の方針づくりと研修カリキュラム、研修モジュール作成に着手した。
- **フィリピンにおける公的保険サービスの拡大**：「コーディラ地域保健システム強化プロジェクト」の成果として、貧困層の公的保険加入者が協力開始前（2011年）から2014年までに50%増加し、公的保険制度の母子保健パッケージを提供できる認証を受けた施設が20施設（2012年）から49施設（2014年）に倍増した。同様に母子保健関連指標の進捗が遅れている東ビサヤ地域でも、「東ビサヤ地域母子保健サービス強化プロジェクト」の実施により、公的保険制度の母子保健パッケージの認証施設が7施設（2010年）から25施設（2014年）に増加した。2015年2月現在、対象地域の保健医療施設の助産師105名に対し、基礎的緊急産科・新生児ケア研修を実施済みである。
- **ミャンマーにおける感染症対策**：「主要感染症対策プロジェクトフェーズ2」では、多様なオペレーショナル・リサーチを活用し、到達困難地域でのコミュニティベースのマラリア対策モデルを確立した。輸血によるHIV及び梅毒の感染を予防するため、検査精度を向上させ、血液の安全性を高めた。これらの取組により、6月、協力対象であるミャンマー国立血液センターが国際輸血学会の途上国賞を受賞した。また、結核対策としてコミュニティベースの対策ガイドラインを策定し、結核検査の精度向上のため、外部精度管理を推進した。

② エボラ出血熱への対応

エボラ出血熱の大規模な流行がみられたギニア、シエラレオネ、リベリアでの緊急対応のため、個人防護具、テント等の緊急援助物資供与や、WHOを通じた専門家の派遣等を実施した（指標 15-1 参照）。並行してこれら流行国の周辺の国々のエボラ出血熱流行への準備態勢を強化するため、既存の技術協力案件等を通じた支援を10か国以上で展開した。具体例は次のとおりである。

- **ガーナ**：日本政府の無償資金協力により1979年にガーナ大学医学部に野口記念医学研究所が設立されており、機構も同年より、ウイルス性疾患その他の広範な疾患に対する検査・診断能力や研究活動強化、大学・研究所の能力強化といった支援を継続的に行ってきた。エボラ出血熱流行に対し、同研究所は、2015年1月までに、ガーナ、トーゴの疑い例に関する検体を計100件以上検査し、これに対し、機構も、検査機材、試薬、防護服の供与や、周辺住民の理解を得ることを目的とした研究所の検査能力に関する広報ビデオの作成支援などを通じて支援した。
- **セネガル**：最初のエボラ出血熱患者公表から2週間後に、最初のエボラ出血熱患者を受け入れた病院に供与機材を引き渡した。さらに、追加的予算を活用しつつ、既存の技術協力事業のアセットを活用したギニア国境ハイリスク地域への保健衛生機材供与、シエラレオネ・リベリア・ギニア沿岸を移動するセネガル零細漁民向け啓発活動（UNICEFとも連携）、保健分野隊員の啓発活動等を実施した。
- **ザンビア**：1984年の学部施設建設（無償資金協力）以来、長年技術協力プロジェクトやSATREPSの実施機関として協力してきたザンビア大学獣医学部が、同国唯一のエボラ出血熱検査機関として指定され、15例のサンプルを検査した（ウイルスは検出されず）。
- **コートジボワール**：UNDPと連携して実施している「国家警察能力強化支援プロジェクト」の一環として、9月に、空港、港、国内全39か所の国境警察の警察官約2,300名を対象とした「エボラ出血熱対策研修」を実施した。

③ 研究開発支援等を通じた顧みられない熱帯病への対応

- **ガーナにおける現地の薬用植物を用いたウイルス・寄生虫感染症対策**：ガーナの野口記念医学研究所、東京医科歯科大学等による SATREPS「ガーナ由来薬用植物による抗ウイルス及び抗寄生虫活性候補物質の研究プロジェクト」（2015 年 3 月終了）では、ガーナ原産の薬用植物から、抗トリパノソーマ活性を有する 3 種の化合物を新たに同定した。現在、日本・ガーナの関係研究機関・大学が研究成果に関する国際特許を共同で申請しており、将来的な医薬品開発につなげることを目指している。本事業は、同研究所に対する長年の協力（上記②参照）による同研究所の能力向上という成果を示しているといえる。
- **ケニアにおける携帯電話を用いた感染症対策**：ケニア中央医学研究所、長崎大学等による SATREPS「黄熱病およびリフトバレー熱に対する迅速診断法の開発とそのアウトブレイク警戒システムの構築」では、東部アフリカで深刻な黄熱病やリフトバレー熱の早期封じ込めのため、安価な迅速診断法として携帯電話を用いた感染症サーベイランスシステムを開発し、2013 年度より試行導入を行っている。2014 年 10 月には、エボラ出血熱対策のため、同システムの応用が進められた。なお、機構は、1982 年の同研究所の設立支援以来、長年にわたり協力を行っており、本事業はこうした協力の成果を示しているといえる。
- **ニカラグアにおける風土病対策**：8 月に終了した「シャーガス病対策プロジェクト」では、5 年間で 11.6 万軒の家屋に殺虫剤を散布し、媒介者であるサシガメの生息家屋率はベースライン調査時の 17.0%から 4.0%に減少した。また、住民参加型のサシガメ監視システムが全 485 保健区域に導入され、2013 年にはシャーガス病対策基準書・マニュアルが施行された。今後、これらの制度や基準書等を基盤として、保健省が半期ごとに評価を実施していく予定である。
- **フィリピンにおける重要感染症の早期診断・治療に向けた研究**：フィリピン大学マニラ校公衆衛生学部、九州大学大学院等による「レプトスピラ症の予防対策と診断技術の開発プロジェクト」（2015 年 3 月終了）では、フィリピンの監視対象及び優先研究対象感染症の一つであるレプトスピラ症について、複数の診断法と動物用予防ワクチンを開発した。レプトスピラ症の早期診断・治療につながる科学的価値のある研究成果が得られたことに加え、プロジェクトでは、フィリピン大学内にレプトスピラ症予防対策センターを設置し、フィリピン人研究者が自立して研究が実施できるよう技術移転を行った。プロジェクト終了後も、同センターのフィリピン人研究者が中心となって開発した診断法とワクチンの実用化に向けた取組が継続される予定である。

3-2-3. 水

(1) 協力量針

- 給水施設整備、運営・維持管理能力強化、政策環境の整備等を包括的に視野に入れた支援を行う。
- MDGs 達成への進捗に遅れがみられる衛生分野について引き続き支援を行う。
- TICAD V における日本政府の支援策の実行に向けて迅速に取り組むを行う。
- 日本の地方自治体や民間企業（中小企業を含む）の海外展開による開発途上地域の水問題解決への貢献を支援する。

(2) 戦略性向上に向けた取組

① 域内の水道事業体の交流促進

- **アジア地域上水道事業幹部フォーラムの開催**：横浜市との共催により 7 月に実施した「アジア地域上水道事業幹部フォーラム」では、給水区域の拡大（1993 年 20%→2011 年 90%）、無収水率の削減（同 72%→同 6%）を果たし、「プノンペン」の奇跡」とも呼ばれたカンボジア・プノンペン市水道公社をはじめ、アジア 12 か国 31 名の水道事業体幹部のほか、国内水道事業関係者総勢約 330 名を招いた。収入確保、メンテナンスと機材調達、人材育成、連携・協力、災害対応等、関心度の高いテーマについて議論し、結果を「横浜宣言 2014」として取りまとめた。
- **開発途上国の事業体のネットワーク支援（ラオス）**：11 月に開催された「水道公社事業管理能力向上プロジェクト」の進捗報告のセミナーに併せて、ラオスを含めた東南アジア 5 か国の水道事業者が集まり、同プロジェクトで作成中の水道事業ガイドラインやデータ管理マニュアルについて知見を得るとともに、

安全な水供給に向けた参加各国の水道事業における課題と教訓の共有を行った。

② 地方自治体の知見の活用

- **横浜市の給水状況遠隔監視技術（フィリピン）**：「メトロセブ水道区上水供給改善計画」（無償資金協力、4月G/A締結）において、リアルタイムでの正確な給水状況モニタリングのための遠隔監視システムの運用とデータの分析・活用に、横浜市の知見を活用した。
- **沖縄県の島嶼部の水道事業運営の知見（サモア）**：沖縄県内7自治体・水道事業体の協力を得て、「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」（技術協力）を開始した。島嶼国及び水資源制約の条件下での水道事業運営というノウハウを活用し、宮古島市で導入済みの生物浄化法を用いた浄水場運転維持管理技術等で支援予定。
- **北九州市の浄水技術（ベトナム）**：「ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画」（無償資金協力、E/N準備中）では、ハイフォン市最大規模（設計能力：10万 m^3 /日、給水人口：約86万人）のアンズオン浄水場に、北九州市が国内特許をもつ上向流式生物接触ろ過設備を本格導入する予定である。2010-12年度に北九州市が実施した草の根技術協力「有機物に対する浄水処理向上プログラム」での実証実験結果を踏まえ、ハイフォン市が同設備を小規模浄水場に導入したことが契機となっている。

③ 水ビジネスの促進にも資する取組

- **海水淡水化事業への日本の技術の活用（チュニジア）**：円借款事業「海水淡水化施設整備事業」の準備調査（2015年8月終了予定）において、同国最大規模の海水淡水化施設の導入に当たり、RO膜や高圧ポンプ、システム等で日本の技術の適用を検討した。11月には、JETROの招へい事業の機会に本邦企業による視察を設け、チュニジア政府関係者に本邦製品・技術に対する理解を深める取組を行った。
- **本邦企業向け情報普及活動**：海外コンサルティング企業協会（ECFA）-アジアPPP推進協議会における講演（7、10月、2015年1月）や、海外水循環システム協議会参加企業との面談（8月）、日本機械輸出組合参加企業との面談（2015年2、3月）等の機会を設け、民間企業に対し、開発途上国における上下水道事業や国際協力事業に関する情報提供を積極的に行った。
- **中小企業の海外展開支援**：配水管維持管理及び漏水調査サービス（タイ）、紫外線殺菌装置を用いた水リサイクル（インドネシア）、水の需給ギャップを埋めるプラスチック製雨水地下貯留システムの製造販売（インド）、移動式飲料水製造システム導入（ミクロネシア）等に関する調査・事業を支援した。

④ 科学技術を活用した事業展開及び情報発信

- 日本政府が主導する全地球観測システム（GEOSS）の成果や日本の衛星データを含む情報を、開発途上国の現場に活用した（フィリピン「マニラ首都圏及び周辺地域水資源マスタープラン」、インドネシア「ブランタス・ムシ川水資源管理計画」等）。これらの産学官連携による取組を「第7回GEOSSアジア・太平洋シンポジウム」（5月）や東京大学で行われた「水循環データ統合の展開学」寄付講座設置記念講演会（10月）において紹介した。

(3) 成果

無償資金協力及び有償資金協力を通じ、約170万人の給水を改善し、安全な水へのアクセス増大に貢献した。MDGs達成が困難であるサブサハラ・アフリカでは、給水に加え、基礎的な衛生施設へのアクセスの向上のため、技術協力や無償資金協力を実施した。アフリカにおいては、こうした事業を通じて、TICAD Vにおける日

本政府の支援策（2013年から2017年までの5年間に1,000万人への水及び衛生施設へのアクセス改善と都市水道技術者1,750名の育成）に対し、2014年度までに約412万人への水・衛生へのアクセス改善と1,615名の技術者育成を行い、目標達成に大きく貢献した。

① MDGs 目標の達成進捗遅延国に対する加速化支援の取組

ア) アフリカにおける給水・衛生改善の裨益人口拡大に向けた取組

安全な水へのアクセスは、2010年に全世界で目標を達成しているが、サブサハラ・アフリカでは、いまだ多くの国がMDGsの目標達成が困難な状態である。また、基礎的な衛生施設（トイレ）へのアクセスは、アフリカのみならず全世界的にも、いまだ目標達成に時間を要する課題である。機構は、水・衛生分野のMAF対象国であるザンビア、セネガルを中心に、支援を行っている。

- **ザンビアにおける安全な水へのアクセスの改善**：安全な水へのアクセス率が最も低い地域であるルアブラ州では、二次にわたる無償資金協力で計416か所のハンドポンプ付き深井戸給水施設の建設を行った結果、州全体における安全な水へのアクセス人口が約16万2,000人（2007年、アクセス率17%）から26万6,300人（2013年、アクセス率25.6%）に増加した。9月にE/Nが締結された「第三次ルアブラ州地下水開発計画」では、200か所のハンドポンプ付き深井戸給水施設と5か所の管路系給水施設の建設を行う予定であり、アクセス人口の増加（約8万2,000人）、アクセス率の向上（30.0%）が期待される。
- **タンザニアにおける安全な水へのアクセスの改善**：タンザニア国内で最も地下水確保が難しく開発が遅れたタボラ州（地方部の平均給水率49%に対し10%以下）において、無償資金協力「タボラ州水供給計画」を5月に開始した。井戸114か所、公共水栓4か所を建設する一方、運営・維持管理主体の住民組織の能力を強化する予定である。これにより、4万5,000人に安全な水が提供され、対象村落給水率は7.8%から53.6%に改善することが期待される。
- **ケニアにおける給水人口の拡大**：セントラル州エンブ市では、浄水施設の能力不足と配水管の未整備により給水カバー率が41%にとどまっていたが、無償資金協力プロジェクト「エンブ市及び周辺地域給水システム改善計画」により、給水・浄水施設が更新され、給水人口は6万9,000人から16万8,000人に増加した。加えて、技術協力プロジェクト「無収水管理」では、10月のプロジェクト終了までに水道事業体向けマニュアルや水道技術者向けハンドブック等を整備し、人材育成を行ったことで、パイロット地区の無収水率は68%（2010年）から21%（2014年）に改善した。効果的な水資源活用だけではなく、水道事業体に大幅な増収をもたらすという効果も発現した。
- **マラウイにおける水資源マスタープラン策定**：9月、「水資源マスタープラン策定能力強化プロジェクト」により、全国を対象として現在の水資源量を把握し、水道、農業、工業や発電など様々なセクターの水需要を予測し、統合水資源管理の観点から2035年までの開発プランを策定し、持続的な水資源開発の基盤をつくった。

イ) その他地域における村落給水の裨益人口拡大に向けた取組

- **タジキスタンにおける農村部の給水改善**：MAF対象国であるタジキスタンは、安全な水を利用できる人口の比率が全国平均で66%（都市部92%、農村部57%）にとどまる。機構が重点的に協力しているハトロン州では、83の給水施設のうち、51施設が稼働しておらず、給水人口は47%にとどまっている。現在実施している給水施設の整備「第2次ハトロン州ハマドニ地区給水改善計画」、「ハトロン州ピアンジ県給水改善計画」（無償資金協力）により、州の給水人口は約4万4,000人増加し、州人口の約10%が新たに安全な水を利用できる見込みである。2015年度は、同国における水分野での初の技術協力プロジェクトとして「ピアンジ県・ハマドニ県上下水道公社給水事業運営能力強化プロジェクト」を開始し、施設の維持管理能力強化や持続的な水道事業の運営に必要な経営計画の策定を支援する予定である。
- **ヨルダン北部におけるシリア難民流入地域の給水計画策定**：2013年12月より実施中の「シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト」では、特にシリアからの難民の急激な流入により緊急度の高いイルビッド市及びその周辺地区での無償資金協力事業の内容の特定とともに、上下水道に関するマスタ

ープランを策定した。マスタープランについてはカウンターパートとともに関連ドナーにも共有し、提案事業の早期実現を図る予定である。

② アジアの大都市における給水能力の増強と給水サービスの改善に向けた取組

- **ミャンマー**：機構の支援により策定された「ヤンゴン総合都市交通マスタープラン」において、緊急かつ優先度の高い事業に位置付けられた上水道分野について、技術協力「ヤンゴン市開発委員会水道事業運営改善プロジェクト」及び円借款事業「ヤンゴン都市圏上水道整備事業」（236 億 8,300 万円）を開始した。また、第二の都市マンダレーでは、無償資金協力「マンダレー市上水道施設緊急整備計画」協力準備調査を実施し、2015 年 3 月に交換公文（E/N）が締結された。
- **モンゴル**：人口の急増等に伴う水需要の増大により、水供給能力の拡大が急務となっている首都において、無償資金協力事業「ウランバートル市水供給改善計画」（2010 年 9 月 E/N 締結）により、11 月に新規水源の開発と水供給施設の整備が完了した。施設の稼働により、約 43 万人の需要に応えることが可能となった。

3-2-4. 格差是正・貧困層支援

(1) 協力量針

- **アフリカ**：MDG 1（極度の貧困と飢餓の撲滅）の目標達成進捗状況が芳しくない国に対する支援を重点的に行い、目標達成努力の加速化を図る。人々の直面する欠乏状況の同定と解消に取り組むだけでなく、人々の能力が高まり、尊厳をもって生きる人間の安全保障が実現されるような協力を行う。そのために、小農による市場志向型農業（SHEP アプローチ）の推進や、若者や女性の就業機会・起業機会につながる能力強化の取組を拡充する。
- **アジア**：成長著しいアジアでは MDG 1 の目標達成済みの国が多いが、人々の置かれた地理的社会的条件によって、不利な状況に置かれることで拡大する格差に注意が必要である。種子改良や灌漑施設整備などを通じて、食料生産能力の拡充と安定化を図りつつ、辺境地、少数民族居住地域など取り残された地域の人々の生活向上にも配慮する必要がある。
- **ジェンダー**：2013 年 9 月の国連総会一般討論演説で、総理は、「女性の輝く社会」の構築は世界に大きな活力をもたらすとの考えに立ち、国際社会との協力や途上国支援を強化していくと表明した。機構はこうした政府方針に沿い、①女性の活躍・社会進出を推進するための女性の能力強化（女子就学率の改善、職業訓練提供、村落給水整備等の生活環境改善）、②女性の健康促進（保健医療分野の取組強化）、③平和と安全保障分野における女性の参画と保護（紛争影響国での女性の生計向上、人身取引予防と被害者の保護、女性の社会的包摂促進等）に取り組む。
- **小島嶼国**：MDG 8（開発のためのグローバルなパートナーシップ）のターゲット C に基づき、一国レベルでは開発課題への取組に限界のある小島嶼開発途上国等の特別なニーズに配慮し、域内各国が協力して課題に取り組む体制の構築を支援する。

(2) 戦略性向上に向けた取組

- **小農による市場志向型農業（SHEP アプローチ）の推進**：換金作物導入を図る小規模農家に対し、「作ってから売る」から「売のために作る」という、ビジネスとしての農業への意識変革を起こし、それを農家自らが実践するための各種支援活動を行う SHEP アプローチ推進のために、TICAD V で採択された横浜行動計画に基づき、アフリカ地域で面的な展開に向けた取組を進める。2013 年度にアフリカ各国事務所より SHEP アプローチ導入に関する要望を確認した結果、英語圏・フランス語圏を問わず 30 か国が同アプローチの導入に関心を表明した。これを踏まえ、今年度より年 2 回の行政官向け課題別研修を行い、その後対象各国へのフォローアップ調査を実施した。2015 年度からは、更に年 1 回の普及員向け課題別研修及び年 1 回のフランス語圏アフリカ地域行政官向け課題別研修を追加することが決定している。また、SHEP アプローチの推進を担う日本側の人材育成のための能力強化研修を開始した。

(3) 成果

① アフリカにおける食料増産、収入の多角化・安定化に向けた取組

ア) 現行 MDGs 目標達成を加速化させるための取組

- **ブルキナファソにおける農産品多様化の推進**：国内外のマーケット状況や栽培適性に基づいて市場志向型農産品 5 品目の選定を行い、輸出産品であるゴマについて、10 月より「ゴマ生産支援プロジェクト」を開始した。その他の 4 品目については、実施中の「市場志向型農産品振興マスタープラン策定プロジェクト」において実証事業を行いつつ、マスタープラン策定を支援し、2015 年 5 月に完成予定である。これらの協力により、これまでの綿花モノカルチャーから脱却し、農産品多様化と食料増産を図り、収入の多角化・安定化が進むことが期待される。
- **ニジェールにおける持続的な農村開発推進**：「サヘル地域における貯水池の有効活用と自律的コミュニティ開発プロジェクト」では、農民圃場学校（FFS）という普及手法による研修を実施し、農民が自ら考えて実施する営農形態の構築を支援してきた。同プロジェクトでは FFS マニュアルを策定し、農業大臣による認証の手続きを進めている。終了時評価の結果、プロジェクト目標である貯水池の有効活用を通じた持続的な農村開発の改善が確認された。
- **エボラ出血熱流行国における栄養改善への取組**：国連世界食糧計画（World Food Programme。以下「WFP」という。）と連携し、機構が「セネガル川流域灌漑地区生産性向上プロジェクト」で支援したセネガルの農民が生産したコメ 420 トンを、WFP が 2015 年 3 月、ギニア向けエボラ出血熱対策の一環として調達した。

イ) SHEP アプローチの面的拡大への取組状況

- **拠点国ケニアにおける支援の拡充**：SHEP アプローチの起点となったケニアでは、SHEP の第 3 フェーズとなる技術協力プロジェクト「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト」を 2015 年 3 月より開始し、アフリカ広域展開のリソースを活用するとともに、ケニア国内にも広域展開支援結果の教訓等をフィードバックさせることとしている。また、農業・畜産・水産省の要望により、SHEP におけるジェンダー主流化の取組（男女共同参画型の農家経営を推進するための各種働きかけ）を省内に定着させ、小規模園芸農家のみならず、他の作物生産に携わる小規模農家に対しても同取組を普及していくための能力強化を行うための技術協力プロジェクト「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」を 8 月より開始した。
- **アフリカ広域展開**：TICAD V における日本政府の支援策（対象 10 か国、技術指導者育成 1,000 名、小規模農民育成 5 万名）に対し、今年度は、対象 13 か国、技術指導者育成 791 名、小規模農民育成 1 万 7,438 名と、目標を上回るスピードで広域展開を進めた。マダガスカルでは、2015 年 3 月、技術協力プロジェクト「コメ生産性向上・流域管理プロジェクトフェーズ 2」の詳細計画策定調査において、農家世帯の稲作の収益性向上の観点から SHEP アプローチ活用を図ることで合意した。また、ガーナでは、2014 年 12 月、技術協力プロジェクト「小規模農家市場指向型農業支援・民間セクター連携強化計画」の詳細計画調査において、世界銀行との間で、ハード・ソフト両面で支援し援助効果を高めることで合意した。さらに、エジプトでは、円借款「新ダイルート堰群建設事業」で支援対象としている水路の受益地での SHEP アプローチの推進を目的に、「小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト」を 5 月より開始した。
- **アフリカ域外への展開**：パレスチナ「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト」や、エルサルバドル「東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト」等でも SHEP アプローチを導入し、アフリカ域外においても同アプローチの展開を進めた。

② アジア成長地域での食料増産・安定生産とインクルーシブな開発に向けた取組

- **カンボジアにおける農業生産性の向上**：「トンレサップ西部地域農業生産向上プロジェクト」（2015 年 3 月終了）を通じて、モデル農家を拠点とした農民圃場学校（FFS）による稲作技術の普及や農家のグループ化を通じた栽培技術の改善・販売促進等活動を推進したことにより、協力対象地域の収量・収益は、協力開始

前と比べて約 130～180%増加した。協力対象の種子生産農家グループのリーダー農家が全国農業コンテストの「高品質種子生産技術」で最高位である総理大臣賞を受賞し、その品質が一層広く国内に認められるようになり、プロジェクトで作成した栽培マニュアルが、他州での稲作の普及展開に活用されている。なお、実施中の円借款「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業」及び実施予定の円借款「プノンペン南西部灌漑・排水施設改修・改良事業」においても、同プロジェクトの成果である稲作栽培技術の活用が期待される。

- **ミャンマーの乾燥地域での灌漑整備**：降水量が少なく灌漑率の低いバゴー地域において、円借款「バゴー地域西部灌漑開発事業」（9 月 L/A 締結）を開始し、8 万 7, 596 ヘクタールを対象に灌漑施設の整理・改修に着手した。なお、同事業の協力準備調査では、圃場整備ガイドラインを作成した（8 月）。
- **アフガニスタン・タジキスタン国境地域の農村開発**：少数民族が多く貧困率の高い、アフガニスタンとタジキスタンの国境付近の両側で実施した技術協力プロジェクト「バダフシャーン地域における農村開発プロジェクト」（2015 年 2 月終了）を通じ、飲料水施設、小規模灌漑、学校、保健施設、道路・橋梁等、住民のニーズに基づく小規模インフラ事業 44 件を実施し、約 9, 700 世帯が裨益した。飲料水施設整備により、水汲みの時間が大幅に短縮するとともに感染症の罹患率が下がる、小規模灌漑整備により耕作地が拡大し農作物の収穫量が増加する、道路・橋梁事業により保健施設や学校への所要時間が大幅に短縮するなど、住民生活に影響を及ぼす具体的な効果が確認されている。

③ 女性が輝く社会の実現に向けた取組（指標 18-2 参照）

④ 小島嶼開発途上国（SIDS）の特別なニーズに対する取組

- **SIDS サミットへの貢献**：2014 年 9 月、サモアにおいて、小島嶼開発途上国（SIDS）の持続可能な開発をテーマに開催される第 3 回 SIDS 国際会議が開かれ、日本政府は、SIDS 特有の脆弱性克服を含む持続可能な開発を支援するため、人間の安全保障の観点から、特に「気候変動」、「防災」、「保健」分野における SIDS 支援策として、今後 3 年間で 5, 000 名の人材育成を支援すると発表した。機構は、「水と衛生、食料安全保障及び廃棄物管理」分科会において、大洋州 11 か国を対象とした「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（J-PRISM）」の成果と展望につき報告、これまでの 3R（Reduce、Reuse、Recycle）に加えて、生ごみなどの有機ごみを自然に返し、島では処理の難しい有害廃棄物や、「リサイクル市場でなければ売れないような有価物」を島の外に戻すこと（Return）の重要性について強調し、国連機関や各国の要人からも賛同を集めた。
- **カリブ共同体（カリコム）諸国**：2014 年は日本・カリブ交流年に当たり、7 月にカリブを訪問した総理は、域内諸国が抱える「小島嶼国特有の脆弱性」に鑑み、一人当たりの所得水準とは異なる観点からの支援が重要とし、今後の協力に向け、まずは調査を実施する旨表明した。これを受けて、機構では、7 月に米州開発銀行、カリブ開発銀行と東カリブ地域における協力覚書に署名し、今後この地域での地熱開発や省エネ促進で連携していくことを確認した。また、実施中の域内 6 か国を対象とした広域技術協力プロジェクト「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト」では、12 月にトリニダード・トバゴで域内セミナーを開催し、今後の協力の方向性を検討した。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後、ポスト 2015 年開発アジェンダに向け、きめ細かい事業設計と検証の継続を通じ、達成困難な分野への総合的な取組の強化、発信力の強化が期待される。また、技術協力で確立されたモデルを全国展開するにあたっての制度構築・実施能力強化にも力を入れるとともに、セクター開発計画策定の段階から政策協議等の上流部分での参画の強化、新しく意欲的な取組についての有効性のモニタリングを行いながら積極的に展開することも期待される。

<対応>

ポスト 2015 年開発アジェンダは、2015 年 9 月の国連サミットで確定し、成果を測定する指標と指標データ収集方法については 2016 年 3 月の確定を目指して検討が進められている。指摘のあった点について、機構はこれまで、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）や授業研究、理数科教育、学校運営等、機構が取り組んできたアプローチの有効性につき国際場裏に度々発信し、SDGs において、UHC や理数科教育、教育の質的側面等が反映されるのに貢献してきた。機構では、指摘事項にある達成困難な分野への取組については既に拡充を進めてきたところだが、今後もポスト 2015 の検討動向に注視しつつ、これと整合する形で、継続的な成果のモニタリング、有効性の検証の進め方、各国レベルにおける持続可能な開発の実現に向けた政策策定やモニタリングへの参加のあり方につき、検討する。新しく意欲的な取組についての有効性のモニタリングについては、例えばローン・コンバージョンに関し、成果達成のインセンティブを更に強化するために、進捗のモニタリング方法を改良した。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

教育、保健、水、格差是正・貧困層支援の各分野において、国際社会による MDGs の達成、第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）における日本政府の支援策の実現に向けた戦略的な取組を進め、質的・量的の両面で貢献した。

特に、MDGs の達成に向け取組の加速が必要とされる国が多いアフリカでは、TICAD V 横浜行動計画に沿った日本政府の支援策の実行が進んだ。教育分野では、全体目標（2,000 万人の子どもに対する質の高い教育の提供）に対し、2014 年度までに約 600 万人の子どもに裨益する事業を実施した。保健分野では、全体目標（12 万人の保健人材育成）に対し、2014 年度までに約 4 万 2,000 人以上の人材育成に貢献した。水分野では、全体目標（1,000 万人への水及び衛生施設へのアクセスと都市水道技術者 1,750 名の育成）に対し、2014 年度までに約 412 万人への水・衛生へのアクセス提供と 1,615 名の技術者育成を行った。SHEP のアフリカ域内展開については、全体目標（対象 10 か国、技術指導者育成 1,000 名、小規模農民育成 5 万名）に対し、2014 年度までに対象 13 か国、技術指導者育成 791 名、小規模農民育成 1 万 7,438 名となった。

一方、アジアで懸念されている教育、保健分野の MDGs の国内地域間格差に対しては、機構の支援対象地域における全国平均を上回る進捗の成果をもって全国展開を図る取組を進めた。特にバングラデシュでは、技術協力、無償資金協力、ボランティア事業によるプログラム協力を通じ、初等教育修了率の改善に貢献した。保健分野においても、ベトナムで母子手帳の全国普及に向けた取組が着実に進んだ。

国際場裏における「ポスト 2015 年開発アジェンダ」の議論で日本政府が主張するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の主流化に関しては、国際会議等での情報発信に加え、途上国の現場での実践を推進した。フィリピンの地域保健支援では、協力対象地域の貧困層の公的保険加入者が協力開始前に比べて 50%増加するなど具体的な成果が表れており、ケニアでは、技術協力と資金協力の組合せにより、UHC ロードマップ策定から地方政府の能力強化までの包括的な支援を行う戦略的な事業に着手した。こうした取組により、日本政府の政策の実現に貢献したといえる。

さらに、開発協力効果の向上に向けた新たなパートナーとの戦略的連携も推進した。教育分野では、機構による能動的な働きかけにより、技術協力事業に対し、初めて日本の学習産業企業の参画を得ることに成功し、新たな開発ニーズへの対応にも着手した。保健分野では、ゲイツ財団と連携して実施したパキスタンでのポリオ撲滅事業（円借款）が途上国で広く適用可能な革新的取組を表彰する OECD/DAC 賞を受賞し、その成果をいかした事業をナイジェリアでも開始した。また、アンゴラの医療人材育成のためブラジルと連携して行った三角協力事業は、国連の南南協力 EXPO にて「グッド・プラクティス賞」を受賞した。また、水分野においても、開発途上国の政府関係者等と日本の地方自治体・水道事業体・企業等の知識共有の機会を提供するとともに、無償資金協力における地方自治体の知見の活用に取り組んだ。

以上を踏まえ、MDGs の達成に向けた取組の加速が特に必要なアフリカにおいて TICAD で日本政府が掲げた支援策の実行状況が良好であること、アジア地域も含めて協力成果の全国普及等の質的な成果が確認されたこと、国際社会及び開発途上国の現場の双方で日本政府が推進する UHC の主流化に貢献したこと、新たな開発パートナーの知見の活用に取り組んだことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

（注）なお、項目 No. 1～No. 4 のアウトプット、アウトカムに関するデータの一部は、協力相手国の統計情報や事後評価の結果を用いるため、事業完了の数年後に初めて捕捉できるという性質がある。2013 年度以前に実施した事業のアウトプット、アウトカムについても、2014 年度に初めて捕捉できた場合は、2014 年度の業績に含めて報告した。

<課題と対応>

これまでの取組を継続して 2015 年末の MDGs 達成に最大限の努力を行う。MDGs の後継となる持続可能な開発目標（SDGs）は 2015 年 9 月末に確定予定だが、MDGs で未達成に終わった国と課題については、SDGs の中でも最優先の取組事項として目標の早期達成に貢献できるよう努める。加えて、2015 年度は、SDGs に関する国際場裏での議論の動向を踏まえ、機構内への周知と取組実施体制の構築に努める。

3－5．主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

国際社会によるミレニアム開発目標（MDGs）の達成、第 5 回アフリカ開発会議（TICADV）における日本政府の支援策（横浜行動計画）の実現に向けて着実に事業を推進した。特に、アフリカ地域の MDGs 目標の達成が遅れている国に対しては、横浜行動計画の目標達成（目標年 2017 年）に向けた積極的な支援を行い、例えば、水・衛生分野では都市水道技術者 1,750 名の目標値に対して 1,615 名、農業分野でも農業技術の指導者育成 1,000 名の目標に対して 791 名の育成を完了するなど計画を上回るペースで成果をあげている点は評価できる。また、保健分野でも、ガーナにおける HIV 母子感染防止サービスでは HIV テストを受けた妊婦の割合が

協力開始前の 77%から協力実施後は 99%に大幅に改善される等の成果をあげ、また、ブラジルとの三角協力によるアンゴラにおける保健システム強化支援は、国連南南協力事務所から「グッド・プラクティス賞」を受ける等高く評価された。

「ポスト 2015 年開発アジェンダ」の議論において日本政府が主張するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の主流化に関しては、国連総会、世銀・IMF 総会等の主要関係者が集まる機会を捉え、ほぼ通年に渡り国際会議等の場で継続的な情報発信を行い、日本政府の政策の実現に貢献した。また、ミャンマー、ケニア等の途上国の現場で UHC の考え方を取り入れた事業を推進し、すべての人が必要な保健医療を支払い可能な費用で受けられる体制整備を推進した。

開発協力効果の向上に向けた新たなパートナーとの戦略的な連携は重要な課題であり、ゲイツ財団と連携して実施した「ローン・コンバージョン」手法では、成果達成のインセンティブを高めることにより、パキスタンの対象地域でワクチン接種率 90%を達成し、開発途上国で広く適用可能な革新的取組として 2014 年 10 月に OECD/DAC 賞を受賞した。その成果を元にナイジェリアでの事業も開始されるなど、革新的な手法を取り入れた成果が現れている。

食料増産・安定生産に関しても、カンボジアにおける農業生産性向上支援では、対象地域の収量・収益が協力開始前と比べて 130～180%となり、また、アフガニスタンとタジキスタンの国境付近で実施したプロジェクトでは約 9,700 世帯に裨益をもたらすなど具体的な成果をあげている。

以上により、質的に優れた成果をあげたと考えられるため、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

MDGs の達成状況も踏まえ、本年中に策定される見込みのポスト 2015 年開発アジェンダの実現に向け、他ドナーとも協調しつつ、戦略的な取組を進めることが期待される。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

・教育・保健・格差是正をはじめ、ポスト 2015 年開発アジェンダにおける取組については、日本が重点的に貢献する目標の実現に向けた努力、国内外への発信を期待する。

・他の援助機関の取組状況と比較した機構の成果分析も必要である。また、その成果を広く国内外に発信し、機構の活動への理解が深まるような取組を期待したい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 2	持続的経済成長		
関連政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針 日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力，0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報（注 1）								②主要なインプット情報（注 2）					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア）運輸交通													
・道路・橋梁総延長（km）			429	830	726			技術協力（億円）	112	132	135		
・鉄道総延長（km）			630	200	260			有償資金協力（億円）	5,115	5,839	1,536		
・空港／港湾の数（港数）			14/7	3/3	1/5			無償資金協力（億円）	481	428	441		
・能力向上対象人数（人）			4,799	839	886								
イ）都市・地域開発													
・マスタープラン策定数（都市数）			7	9	5			技術協力（億円）	45	48	37		
・都市開発案件実施対象都市の人口（万人）			4,360	6,250	5,618			有償資金協力（億円）	1,007	3,400	1,565		
								無償資金協力（億円）	31	149	208		
ウ）資源・エネルギー													
・発電容量（MW）			556	724	2,907			技術協力（億円）	47	56	58		
・直接裨益者（人）/間接裨益者（万人）			478/680	354/370	495/1,075			有償資金協力（億円）	1,852	1,571	3,779		
・将来的な二酸化炭素削減量（t／年）			新規	687,700	2,764,724			無償資金協力（億円）	169	56	53		
エ）法制度整備・民主化													
・支援対象の法律専門家延べ人数（人）			新規	8,400	7,699			技術協力（億円）	6	8	8		
・支援対象の法令・法案数（件）			新規	29	33			有償資金協力（億円）	0	0	0		

・支援対象の法令運用・司法実務文書数（件）			新規	18	27			無償資金協力（億円）	0	0	0		
オ）高等教育													
・支援対象大学延べ数（校）			96	102	72			技術協力（億円）	42	48	52		
・日本の大学での学位取得支援数（人）			585	472	594			有償資金協力（億円）	122	376	0		
・事業提携している日本の大学延べ数（校）			153	174	236			無償資金協力（億円）	7	1	38		
カ）農業・農村開発（注3）													
キ）民間セクター開発													
・企業指導対象社数（社）			新規	1,314	1,474			技術協力（億円）	81	77	90		
・講義・講習参加者数（人）			新規	11,223	13,343			有償資金協力（億円）	412	773	617		
								無償資金協力（億円）	0	51	0		

（注1）道路・橋梁、鉄道、空港・港湾、発電容量、将来的な二酸化炭素削減量については、当該年度の承諾案件の計画値を足しあげているため、案件形成のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。

（注2）技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力、無償資金協力は承諾実績を記入。

（注3）「農業・農村開発」分野のアウトプット、インプットは、項目 No.3 の「オ）食料安全保障」参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

2.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

1.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組

（第一段落は中期目標と同内容につき省略）

政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。

具体的には、（中略）

(ロ) 持続的経済成長 ●我が国自身の復興・成長体験、知識・技術・制度を世界と共有し、日本の成長にも配慮しつつ、途上国の持続的成長を後押しする。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して事業を実施する。
年度計画 1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 (ロ) 持続的経済成長 各国の状況に応じて、日本の知見を活用し、インフラ整備、法整備、産業振興・貿易投資促進、ビジネス環境整備等に関連する政策・施策の策定及び実施並びに人材育成を支援する。支援に当たっては、経済成長の果実が貧困層も含めて広く配分されるよう、格差是正にも配慮する。
主な評価指標 指標 2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

3-2-1. 運輸交通

(1) 協力方針

- ・運輸交通行政の総合的能力開発
- ・国土の調和ある発展に対応する全国交通
- ・開発から取り残されがちな地方の生活向上のための地方交通
- ・国際化や国境を跨ぐ地域経済圏の発展を促進するための国際交通
- ・都市の持続的発展と生活水準向上に対応する都市交通
- ・日本の技術・ノウハウの最大活用とそのための産学官民・市民社会との連携強化

(2) 戦略性向上に向けた取組

① 最上流の計画策定支援

- ・ **成長地帯構想の実現に向けた貢献（バングラデシュ）**：「ベンガル湾産業成長地帯構想（BIG-B）」は、南アジアの国境を越えた地域全体、さらにアジア・太平洋地域と連動した成長の加速化を図るため、両地域をつなぐ要衝に位置する地理的優位性を利用して、バングラデシュに国際的なバリューチェーンの拠点を築く構想で、9月の総理の同国訪問時に両国が同構想の下で協力を強化していくことが共同声明に盛り込まれた。6月に機構理事長がバングラデシュを訪問した際も、ダッカ大学において、電力・エネルギー、運輸、投資促進などのセクターを組み合わせた同構想への支援について講演を行った。この構想に基づき、「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」に着手した。

② 日本の比較優位のある技術・知見の活用

インフラシステム輸出促進にも資する、空港、防災、軌道系新交通等の日本の経験や実績をいかした協力を推進した。資金協力に技術協力による人材育成を組み合わせるなど機構の強みをいかした協力を行った。

- ・ **オールジャパンによる施設整備から人材育成、制度設計までの一貫した支援（モンゴル）**：「新ウランバートル国際空港建設事業」（円借款。2013年6月着工。

2016 年末完工予定) による空港建設と並行し、新空港の円滑で安定した運営・維持管理のため、技術協力により、運営制度設計及び供用準備アクションプランの策定、人材育成及び運営・維持能力向上を支援した。国土交通省や成田国際空港株式会社の参画による日本の技術・知見を活用した人材育成及び制度設計、日本企業の共同事業体による施設整備により、オールジャパンでの支援に取り組んでいる。

- **日本の防災基準を適用した地下鉄整備（エジプト）**：「カイロ地下鉄四号線第一期整備事業」（円借款）では、日本の防災基準を適用することで地下空間を小さくしコストの削減を図った。また、本邦の関連企業の意見を聴取し、これを参考にしつつ詳細設計の技術支援を実施している。
- **デリー・ムンバイ間産業大動脈構想の進展（インド）**：安全性確保、ライフサイクルコスト削減など日本の技術と経験の活用を念頭に高速鉄道の事業スキームと資金調達の検討を開始した（9 月開始、2015 年 7 月調査完了予定）。
- **交通システムの改善**：交通管制システムの新設、交差点改良や信号制御に合わせた渋滞緩和のための施策策定支援（カンボジア、バングラデシュ）のハード・ソフトの両面での支援を開始した。また、カンボジア・プノンペン都での交通管制システム導入に関する調査、バングラデシュ・ダッカ市の渋滞対策に関する技術協力を行った。

(3) 成果

① 国際運輸施設の整備

ア) ASEAN 連結性向上

日・ASEAN 首脳会議（11 月）において日本政府が発表した支援実績（2013 年の日・ASEAN 特別首脳会議における日本政府の支援策（5 年間で 2 兆円規模の ODA）のうちの約 6,000 億円分を達成）の実現に貢献した。2014 年度の機構の主な取組・成果の事例は以下のとおり。

- 東西経済回廊のラオス国道第九号線の一部損傷区間 57km の改修（無償資金協力）が完工（2015 年 3 月）した。また、南部経済回廊のカンボジア国道一号線ネアックルン橋（無償資金協力）の本体工事が完工（2015 年 3 月）した。道路交通の改善、ボトルネックとなっていたフェリー区間の解消などにより、東西・南部経済回廊の円滑な交通の実現が期待される。ネアックルン橋の閉合式（2015 年 1 月）にはフン・セン首相も出席し、橋梁名を「つばさ橋」と命名、新紙幣に印刷されることが発表された。
- カンボジア「国道 5 号線改修事業（プレックダム-スレアマアム間）」について L/A 調印（2014 年 7 月）、「国道 5 号線改修事業（スレアマアム-バタンバン間及びシンボン-ポイペト間）」についても L/A 調印（2015 年 3 月）が行われた。
- 2012 年に機構が実施した、ASEAN 地域における港湾電子処理システム（EDI）に係る調査に基づき、国土交通省のイニシアティブにより港湾 EDI ガイドラインが作成され、第 12 回日・ASEAN 交通大臣会合にて承認された（12 月）。また、ミャンマー「港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画」（無償資金協力）の G/A を締結した（2015 年 3 月）。
- ミャンマー「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ I（I）」（円借款）の L/A が調印され（9 月）、同区間の老朽化した鉄道施設・設備の改修・近代化を実施することにより、より安全で高速な列車運行と輸送能力の増強が行われる予定である。

イ) TICAD 広域インフラ整備

- 第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）における日本政府の支援策（20 か国にワンストップボーダーポスト（以下「OSBP」という。）を普及等）の実現のため、以下の取組を行い、国境手続きの効率化と所要時間の短縮を図った。
 - タンザニア・ケニア間の国際幹線道路改良（計 240km、機構 104.3km、アフリカ開発銀行（AfDB）135.7km）を実施し、国境の OSBP 整備を完了した（12 月）（「アルーシャ・ナマンガ・アティ川間道路改良事業」（円借款））。

- ルワンダ・タンザニア間の国際橋（80m）と OSBP の整備を完了した（11 月）（「ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画」（無償資金協力））。
- 東アフリカ共同体事務局へ広域インフラ開発アドバイザーを派遣し、OSBP ワークショップを開催した（2015 年 3 月：約 100 名参加）。
- 2014 年度までに累計 15 か国に OSBP を普及、累計 931 名の関連人材を育成した。
- 拠点港湾であるナカラ港（モザンビーク）、モンバサ港（ケニア）の港湾計画策定や運営管理に関する技術協力により物流円滑化への支援を行った。モンバサ港開発事業フェーズ 2（円借款）は 2015 年 3 月に L/A 調印を行った。加えて、ナカラ回廊整備に関する円借款に向けた協力準備調査を開始するなど、内陸国へのアクセスに資する回廊への協力を推進した。また、過積載対策のための荷重計の設置（エチオピア「幹線道路軸重計整備計画」（無償資金協力））など、幹線道路の適正利用に対する協力も実施している。

ウ) 国際港湾、空港の整備

- **国際空港ターミナルの新設（ベトナム）**：12 月、ハノイ市の「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業」（円借款、STEP 適用案件）により完成したノイバイ空港第二ターミナルビルの供用が開始された。同ビルの供用開始により、ノイバイ空港は、現在の年間 600 万人から最大 1,600 万人が利用できるようになった。空港ビル建設に並行して、国土交通省、成田国際空港株式会社等の官民の連携による技術協力を行い、同国初導入となる給油タンク車を使わない地下埋設管による航空機燃料供給システム、料金設定手法や収益拡大を図るためのテナント運営手法、利用者の利便性向上を図るための顧客満足度向上活動等の面で、日本の技術やサービスの知見が活用された。
- **国内最大の国際港のリハビリ完了（インドネシア、イラク）**：インドネシアでは、ジャカルタ市の「タンジュンプリオク港緊急リハビリ事業」（円借款）が 9 月に完了し、航路拡幅と港内水域の拡大により、船舶の錯綜状態の緩和やコンテナ船の出入港処理能力の増大に貢献した。イラクでは、「イラク港湾セクター復興事業」（円借款）により、2 月に第一の商業港ウンム・カスル港の港湾施設のリハビリが完了した。本事業は、イラク向け円借款再開後の最初の完工案件である。

エ) 国際道路網の整備

- **中米道路網の整備**：国際物流の活性化などを目的にパンアメリカンハイウエイの中米区間と地域道路ネットワークのボトルネック解消を支援している。具体的には、エルサルバドル区間のうち東部開発の拠点「サンミゲル市バイパス整備事業」（円借款）を承諾した（8 月）。また、ニカラグアではコスタリカとの国境に位置する「サンタフェ橋建設計画」（無償資金協力）の完工式が実施された（2015 年 1 月）。

② 全国交通

- **首都・地方間の幹線道路の整備（ネパール）**：首都カトマンズと南部平野部を結ぶシンズリ道路全 158km（半分は新設の山岳道路）が 2015 年 3 月に完工した。機構は、1996 年以来、幹線道路建設（無償資金協力）、支線橋梁の整備（コミュニティ開発無償）、道路の維持管理（技術協力）、農業や民主化支援（技術協力）、青年海外協力隊の派遣を組み合わせ支援してきた。これら道路建設に当たっては斜面对策技術をはじめとする日本の技術を活用した。
- **国家運輸計画の改訂（ニカラグア）**：「国家運輸計画プロジェクト」（技術協力）の支援により、2033 年を目標年次とする国家運輸計画の改訂案が策定された。全国の均衡ある発展に貢献し、自然災害に強い交通ネットワークを計画する点で日本の知見を活用した。米州開発銀行（以下「IDB」という。）等の支援により、事業化が進められている。

③ 都市交通

ア) 最上流の計画策定

- **フィリピン・マニラ首都圏交通インフラ整備**：国家経済開発庁（NEDA）の要請を受け、これまで一貫性のある計画として整理されていなかったマニラ首都圏のインフラ整備と交通計画をセクター横断的な視点で整理し、マニラ首都圏の持続的な開発を図るため、機構は「マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査」を開始、2014年3月に調査報告書が完成した。このロードマップは、6月、ベニグノ・アキノ3世大統領を議長とする閣僚会議（NEDA理事会）でマスタープランとして正式に承認された。
- **プノンペン市の都市交通マスタープラン（カンボジア）**：「プノンペン都総合交通計画プロジェクト」（技術協力）の支援により、2035年を目標年としたプノンペン都の都市交通マスタープランが策定された。道路ネットワーク、軌道交通とバスを含めた都市公共交通ネットワーク、交通管理システムを含めた総合的な計画、公共交通を軸とした都市骨格を提示した点で、日本の知見を活用した。プロジェクトで行った都市バス運行に関する社会実験を機に、都市バスの運行が始まった。また、マスタープランのうち、交通管制システムの導入は、無償資金協力による事業化を行った（2015年3月E/N締結）。
- **全国運輸交通マスタープラン（ミャンマー）**：「全国運輸交通プログラム形成準備調査」の一環として、2035年を目標年としたマスタープランの作成に貢献した。（ミャンマー政府が承認の手続き中）。サブセクター（道路、航空、鉄道、水運・港湾）ごとではなく、主要回廊を軸とした開発を行う点で特色のある計画を提案した。「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズⅠ（Ⅰ）」（円借款）（上記①ア参照）により、事業化を行った。
- **ヤンゴン総合都市交通マスタープラン（ミャンマー）**：「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査（都市交通）」により、都市の骨格として都市鉄道ネットワーク、都市内高架高速道路、鉄道の駅前開発等の日本の知見を活用し、総合交通計画を提案した。優先度が高い橋梁については、無償資金協力「新タケタ橋建設計画」により、鋼管矢板井筒工法、エクストラドーズド形式等の日本の技術を活用しながら整備を進めている。

イ) 都市交通施設の整備

- **首都幹線橋梁の整備（ベトナム）**：円借款により建設したニャッタン橋（日越友好橋）（全長 3,080m）が 12 月に完成した。ニャッタン橋建設にあたり活用された本邦企業の鋼管矢板井筒基礎工法はベトナム初の試みであり、このプロジェクトでの採用を機に同国の橋梁設計基準として採用された。日越友好橋の建設により、首都ハノイ中心部とノイバイ空港（上記①ウ参照）の移動時間は混雑時 1 時間以上が 35 分に大幅に削減された。
- **首都幹線道路の改修（コンゴ民主共和国）**：過去の内戦による政府の機能不全により、首都キンシャサ市では道路が経年劣化している。「キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画」（無償資金協力）により、幹線道路の改修を行った。工事期間中は迂回路整備などの配慮がなされるなど、日本の高い道路施工技術による品質の高いインフラの実現が先方政府側に認識された。なお、本道路は「日コンゴ大通り」と正式に命名された。

④ 地方交通

- **農道管理能力向上（ブータン）**：「農道架橋設計・管理能力向上プロジェクト」（技術協力）により、農林省農業局と県の農道架橋の調査・設計・建設監理能力向上を支援し、OJT としてモデル橋梁 3 橋の工事を完了した（5 月）。

3-2-2. 都市・地域開発

(1) 協力方針

- ポスト 2015 年開発アジェンダの議論の中で、開発途上国にて急激に拡大する都市への対応が議論されていることを考慮に入れ、持続的な都市・社会を実現するための支援を行う。特に、途上国が自立的な都市運営を実現できることを念頭に置いた協力を重視する。
- 具体的には、経済活動に寄与する基幹インフラ整備、良好な居住空間の実現、低炭素都市の実現、災害に強い都市の実現、良好な都市経営の実現、都市復興の

実現に向けた支援を目標とした取組を行う。

- 地域開発について、アフリカ回廊開発を中心とした TICAD V フォローの戦略的マスタープラン案件の形成・実施により、対象地域の適切な開発に資することを前提としつつ、日本企業の海外展開にも寄与する案件の実施を推進する。

(2) 戦略性向上に向けた取組

① 最上流の計画策定支援

- **TICAD 戦略マスタープラン**：TICAD V における日本政府の支援策である回廊開発対象 3 か所のマスタープラン策定に着手した（ナカラ回廊、北部回廊、西アフリカ成長リング）。例えばナカラ回廊については、資源開発・農業開発を中核とした地域開発として特色のある計画を提案予定であり、石炭輸送・天然ガス開発のためのインフラ整備において日本企業との連携を想定している。同時に、地域住民が開発の利益を得られるように、雇用創出、人材育成、プライマリヘルスケアの拡充などを提案している。これら策定に関しては、随時モザンビーク政府、地域市民社会、経団連等から意見聴取を行いながら実施している。今後はマスタープランに基づく事業実施促進を支援する予定。
- **最上流の計画策定と民間連携事業による包括的支援（フィリピン）**：機構が横浜市と連携して策定を支援した「メガ・セブ・ビジョン 2050」の具体化のため、「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査」及び汚泥処理、固形廃棄物処理、水処理分野の普及・実証事業（横浜市等の企業による提案事業）の両面から支援を行い、普及・実証事業の成果を踏まえたロードマップの骨子案を作成した。
- プロジェクト研究「開発途上国における持続可能な都市・社会の形成に関する研究」を行い、持続可能な都市の形成に向けた機構の支援方針を検討した。

② 日本と機構の知見の体系化と発信

- **環境未来都市**：「グリーン成長都市に関する国際会議」（10 月）を受け、北九州市の持続的都市づくりの経験を世界に発信する課題別研修の形成に着手した。また、IDB との「新興・持続的都市開発イニシアティブに関する覚書」（2013 年）に基づく協力として、富山市の職員をニカラグアの首都マナグア市に短期派遣し、富山市のコンパクトシティや都市防災に関する取組をセミナーで紹介した（指標 3-1 参照）。また、案件形成の一環として、コスタリカの首都サンホセ市と愛知県豊田市との連携に関する意見交換を促進した。2015 年 4 月に機構がコスタリカの環境・エネルギー大臣を招へいし、豊田市の視察も実施予定である。
- **札幌市、旭川市の知見をいかした寒冷地の都市開発（モンゴル）**：機構の支援により国会で承認されたウランバートル市のマスタープラン（2013 年）に基づき、札幌市及び旭川市からの専門家の協力を得て、ウランバートル市の自立的都市運営能力を強化するための技術協力を開始した（9 月）。詳細計画の作成と同時に、マスタープランの主軸事業であるゲル地区再開発促進に取り組んでいる。

(3) 成果

① 都市開発計画

- **ナイロビ市都市開発マスタープランの策定支援（ケニア）**：機構の支援により「ナイロビ市都市開発マスタープラン」が作成され、2015 年 3 月にナイロビ郡政府に手交された。激しい渋滞を改善し、活力ある都市を目指した計画を提案し、計 68 回に及ぶ住民協議を通じ合意形成プロセスに十分配慮して策定した。世帯調査等から信頼性の高い交通データ収集・解析を行い、現地で関心の高い公共交通の点で日本の技術を活用した提案につなげた。今後は中量輸送交通モードの導入のための技術協力による事業化を予定している。

- ・ **大アビジャン圏都市整備計画（コートジボワール）**：2015年3月に、コンパクトシティの導入等の日本の知見を活用した計画を作成した。今後は優先プロジェクトの中からアビジャン港の雑貨穀物バースの事業化、道路整備分野での AfDB との協調融資を行う予定。
- ・ **ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA:Metropolitan Priority Area）戦略プランの事業化の進捗（インドネシア）**：2014年度までに総額 2,530 億円について、日本の ODA により資金手当てを行った（円借款：約 2,510 億円、無償資金協力：約 21 億円）。円借款による事業化（ジャカルタ都市高速鉄道南北線等）に加え、2014年度は、インフラ整備の制度・政策改善、MPA 案件のバンカビリティ向上及び課題解決を側面支援するための技術協力（MPA サポートファシリティ）を開始した。

② 地域開発計画

- ・ **南部中核拠点開発構想（インド）**：地域の包括的開発計画の策定が完了し、三つの産業開発拠点の詳細開発計画のドラフトを提出した。今後は、選定された 3 か所の産業開発拠点の詳細計画、地域内の税制等のソフト面の改善、及び関係者向けのセミナー開催等が検討される予定である。

3-2-3. 資源・エネルギー

(1) 協力量針

- | | |
|------------------------------------|----------------------------|
| ・ 日本の優位性をいかした低廉・低炭素・低リスクのエネルギー供給支援 | ・ 電力政策・電力開発計画（マスタープラン）への支援 |
| ・ エネルギー・アクセスの向上 | ・ 鉱業分野の投資環境整備と人材ネットワーク強化 |
| ・ 科学技術協力による開発課題への挑戦 | |

(2) 戦略性向上に向けた取組

① 日本の優位性をいかした低廉・低炭素・低リスクのエネルギー供給支援

ア) 高効率火力発電を通じた温室効果ガスの排出抑制

発電所から排出される CO₂ を軽減させるには、再生可能エネルギーの導入促進と同時に、既設の火力発電所及び新設が避けられない火力発電所の効率化が極めて重要となっており、日本に優位性のある技術をいかした支援が可能である。具体的な取組は、以下のとおり。

- ・ **超々臨界圧石炭火力（バングラデシュ）**：世界最高水準の効率を誇る日本企業の超々臨界圧石炭火力技術の適用を目指す円借款の初の本体事業として、6月にバングラデシュのマタバリ発電所に対する円借款事業の L/A を調印した。従来技術と比べ、CO₂ 換算で年間 40 万トン分の温室効果ガスの排出抑制効果が見込まれる。
- ・ **ガスコンバインドサイクル火力（ウズベキスタン）**：トゥラクルガン火力発電所建設事業及び電力セクター能力強化事業への円借款 L/A 調印（11月、2015年1月）。従来技術と比べ、CO₂ 換算で年間 106 万トン分の温室効果ガスの排出抑制効果が見込まれている。また同時に、ガスコンバインドサイクル発電の維持管理に携わる人材と電力開発計画立案に携わる人材の育成を行うこととしている。

イ) 地熱開発のボトルネック解消に向けた取組

地熱開発のボトルネックである試掘・資源量評価におけるリスクを低減し、地熱開発プロジェクトの期待収益率を向上させるため、地表調査や地下情報調査に従事する政府機関への技術協力や、新しい探査方法を開発途上国と共同開発する科学技術協力を展開している。具体的な取組は以下のとおり。

- ・ **アフリカ大地溝帯における地熱開発**：2013年に行った網羅的な初期調査に基づき、エチオピアで全国地熱開発マスタープラン策定、ケニアで地熱開発公社の人

材育成及び地熱開発戦略更新支援、ルワンダで電力開発計画策定支援、ジブチで情報収集確認調査を実施し、ポテンシャル地域の絞り込みを行った。特にケニアでは、「オルカリヤ I 4・5 号機地熱発電事業」（円借款）に加え、「地熱開発能力向上プロジェクト」による包括的な人材育成を実施し、アフリカ大地溝帯における地熱開発の拠点形成に寄与している。

- **インドネシアにおける地熱開発**：インドネシアでは、中長期的な地熱開発促進のための制度設計支援のための技術協力、探査精度向上のための科学技術協力（SATREPS）を開始した。
- **中南米における地熱開発**：コスタリカでは、グアナカステ地熱開発セクターローン（ラス・パイラスⅡ）（円借款）を承諾（2014 年 8 月）。同事業に関しては、地熱貯留槽評価支援に関する技術支援を実施。また、ドイツや世界銀行、IDB 等とともに、国連気候変動枠組条約第 20 回締約国会議（COP20）で発足が発表された中南米地熱開発ファシリティ（GDF）の設立メンバーになり（12 月）、域内の地熱開発促進に関する国際的な議論に貢献した。
- **小島嶼国における地熱開発**：小島嶼国である東カリブ諸国のエネルギー問題解決に地熱ポテンシャルをいかすべく、総理の訪問の機会に、IDB 及びカリブ開発銀行と協力覚書を締結した。各国エネルギー政策担当者を日本に招へいし日本企業関係者とのビジネスマッチングを促進するとともに、セントビンセント及びグレナディーン諸島、グレナダにおける地熱開発可能性に関する調査に着手した（2015 年 3 月）。
- **人材育成支援の態勢強化**：九州大学、東北大学、秋田大学の地熱分野の教授陣との連携態勢や、地熱デベロッパー、コンサルタント、プラントメーカー、掘削事業者等による支援態勢を構築し、開発途上国政府の政策決定者、地熱開発技術者等に対する日本での研修の立上げを準備した。

ウ) ハイブリッド・アイランド構想の推進

- 機構は、世界の島嶼国・地域のエネルギー問題の解決のため、ディーゼル発電機の効率化及び系統安定化機能の強化によって、燃費向上とともに再生可能エネルギーの導入許容量を増加させることで燃料消費量の削減を目指す開発戦略である「ハイブリッド・アイランド」構想を準備している。第 7 回太平洋・島サミット（2015 年 5 月）での発表に向けた準備として、大洋州諸国との意見交換を実施し、基本的な合意を形成した。
- 同構想に沿った具体的支援として、マーシャル、フィジーでは電力供給に関するマスタープラン策定支援、トンガではマイクログリッド整備のための無償資金協力を実施した。また、これらの経験を基に、大洋州地域におけるエネルギー・セキュリティ向上支援策に関する情報収集・確認調査やミクロネシア・コスラエ州電力供給改善計画準備調査などを実施した。これらの調査では、沖縄を含む日本の島嶼地域の知見も活用し、系統安定化策を伴う再生可能エネルギー導入・ディーゼル最適運用支援のプログラムを策定し、無償資金協力による機材整備、技術協力による巡回支援等の支援計画案を検討している。

エ) 水力発電

- **可変速揚水発電**：「スリランカ・ピーク需要対応型電源最適化計画調査」、「トルコ・揚水発電協力準備調査」を通じて、日本の技術的優位性の高い可変速揚水発電技術を活用した案件を提言・形成した。
- **水力発電所のリハビリ**：ホンジュラスでは、IDB との協調融資により、「カニャベラル及びリオ・リンド水力発電増強事業」（円借款）を承諾（2015 年 3 月）した。同事業の形成に際しては、財務省及び電力公社の高官を招へいし（2015 年 2 月）、日本の技術の優位性を紹介し、同技術の採用を促進した。

オ) 省エネルギー

- 日本の省エネ技術の知見、経験を活用し、電力需要の伸びの著しいアジア諸国等で、省エネルギーマスタープラン策定（バングラデシュ）、省エネルギー技術研修支援（ベトナム）のほか、ラベリング制度等導入促進（ベトナム、パキスタン）、エネルギー管理制度支援（セルビア）等の支援を展開した。またインドネシアをモデルとして、省エネ効果測定の新手法開発（アベイトメントカーブ）を実施中であり、政策の費用対効果を明らかにしていく予定である。
- IDB との協調融資枠組（CORE: Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）の活用を念頭に、中南米地域における「省エネニーズ情報収集確認

調査」、エルサルバドルにおける「省エネプロジェクト情報収集確認調査」を開始した。

② 最上流の計画策定への支援

- パキスタンでは電力セクター改革プログラムの円借款を供与し、国際金融機関と連携して各種の政策アクション、制度改善を支援した。政策アクションの一つである最適電源・送電開発計画の策定は、機構が直接支援している。

③ エネルギー・アクセスの向上（基幹電力系統整備の促進と分散型電化の最適活用）

ア) ナショナル・グリッド（国家基幹電力系統）の増強・延伸

- **送配変電事業に対する資金協力案件の形成**：ミャンマー、ベトナム、カンボジア、スリランカ、インド、バングラデシュ、エジプト等において円借款案件を形成した。このうち、スリランカ、バングラデシュ、インドでは、低損失送電線など日本の技術を活用した高効率送配電設備の輸出にも資する事業を計画した。また、アフリカでは無償資金協力による基幹送変電設備整備を推進し、ジブチ、モザンビーク、ウガンダの送変電設備案件の協力準備調査を完了し、ルワンダ、ナイジェリアの送変電案件については調査を開始した。
- **維持管理能力向上のための技術協力**：ミャンマー、カンボジア、パキスタン、タンザニア、ガーナ等では送変配電の維持管理能力向上に資する技術協力を推進し、資金協力との相乗効果を図った。ミャンマーでは本邦研修の際、日本の配変電企業とミャンマー政府関係者の交流も促進した。

イ) 分散型地方電化の活用

- **再生可能エネルギーによる地方電化（ケニア）**：ケニアでは、技術協力により、地方電化モデルの構築、各種ガイドラインを策定した。また、機構の知見を蓄積した「開発途上国向け太陽光発電技術の導入普及に関する総合分析」を活用した国際機関への情報提供、小水力発電開発支援の知見を踏まえた助言、支援を行った。加えて、ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）においては、研究開発、教育、研修の改善とともに、産学官関係者の連携強化を進めている。
- **LED 活用事業の広報**：日本人のノーベル賞受賞の機を捉え、ブータン・ケニア・トンガにおける LED を活用した支援の事例をパンフレット化し、広報・情報発信を行った（国内メディア（新聞、報道番組）4 件、海外誌 1 件などに取り上げられた）。

④ 鉱業分野の投資環境整備と人材ネットワーク強化「資源の絆プログラム」

- 機構は、途上国政府の資源分野の人材を育成し、長期的に知日派、親日派を育て、日本の資源関係者との人的ネットワークを強化する「資源の絆プログラム」に取り組んでいる。2014 年度は、モンゴル、ミャンマー、タンザニア、マラウイ、モザンビーク等から、資源分野の長期研修員 16 名を受け入れたほか、モザンビーク、マラウイ、カンボジアでは鉱業分野の人材育成のための技術協力を開始した。各大学及び関係省庁に働きかけ、秋田大学国際資源学部の大学院創設の前倒し、早稲田大学での英語修士コース開始（2015 年秋予定）等が実現した（指標 9-3 参照）。さらに、経済産業省主管の総合資源エネルギー調査会の資源・燃料分科会の鉱業小委員会委員として日本の鉱業政策の立案に参画し、その中間報告の中に「資源の絆プログラム」が位置付けられた。
- 2013 年に締結した「資源分野の戦略的連携合意書」に基づく秋田大学との連携深化に向け、SATREPS 案件（「セルビア持続可能な資源開発実現のための空間環境解析と高度金属回収融合システム研究プロジェクト」）の立上げ、「モザンビーク国鉱物資源分野における能力向上プロジェクト」に関する協議、秋田大学が実施するインドネシア、タンザニア、ケニア、ボツワナでのフィールドワークへの機構海外拠点を通じた支援等を実施した（指標 9-3 参照）。

⑤ 科学技術協力による開発課題への挑戦（SATREPS の戦略的活用）

- 機構は、現場の問題意識を日本の研究者に共有し、能動的に研究デザインの提案や意見交換を行い、開発途上国の開発ニーズに基づいた SATREPS 案件の形成・

実施及び既存案件の社会実装の実現性の向上に取り組んでいる。2014年度は、このような過程を経て、京都大学の地熱探査技術開発（インドネシア）、九州大学の燃料電池開発（ベトナム）、秋田大学の鉱滓資源回収技術開発（セルビア）が新たに採択された。

(3) 成果

① 日本の優位性をいかした低廉・低炭素・低リスクのエネルギー供給支援

- バングラデシュ初の省エネルギーマスタープランの策定：2015年2月、機構の支援により省エネルギーマスタープランが作成された。本邦技術活用のために産業界・メーカーとも連携し、日本の知見を基にエネルギー管理制度・ラベリング制度の整備を提案した。本マスタープランは、同国電力省により承認される予定である。機構は、円借款（ツーステップローン）による制度普及・事業化に取り組んでいる。

② 電力政策・電力開発計画への支援

- ミャンマー初の中長期的な最適電力開発計画の策定：12月に、機構の支援により電力マスタープランが作成された。ミャンマー政府、ドナー、日本企業など幅広いステークホルダーと協議しつつ、発電及び送電能力強化による電力供給の向上、インクルーシブな電化、かつ日本のインフラ輸出にも資するエネルギー・セキュリティに配慮したバランスのとれた電源構成の開発シナリオを提示した。同国電力セクターの現状と展望を広く紹介するため、ミャンマー電力省関係者を招へいた本邦企業向けセミナー実施（7月、約200名参加）等を通じて幅広く情報も提供した。本マスタープランは大統領府、国家エネルギー管理委員会により協議、承認される予定である。機構は、同国電力省の計画策定能力向上のためにマスタープラン支援後も継続的に支援している。

③ エネルギー・アクセスの向上

- 送変電維持管理技術者の訓練機能強化（パキスタン）：円借款案件「全国基幹送電網拡充事業」を含む4件の送変電円借款事業の持続的な事業効果発現のため、送変電維持管理研修能力強化支援に資する技術協力プロジェクトを実施し（12月終了）、研修受講者約500名／年に対する技術訓練機能の強化に貢献した。さらに、送変電訓練シミュレーター導入を目的とした無償資金協力を形成し、切れ目のない支援を実施している。
- 地方電化に関する成果（ブータン）：3-2-8参照。

3-2-4. 法制度整備・民主化

(1) 協力方針

以下の観点から、基本法及び経済法の関連分野を対象とする支援及び民主的発展への支援を行う。

- 自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値の共有による開発途上国における法の支配の定着
- 持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保
- 日本の経験・制度の共有、日本との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備
- 日本企業の海外展開に資する貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援
- ガバナンス強化を通じた日本の経済協力の実効性向上と国際開発目標達成への寄与
- 選挙制度、議会支援、メディア支援、公共安全、行政サービス向上を通じた民主的発展への支援

(2) 戦略性向上に向けた取組

① 法の支配の定着

- **包括的な法整備支援（カンボジア、ミャンマー）**：カンボジアでは、実施中の技術協力プロジェクトを通じ、カウンターパート機関が自ら研修を実施するようになり、機構が立法に協力した民法・民事訴訟法が弁護士、裁判官等にも広く理解されるようになった。2014 年度は、民法関連の不動産登記手続きの普及を目的とする現地セミナー（2015 年 3 月：司法省職員、裁判官、書記官、登記官等約 150 名参加）や日本の判決公開制度の紹介等を行う現地セミナーを実施した。また、ミャンマーでは、六つのワーキンググループが組織され、2014 年度は現地におけるディスカッションミーティングを中心に活動を行った。知的財産権に係る現地セミナー（6 月）、仲裁法に係る現地セミナー（8 月）、会社法に係る現地セミナー（10 月）、本邦研修（5 月「日本の法・司法制度」、11 月「人材育成」、3 月「法案審査・法案起草」）を実施した。
- **平和構築国における刑事司法支援**：コートジボワールにアドバイザーを派遣し、刑事司法及び司法アクセスの改善に向けた取組を開始した。同協力では、暴力の被害に遭った女性の権利保護等、ジェンダー視点を取り入れており、具体的取組として、コールセンター開設のための協力を着手した。

② 貿易・投資環境整備：金融支援の拡充（ベトナム、ミャンマー、モンゴル）

- **ベトナムの国営企業・銀行改革に対する支援**：国営企業改革に係る債務処理メカニズムの構築と、コーポレートファイナンス管理に係る財政省の能力強化、及び金融機関の不良債権処理に係る制度、組織、人材等の整備を支援している。6 月にハノイで開催したキックオフセミナーでは、畑中前金融庁長官をはじめとする講師が日本の不良債権問題処理に係る金融行政、企業再生の経験を伝えた。
- **ミャンマー中央銀行の資金決済システム構築支援**：2015 年末までに中央銀行と国営銀行 4 行、市中銀行 24 行を接続する資金・証券決済システムを導入するための無償資金協力事業による活動を、4 月に開始した。併せて、同システム導入に伴い必要となる法規制・マニュアルの整備や能力強化を図るため、7 月から技術協力を開始した。8 月に開催した現地セミナーでは、白川前日本銀行総裁が、中央銀行・市中銀行の幹部に対して、中長期的な金融セクターの発展の方向性と中央銀行のあるべき姿について講演した（2 回、計約 110 名が参加）。
- **ミャンマー証券取引所開設に向けた支援**：ミャンマーでは、2015 年中のヤンゴン証券取引所開所に向けて、2014 年 11 月にミャンマー証券取引委員会（SECM）が設立された。機構は、長期専門家による助言とともに、ミャンマー財務省職員及び SECM 職員に対して研修を実施した（証券市場概要、証券会社・証券取引所に係る諸規制、検査・監督の概要等の講義）。12 月に取引所準備会社設立の署名式が執り行われ、2015 年 1 月には証券会社免許要件の公表に至った。
- **モンゴル資本市場の規制・監督能力向上**：モンゴルにおける直接金融市場拡大のため、規制監督委員会を対象とした技術協力を開始し、同委員会職員 2 名が金融庁にて 4 か月間の実務型研修を受講した。

③ ガバナンス強化（不正腐敗防止を含む）

- **バングラデシュでは、同国の「行政機関の効果的な国家健全性戦略」の実施枠組みを確立するための技術協力を開始した（9 月）。また、汚職防止能力の向上を支援するため、課題別研修「汚職対策（刑事司法）」（10-11 月）にインドネシア、ウズベキスタンからの研修員を上乗せし、受け入れた。**

(3) 成果

① 法の支配の定着

- **民法等の改正（ベトナム）**：2015年3月に終了した「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」による支援の結果、中央司法機関と地方機関が連携し、現場の実務上の課題を反映して執務参考資料を作成するという業務フローが定着した。また、プロジェクトでは、現地の専門家チーム（日本の検察官出身者・裁判官出身者・弁護士）と国内の有識者から成る国内支援委員会の協力により、日本法を含む各国の立法例・モデルを紹介したり、ベトナムの実務上の課題を吸い上げたりするためのセミナーを開催し、起草活動を支援した。この支援を踏まえた改正民法の草案が2014年秋国会に提出されるとともに、改正破産法の法案が2014年春国会で、改正裁判所組織法及び改正検察院組織法の法案が2014年秋国会で成立した。
- **実務参考資料の作成と普及（ラオス）**：7月に終了した法律人材育成強化プロジェクトによる支援の結果、法務・司法関係機関、法学教育機関の職員・教員が民法・民事訴訟法・刑事訴訟法のモデルハンドブックを作成し、セミナーを通じ、国内の法務・司法関係機関、法学教育機関にその普及が行われた。ハンドブック作成を通じ、法律の沿革や趣旨を含めた、条文の背後に存在する法理論の理解を深めることの重要性を再認識し、ハンドブックには実務上の問題を条文や法理論に関連付けながら議論し、その結果明らかになった条文間の関係が盛り込まれた。さらに、7月には同プロジェクトのフェーズ2を開始し、民法典起草に継続して取り組むとともに、民法・民事経済関連法・刑事関連法の実務参考資料作成に取り組んでいる。
- **民法の改正（ネパール）**：法整備支援アドバイザー及び学者等の有識者から成る国内支援委員会を通じて、日本を含む各国の民法の立法例、民法の基礎理論、ネパールの国づくりのプロセスにおいて近代化的かつ体系的な民法が果たす役割等を紹介するとともに、ネパールの伝統・文化に配慮しつつ改正民法草案の起草を支援した。この支援を踏まえた草案は、2014年10月に国会に提出された。

② 持続的成長、貿易・投資環境の整備

- **競争法の策定（フィリピン）**：技術協力「包括的国家競争政策プロジェクトフェーズ2」により、日本の公正取引委員会の権限や体制に関する知見を提供した結果、この支援を踏まえた競争法案がフィリピン国会に提出され、2015年7月の成立を目指して、審議が行われている。
- **日本式税関システムの普及（ベトナム、ミャンマー）**：ベトナムでは、無償資金協力により導入し、技術協力プロジェクトで運用支援を行ってきた「輸出入・港湾関連情報処理システム」（NACCS）及び「通関情報総合判定システム」の全国展開が、2014年6月末までに完了した。現地に進出している外国企業を含め、利用登録企業は7月末に約5万社を超えており、利用企業が増加している。さらに、ミャンマーでも無償資金協力によるNACCS導入支援を6月に開始した。

③ ガバナンス強化（不正腐敗防止含む）

- **行政機関の内部監査体制の強化（モンゴル）**：モンゴルでは、8月に終了した「内部監査及び業績モニタリングに係る能力向上プロジェクト」による支援の結果、主要行政機関において内部監査が実施されるようになった。さらに、内部監査関連法令策定を含む中期戦略計画が大蔵大臣により承認された。

3-2-5. 高等教育

(1) 協力方針

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ・ 開発途上国の拠点大学への協力 | ・ 本邦留学による人材育成 |
| ・ 日本と開発途上地域の高等教育機関のネットワーク形成 | ・ 学生の急増に対応する高等教育の質の保証 |

(2) 戦略性向上に向けた取組

① 日本の大学と連携した開発途上国の拠点大学の支援

- **横断的課題に対する包括的支援体制の構築（ベトナム）**：円借款「カントー大学強化事業」（2015 年度第一四半期 L/A 調印予定）及びカントー大学強化のための技術協力（2015 年度開始予定）の形成に取り組んだ。日本の 9 大学による支援体制を構築するとともに、機構内でも、農業・水産・環境の分野横断的課題に対応すべく、地域部・3 課題部の間の調整を行った。そのほか、日越大学構想の実現に向けて、技術協力「日越大学修士課程設立プロジェクト」（2015 年 4 月開始）の準備のための調査を行った。
- **大学及び高専との連携体制の構築（モンゴル）**：「工学系高等教育支援事業」（円借款）において日本の 6 大学による支援体制を構築し、2014 年度はツイニングプログラム（現地大学での 2 年半の教育後、日本の大学に編入して 2 年間の教育を受ける制度）のカリキュラム検討、高専への留学プログラムの実施体制構築を行った（2015 年度に日本の高専型工学教育の導入を支援するための本邦研修を実施予定）。また、技術協力「ホーチミン工業大学重化学工業人材育成支援プロジェクト」（ベトナム）で日本の高専教育を参考にパイロットモデルを形成するとともに、商工省傘下の他大学への共有を進めている。

② 高等教育の質の保証

- **工学教育認定組織設立に対する初の支援（インドネシア）**：大学等が急増する中、産業界が必要とする質の高い工学教育を確保するための教育認定組織の設立を支援するため、「インドネシアエンジニアリング教育認定機構（IABEE）設立プロジェクト」を開始した（2014 年 11 月）。

③ 産学官連携

- **アセアン工学系高等教育ネットワーク**：産学連携に関する産業界・大学の知見の共有を目的としたセミナー（9 月、153 名参加、於マレーシア）、日系企業 7 社との共同研究の具体化に向けた協議を実施した。
- **マレーシア日本国際工科院**：日本の 3 大学とのダブルディグリー、ジョイントディグリー開設に向けた調整、日系 26 社を含む 75 名のインターン受入れを実施した。日本企業 1 社と共同研究・冠講座に係る協力覚書を締結した（8 月）。
- **インド工科大学ハイデラバード校**：3 バッチで計 27 名の化学・機械・材料工学分野等の長期研修員を受け入れた。長期研修員と日本企業の連携促進のために「日印人材フォーラム」を 8 月に開催し、約 60 社 150 名が参加した。参加企業から長期研修員のインターン受入れや採用に関心表明があり、協議を行っている。

(3) 成果

- **TICAD 産業人材育成支援（ケニア）**：汎アフリカ大学構想拠点支援（JKUAT/PAU）：ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）への 20 年来の協力の成果をいかして、6 月に「アフリカ型イノベーション振興・JKUAT/PAU/AU ネットワークプロジェクト」を開始した。アフリカ連合委員会から科学・技術・イノベーションのアフリカ拠点として指名された JKUAT を拠点として、産業人材を含むアフリカの社会・経済の発展に貢献する人材を育成する事業である。11 月に第 1 期生（協力開始前に入学）の修士 54 名（11 か国、男性：47、女性：7）が卒業した。約 2/3 は博士課程への進学を希望している。第 2 期生として 100 名（22 か国、修士 72、博士 28）（男性：67、女性：33）が入学した。さらに、「モノづくり道場」の具体化に向け、計画を詳細化し、2015 年 3 月に施設建設を着工した。
- **新興国の工学系人材育成（インドネシア）**：スラバヤ工科大学では、12 月に完了した「スラバヤ工科大学情報技術高等人材育成プロジェクトフェーズ 2」（技術協力）による日本の大学を参考とした研究室中心教育の全学への浸透を通じて、教育・研究能力が強化され、東部インドネシアを中心とした大学・産業界との学術・人材育成協力に関する連携強化の基盤が形成された。
- **アフガニスタンの人材育成**：「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト（PEACE）」の第 4 バッチ 128 名が来日し（9 月）、累計では全体目標 500 名中 330 名

を受け入れた。既に 54 名が修士号又は博士号を取得して帰国し、省庁や大学での業務に従事している。10 月にはガニ新大統領が修了生 27 名と直接面談し、アフガニスタンの発展のリーダーとしての活躍を期待する旨表明があった。

3-2-6. 農業・農村開発

(1) 協力方針

- ・ バリューチェーン全体の改善。特に日本の比較優位をいかした農業生産性の向上。民間セクターの参入促進や民間セクターとの連携も重視。
- ・ 小農配慮の観点から、土地、漁業、林業の所有に関する責任あるガバナンスや責任ある農業投資原則の考え方に沿った支援を実施。

(2) 戦略性向上に向けた取組

① グローバル・フードバリューチェーン (GFVC) 構築支援

- ・ GFVC 戦略会議への貢献：日本政府が推進する GFVC 戦略会議に対して、機構から情報提供し、GFVC 戦略の策定に貢献した。また、GFVC 官民協議会の IT 農業分野別研究会にて、機構の民間連携による取組を発表した。
- ・ GFVC 戦略に基づく案件形成（インドネシア、ベトナム）：インドネシアでは、食品関連市場へ進出している日本企業をはじめとする近代的流通市場や消費者のニーズと高品質・高付加価値の作物を栽培する農家を結びつけ、官民連携により農家所得の向上につながる農産物流通システムの改善を目指す「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト」の詳細計画策定調査を行った。ベトナムでは、GFVC 戦略に基づいて、日越両政府間の「ベトナム農業発展のための日越農業協力対話」により、ベトナム国内数か所のモデル地域にて官民の参画による取組を強化する旨が合意され、機構もこれに沿った案件形成・実施を進めた。

② 日本の技術・知見の活用

- ・ 灌漑工法の活用（エジプト）：ナイル川支水路の灌漑用水を七つの幹線水路に分水するダイルート堰群は、建設後 140 年が経過しており、機能低下による非効率な分水が課題となっている。2015 年 3 月に L/A に調印した「新ダイルート堰群建設事業」（円借款、STEP 適用）では、堰群の新設及び水管理システムの強化のため、高精度の水位制御や適時の放流を可能とする越流型 2 段ゲート及び鋼矢板二重締切工法等の本邦企業が有する優れた技術を活用予定である。なお、5 月には、同水路の受益地における SHEP アプローチ（指標 1-1 参照）の推進を目的とした「小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト」（技術協力）を開始した。

③ 気候変動対策に資する灌漑開発の推進

- ・ 気候変動適応策としての灌漑開発の推進（アフリカ全域）：近年アフリカでは、気候変動の影響による降雨パターンの変化、降雨量の年較差の拡大、干ばつの頻発などが顕在化しており、農業生産への影響が深刻化しつつある。灌漑開発は気候変動に対する有効な適応策であり、気候変動の影響にも強靱な安定的な農業生産に向けて灌漑開発の重要性が顕著に高まっている。機構は、ハードへの協力として、小規模灌漑推進に向けた県灌漑開発基金への資金支援（タンザニア：有償資金協力）、灌漑施設の建設・改修、ポンプ灌漑の整備（ルワンダ、ジンバブエ、スーダン：無償資金協力）など、ソフトへの協力として、灌漑技術者の水管理等の技術力向上（エチオピア、タンザニア、マラウイ、ザンビア、ケニア）などに取り組んでいる。
- ・ 乾燥地の灌漑開発（スーダン、ミャンマー）：スーダンでは、「食料基盤整備計画」（無償資金協力）により、灌漑施設を整備している（3 か所、計 1 万 7,600ha 対象）。ミャンマーでは、「バゴー地域西部灌漑開発事業」（円借款）により、降水量が少なく灌漑率の低い地域で灌漑施設の整理・改修に着手した（8 万 7,596ha 対象）。

対象) (指標 1-1 参照)。

④ 三角協力によるナカラ回廊農業開発 (ProSAVANA) の推進 (モザンビーク)

- モザンビーク北部のナカラ回廊地域は、高い農業ポテンシャルを有している。地域の大多数を占める小規模農民は伝統的な農業を営んでいるが、その生産性は低位にとどまっている。機構はブラジル国際協力庁とともに、同地域の持続的な農業開発と地域住民の生計向上を目指す事業についてモザンビーク政府を支援している。2014 年度は、研究・普及・開発計画策定に係る活動を実施した。地域の農業環境に適した優良品種の選抜や土壌保全技術、間作技術など、現地で普及が可能な技術を開発し、展示普及している。また、地域の農業技術普及や農村コミュニティ並びに農家組織強化に向けてキーファーマーの育成や、財務研修の実施、契約栽培の推進など具体的な取組を進めている。開発計画の策定については、対象地域の住民を含むステークホルダーとの対話を踏まえ進めている。

(3) 成果

① 科学技術の成果の活用

- 穀物に寄生する雑草の防除技術の開発 (スーダン) :** 2015 年 2 月に終了した SATREPS「根寄生雑草克服によるスーダン乾燥地農業開発プロジェクト」において、世界に先駆けて、スーダンの主要穀物であるソルガム等の生産を阻害する根に寄生する雑草の防除技術 (宿主植物なしに発芽・枯死させる自殺発芽誘導) の実証に成功した。さらに、他の技術を組み合わせることで、展示圃場におけるソルガムの収量増加を達成した。これらの研究成果を基に、スーダン科学技術大学への雑草研究センターの設置が検討されており、自律的・持続的な研究開発と適用が期待される。この雑草はスーダンだけでなく、サブサハラ・アフリカに生息し、イネ科の植物に寄生することから、本プロジェクトの成果をスーダン国内外で活用するほか、農民学校のような農民や地方政府関係者が集まる場において技術や知識を共有し、農民から農民、さらには地域から地域へと防除技術普及が拡大することが期待できる。
- 小規模分散型の農業廃棄物のバイオ燃料利用モデルの開発 (ベトナム) :** 10 月に終了した SATREPS「持続可能な地域農業・バイオマス産業の融合」において、一次産業の農業副産物や廃棄物から、バイオ燃料を生産・消費する地産地消型のバイオマス活用システムを実証した。ベトナム南部地域に適応した小規模分散型のバイオマス利用モデルや新規技術を開発し検証を行った。この結果、コストダウンの努力は引き続き必要であるものの、技術の有効性は実証され、小規模分散型のバイオマス利用のモデルが提示された (現在実施中の日本国内での補足実験を経て、今後、中小企業海外展開支援事業により事業化予定)。
- 好適環境水を活用した高付加価値養殖技術の開発 (カンボジア) :** プロジェクト研究「好適環境水を用いた高付加価値淡水養殖」により、カンボジア内陸部の種苗生産農家を対象に、岡山理科大学が開発した好適環境水 (淡水に僅かな量の電解質を加えた水) を用いた閉鎖循環式エビ養殖の実証試験を実施した。農家レベルでの種苗生産を検証の結果、一定の条件の下で飼育可能なことを確認し、年間 3 回の生産を複数回継続できればビジネスモデルとして成立する可能性が示唆された。
- エビの次世代型養殖技術の開発 (タイ) :** SATREPS「次世代の食糧安全保障のための養殖技術研究開発」において、東南アジアの従来型の半粗放的な養殖に代わる、高度な科学的知見を活用した持続可能な次世代型の養殖の導入を図った。2014 年 1 月、東南アジアで甚大な被害を出しているエビ感染症の早期死亡症候群 (EMS) の原因遺伝子を世界で初めて特定し、同年 5 月に 100%の精度で検出可能な診断法を確立した。EMS の蔓延によりタイ国のエビ生産量は 2013 年に約 60% 減少したが、本プロジェクトで開発した診断方法は、タイ国政府の標準的な検査方法として活用されており、同国政府の EMS 防除に向けた取組を大きく前進させている。
- 地域環境に適したイネ品種育種の基盤強化 (ベトナム) :** SATREPS「ベトナム北部中山間地域に適応した作物品種開発プロジェクト」において、効率的育種法の確立と自国産の短期生育・高収量・病虫害抵抗性イネ有望系統の開発を行い、有望系統群に適した栽培法の取りまとめを行い、最先端育種技術の移転を実施し

ている。基本育種技術として、大量の戻し交雑手法の確立、DNA マーカー選抜の迅速化、世代促進法の確立等、所期の予想以上の早さで有望系統群が作出された。これにより現在では有望系統の栽培特性や生理生態学的特性の調査が進み、一部の系統では将来的な品種化の見込みが立ちつつある。

② 安定的な食料生産に向けた灌漑開発の推進

- **灌漑技術者の技術力向上（タンザニア、エチオピア）**：タンザニアでは、「小規模灌漑開発事業」（円借款）による 100 以上の小規模灌漑地区の開発に組み合わせて実施した「灌漑事業推進のための能力強化プロジェクト」（技術協力）が、6 月に終了した。同プロジェクトの結果、合計 65 名の灌漑施工管理講師が育成され、152 全県において、合計 300 名以上の職員が研修を受け、維持管理分野については、49 名の講師が育成され、42 県で合計 220 名の職員を対象に研修を実施し、各分野における技術力向上に貢献した。エチオピアでは、6 月に終了した「灌漑設計・施工能力向上プロジェクト」（技術協力）により、研修を通じて水資源管理分野 377 名、施工監理分野 653 名、水管理分野 639 名を育成した。また、技術力の向上により、プロジェクトで開発した灌漑設計・施工監理ガイドラインを実務に活用できるようになった。
- **圃場整備ガイドラインの作成（ミャンマー）**：8 月に終了した「ミャンマー国灌漑施設改修事業準備調査」では、モデル事業として 136ha の圃場を整備しつつ、農業機械化のために必要とされる圃場整備の計画策定方法や、住民間の合意の形成方法等を示したガイドラインを作成した。今後、圃場整備により農業機械の導入が促進され、ミャンマーでの本邦農機メーカーの進出が促進されることが期待される（例えばコンバインなど、圃場整備を行うことで普及スピードが向上する）。
- **円借款による灌漑開発及び農業生産の拡大（インド）**：インド南部アンドラ・プラデシュ州では、「クルヌール・クダッパ水路近代化事業」（円借款）により幹線水路 305.6km の改修、二次水路の計 890km の改修・建設が実施され、約 10 万 ha で安定的な灌漑が可能となった。その結果、コメ、ナッツ類、綿花などの生産性・生産量が大きく向上し、新たにトウガラシの作付が可能となった。加えて、対象農家の農業粗収益額が 3 万 7,329 ルピー（2002 年）から 6 万 8,352 ルピー（2013/14 年）に大幅に向上した。

3-2-7. 民間セクター開発

(1) 協力方針

- 民間セクターの発展を通じて経済成長や所得向上を実現し、グローバル経済、経済成長の恩恵を広く人々が享受することを重視。
- 貿易・投資促進、中小零細企業振興、産業人材育成、地場産業振興・地域経済活性化に向けた支援を実施。
- 事業実施に当たっては、日本企業との連携を通じて、開発途上地域及び日本双方の発展に貢献できる取組を重視。

(2) 戦略性向上に向けた取組

- **産業政策対話の推進（エチオピア）**：エチオピアにおいて実効性のある産業政策の立案を支援すべく、首相を含む政府高官をパートナーとした産業政策対話を継続した。日本企業の進出を通じたエチオピアの民間セクター開発に向け、日本国内の有識者、外務省、経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）等の関係者間で緊密に連携しつつ、投資促進や工業団地開発に関するアジアの経験やカイゼン等に関する現場レベルの支援の成果（後述）等の紹介も交え、次期国家開発政策の策定に当たっての助言を提供した。
- **新興国の投資促進、経済特別区・工業団地開発への支援**

- 開発途上国の投資促進能力の強化を図りつつ、これらの国々の投資環境情報等を日本企業に提供していくことも目的として、引き続き日本企業の関心が高いアジアや、TICAD V 支援策に含まれているアフリカを中心とする各国に投資促進アドバイザーを派遣した（16 か国、22 名）。投資促進アドバイザーから各国の現場の事情を踏まえた投資環境情報を紹介するセミナーを開催した（2015 年 3 月、310 名参加）。
- ケニアでは、「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」（技術協力）の実施を通じ、東アフリカの玄関口であるモンバサ経済特区のビジョン・コンセプトの決定（入居企業の労働者の居住環境にも配慮）、誘致産業・機能の選定、インフラ整備計画の策定及び運営体制の整備を支援するとともに、日本企業の誘致を目的とするプロモーション資料の作成を行った。
- **知財分野の協力**：経済産業省模倣品対策室、特許庁、文化庁、税関、JETRO 等とも連携した協力をインドネシア、ベトナム、ミャンマーにおいて展開し、知財の活用の円滑化や模倣品等による被害の軽減を図ることで、日本企業を含む企業のビジネス環境の改善に貢献した。
- **日本センター事業の強化**：機構が支援する 8 か国、9 件の日本センターは、日本の知見を活用した研修の場として成果を上げ、例えばモンゴルでは、日本センターの研修を受講した企業が、同国の上位 150 位の 2 割を占めている。機構は、さらに日本センターを現地経営人材の育成、日本と相手国との経営人材交流の拠点としても位置付けるべく、カンボジア、ラオス、モンゴルにおいて日本と現地の経営人材交流推進のための活動の導入に着手した。また、本邦研修や現地活動において地方自治体や経済団体・企業との連携を推進し、ミャンマーでは経団連会員企業との交流が具体的な商談につながる事例もあった。
- **TICAD 産業人材育成センター**：2013 年 6 月、TICAD V において総理がアフリカ 10 か所の産業人材育成センターの設置を表明したもので、センターの目的を①職につながる「出口のある教育」、②労働市場の需要に合った人材育成、③日本企業の期待にも応え得る人材育成を実現するための拠点と整理し、これまでにエチオピア、ウガンダ、コンゴ民主共和国、セネガル、チュニジア、ケニア、ガーナにおいて「TICAD 産業人材育成センター」も想定した新たな協力計画について先方政府と合意した。いずれの案件も 2015 年度中に協力を開始予定である。また、アフリカの産業人材育成 3 万名、観光分野の人材育成 700 名という日本政府の TICAD V 支援策に対しても、2014 年度までにそれぞれ 2 万 6,000 名、970 名を達成した。
- **PPP 事業の形成、実施促進（インドネシア、フィリピン）**：インドネシアでは、MPA サポートファシリティを 5 月に開始した（3-2-2(3)参照）。フィリピンでも、「包括的 PPP 能力強化プロジェクト」を 11 月より開始し、PPP 案件形成能力強化支援を推進している。

(3) 成果

① 貿易・投資促進

- **経済特区開発（ミャンマー）**：ティラワ経済特区に対するオールジャパンの一体的な協力の一環として、「ティラワ経済特別区管理委員会能力向上支援プロジェクト」（技術協力）により、経済特別区管理委員会・ワンストップサービスセンターの組織運営、許認可手続き等に関する能力強化を支援することで日本企業の進出を後押しした。同プロジェクトによる支援もあり、日本企業を含む入居企業の投資認可が実現し、副大統領列席の下、投資認可授与式を開催した（12 月）。
- **輸出振興（インドネシア）**：2015 年の ASEAN の経済統合も見据え、「輸出振興庁機能改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の実施を通じ、現地企業の製品輸出を後押しする政府の輸出振興機能の強化を支援した。輸出業者のデータベースの構築、カスタマーサービスセンターの設立、商品のブランド力向上のためのデザイナー派遣サービスの構築等に関する包括的な支援を通じ、顧客志向の輸出支援サービスが効果的に提供されるようになった。

② 中小零細企業振興

- **品質・生産性向上（カイゼン）**
 - **エチオピア**：11 月に終了した「品質・生産性向上（カイゼン）普及能力開発プロジェクト」（技術協力）の支援により、コンサルタント育成、インカンパニ

ートレーニング（大中企業 51 社、零細小企業 129 社）を通じ、品質・生産性向上（カイゼン）を民間企業へ持続的に普及させる仕組みが確立された。設立時 9 名のエチオピアカイゼン機構は、2 年弱で 12 部門約 100 名を擁する組織に拡大し、国家カイゼン委員会事務局としての機能が期待されている。前述の「産業政策対話」でも同成果を取り上げられ、次期エチオピア開発戦略（2015-2019）には生産性や競争力に関する新章が追加され、カイゼンをその柱として位置付ける方針がエチオピア政府より示されている。

- **ガーナ**：2015 年 3 月に終了した「小零細企業向け BDS 強化による品質・生産性向上プロジェクト」（技術協力）の支援により、協力対象州においてカイゼン指導手法を取り込んだ小零細企業向けビジネス開発サービスの戦略モデルが構築された。同モデルの全国展開に向けて、協力対象州以外でもカイゼンフォーラム開催等の取組が始められている。
- **クラスター開発（フィリピン）**：2015 年 3 月に終了した「全国産業クラスター能力向上プロジェクト」（技術協力）において全国の産業クラスターを対象に、クラスターの体制構築や人材育成を支援し、新商品の開発、品質の改善、販路の拡大（含む日本企業との取引の成立）等の成果を実現した。また、クラスターアプローチを活用して被災地コミュニティ向けに手工芸品製作に関する訓練を提供するなど、台風で被災した人々の生計回復にも貢献する協力となった。
- **中小企業の支援サービス改善、ビジネスリンク強化**：タイ、ベトナム、インドネシア、メキシコ、バルカン諸国等において、中小企業に対する各種支援サービスの提供体制の強化に貢献した。ベトナムやメキシコについては、地場中小企業のパフォーマンス改善による現地進出日系企業との取引機会の拡大も見込まれる。
- **アフリカの中小企業開発に向けたマレーシアとの三角協力**：マレーシアの中小企業振興機関を実施機関として、アフリカ各国を対象とした第三国研修「アフリカ諸国向け貿易促進のための中小企業開発」を実施し（8 月、7 か国から 16 名参加）、官民一体となって中小企業の振興を実現した同国の経験をアフリカの中小企業振興のために活用した。

③ 産業人材育成

- **ABE イニシアティブによるアフリカの産業人材育成**：5 年間で 1,000 名のアフリカの若者に、日本の大学院などでの教育と日本企業でのインターンシップの機会を提供する ABE イニシアティブについて、機構は 2014 年度、極めて短期間のうちに制度構築から募集選考まで行い、研修員受入れの体制が整っている推奨コース 65 大学 135 学科、研修員のインターンシップ・企業見学の受入先となる日本企業 104 社を確保した。2014 年度は第 1 バッチ対象 8 か国より 676 名の応募を受け、選ばれた 156 名が 9 月に来日し（政府関係者 50%、民間企業所属者 30%、大学など教育関係者 16%、うち 44 名は日本企業 23 社から推薦を得て来日）、全国 48 大学の修士課程で履修を開始した。首都圏を除く地方大学への入学者は 7 割に上り、地方の大学や地元企業の国際化にも貢献している。2015 年秋の第 2 バッチ・350 名の入学に向けて、アフリカ 37 か国から 1,421 名が応募し（うち日本企業から推薦を得た応募者は 108 名）、現在、全国 69 大学にて選考中である。
- **製造業の人材育成（メキシコ）**：9 月に終了した「プラスチック成形技術人材育成プロジェクト」により、工業高校のプラスチック成形加工コースの教員育成機関が教員研修や産学連携活動を主体的に実施できるようになった。
- **産業人材育成の拠点機能の強化（ベトナム）**：「ハノイ工業大学技能者育成機能強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、現職指導員を対象とした機械、電気及び電子分野の現職指導員能力向上コースを開発した。国内の 18 研修施設の指導員 136 名が同研修を修了した。

④ 地場産業振興、地域経済活性化：一村一品活動（キルギス、ケニア、グアテマラ）について 3-2-8 参照

3-2-8. 成長セクター等におけるインクルーシブな視点に基づく取組

(1) 戦略性向上に向けた取組

- **回廊開発の利益の小農、貧困層への裨益（モザンビーク）**：ナカラ回廊開発について上記 3-2-2(2)①及び 3-2-6(2)④参照。
- **地方インフラの整備における女性の参画促進（インドネシア）**：7月に完了した「貧困削減地方インフラ開発事業（I）」（円借款）では、事業の計画・実施・維持管理の各段階での住民グループの主体的な参加を得て、①交通、②上水・衛生、③生産、④市場、⑤保健、⑥教育の基礎インフラ整備を行った。各地域での説明会や研修等の活動に対する女性の積極的な参加を推奨し、事業計画段階で平均 15%、事業実施・建設段階で 25%以上、事業後モニタリング段階で 10-15%の参加を得た。例えば、対象サイトの一つであるジェネポント県では、女性グループによる海藻の日干し加工販売が同地の特産物として重要な収入源になっているが、当事業を通じ、住民の希望で海藻の日干し台を設置し、加工作業時間の効率化が図られ、収入の増加につながった。
- **インクルーシブな開発に関する調査（中米）**：2015 年の日・中米交流年に向けて、中米地域におけるインクルーシブ開発に関する現状を把握し、教訓・課題を提示するため、本邦有識者及び機構職員による調査を開始した（7月）。2015 年度には書籍出版とセミナー開催を予定している。
- **新興国における高齢化対策（タイ）**：2014 年度は、「要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト」において介護人材育成が進み、六つのパイロットサイトでモデルサービスを開始した。政策提言の策定に向け、モデルサービスの効果に関する第 1 回目のデータ収集及び分析を実施した。
- **貧困層に焦点を当てた地場産業振興**
 - **貧困地域における一村一品運動（エルサルバドル）**：一村一品運動アドバイザー（個別専門家）の活動の一環で、地方貧困地域の女性、若者を巻き込み、パインアップル等の果物、民芸品、観光等を対象として、一村一品を通じた地域振興を図っている。
 - **零細漁民の生計向上（エルサルバドル）**：女性、子どもを含む地元零細漁民の生計向上と重労働からの解放のため、過去の協力で確立されたアカガイの人工種苗の生産及び養殖技術の普及を図っている（技術協力「貝類養殖技術向上・普及プロジェクト」）。
- **住民参加型の観光開発（ミャンマー）**：ミャンマーでは、バガンにおいて、地域住民の主体的な参画や世界遺産登録プロセスにも配慮した地域観光開発モデルを構築する技術協力を開始した（4月）。

(2) 成果

- **インクルーシブな一村一品活動（キルギス、ケニア、グアテマラ）**：地域資源の活用を通じた生産者主体の取組を推進することで、地域経済の振興に貢献するとともに、所得機会に恵まれていなかった主婦層等が所得獲得、社会参画の機会を得た。特にキルギス、ケニアについては、日本企業との取引を通じた製品の輸出も実現し、キルギス輸出産品生産者グループ（約 1,500 名）の 1 人当たりの利益は協力開始前に比べ年 58 ドル増加した。キルギスにおいては、障害者施設と連携し、販売店舗で使う包装用の紙袋を製作した。作業工程を分担して様々な障害者が製作に参加し、生産の意味を紙袋に記載して組合活動をアピールし、収入は障害者施設や孤児院の活動資金に充当した。また、グアテマラ「地場産業振興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）においては、地方貧困地域の先住民が一村一品活動に参加し、日本の「オンパク」や「さるく」を参考に、地域産品の販売拡大や地域の観光地化に取り組み、地域振興を図る体制が形成された（2013 年度終了）。
- **中小企業の金融アクセスの改善（モンゴル）**：「中小企業育成・環境保全ツーステップローン（フェーズ 2）」（円借款）により、これまで合計約 46 億円の長期・低金利融資を同国の中小企業約 500 社に供与し、約 2,200 名の新規雇用の創出、平均 82%の売上増加等の成果が確認された。
- **中小企業経営改善（エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア）**：過去の協力で育成したコスタリカの経営コンサルタントを第三国専門家として中米 3 か国に派遣し、複数企業で女性従業員、高齢層従業員による改善活動、5S 活動（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）を指導した。指導を踏まえた実践の結果、不要在庫

の解消、工場・オフィスのスペース拡充等の具体的成果を得た（技術協力。2013 年度終了）。

- **地方電化への貢献（ブータン）**：ブータンにおいては、2005 年のマスタープラン策定支援、2007 年、2011 年の円借款供与に並行して実施した電力公社の能力強化のための技術協力が 9 月に完了した。円借款事業を含む地方部の電力の安定供給と料金徴収等、運用・維持管理能力が向上し、同国の電化率の飛躍的向上（54%（2008 年）から 95%（2013 年））に貢献した。
- **民間企業による障害平等研修の導入（南アフリカ）**：「障害主流化促進アドバイザー」（個別専門家）が支援した障害平等研修の結果、現地の航空会社（SA Express）が、全従業員を対象に同研修を実施することを決定した。
- その他の取組について、項目 No. 1（格差是正・貧困層支援）を参照。

3－3．評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後も都市と農村の格差是正にも配慮しつつ、日本の経験・知見・技術を最大限活かしつつ、持続的経済成長に向けた取組の一層の強化を期待する。特に持続的経済成長を図るためのインフラ整備や人材育成等には中長期にわたる取組が求められるところ、すでに十分留意して取組んでいるが、我が国の取組の継続性を担保することが重要であることは強調しておきたい。また、アセアン連結性向上の取組の強化、アジア支援の経験のアフリカでの活用、国によっては有償による技術協力の検討、「成果の実績」が単純なアウトプット指標に偏らないような配慮にも期待する。

<対応>

日本の経験・知見・技術を最大限活用しつつ、日本の ODA 協力の特徴である相手国政府との協働による中長期的視点に立ったインフラ整備と人材育成等を組み合わせ、持続的経済成長に向けた取組を継続的に強化した。これら取組に際しては、インドネシアでの貧困削減地方インフラ開発事業やキルギスのインクルーシブな一村一品活動への協力、農業や民政化支援と併せたネパールでの首都・地方間の幹線道路の整備、アフリカでの回廊整備支援など都市と農村の格差是正への配慮の視点を強化しつつ、取り組んだ。また日・ASEAN 特別首脳会議における日本政府の支援策の実行に向けた東西・南部経済回廊の連結性向上に資する取組の強化、アフリカの中小企業開発に向けたマレーシアとの三角協力などアジア支援の経験のアフリカでの活用、コスト・シェア技術協力の検討（指標 14-2 参照）等にも取り組んでいる。引き続き「成果の実績」が単純なアウトプット指標に偏らないよう、アウトカムを意識した協力を促進していく。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

2014 年度は、持続的経済成長の基盤となる運輸交通、都市・地域開発、資源・エネルギー、法制度整備・民主化、高等教育、農業・農村開発、民間セクター開発の各分野において、日・ASEAN 特別首脳会議や TICAD V 等における日本政府の支援策の実現に向けて貢献した。

2015 年の ASEAN 共同体形成に向けた重要課題のうち、連結性向上に関しては、東西経済回廊、南部経済回廊のボトルネックになっていたラオスの道路やカンボジアの橋梁の整備を完了し、域内の陸上運輸網の連結に寄与した。ベトナム・ハノイ市のノイバイ空港第 2 ターミナルビル、インドネシア・ジャカルタ市の国際港湾

のリハビリの完了により、航空、海上運輸網の連結にも寄与した。ソフト面についても、ベトナムにおける民法改正やミャンマー中央銀行の資金決済システム構築や証券取引所開設に向けた支援等に貢献するとともに、ベトナムにおいて機構の支援により導入された日本式の税関システムに全国 5 万社以上が登録するなどの実績を上げた。一方、後発 ASEAN 諸国に対しても、ミャンマーの総合交通マスタープラン、電力マスタープラン、プノンペン市やヤンゴン市の都市交通マスタープラン等、最上流の計画策定を完了し、優先的な事業を開始した。

TICAD V における日本政府の支援策に対しては、対象である 3 回廊地域に対するマスタープラン策定の開始、投資アドバイザー 16 か国 22 名の派遣、インフラ整備・能力強化の促進（TICAD 産業人材育成センター、OSBP の整備）等を通じて、支援策の実行に貢献した。加えて、ケニア、コートジボワールにおける首都の都市開発マスタープラン完成、エチオピアにおけるカイゼン機構によるカイゼン運動の推進体制の確立等、質的な面でも大きな成果を上げた。

このほか、日本政府が新たに打ち出したグローバル・フード・チェーン戦略に対しては、政府の戦略会議への貢献に加え、インドネシアやベトナムでの事業化に着手し、機動的に対応した。また、総理のバングラデシュ訪問時に合意された「ベンガル湾産業成長地帯構想（BIG-B）」への協力についても、「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」の着手による機動的対応を行った。

他方、戦略的な取組として、開発効果を高めるために日本の企業、地方自治体、大学等との連携を強化し、その知見・技術・ネットワークを活用した事業を展開した。例えば、ベトナム、モンゴルの国際空港整備支援では日本の空港会社の空港運営や人材育成の知見、バングラデシュの円借款事業では超々臨界圧石炭火力技術の知見の活用に取り組んだ。日本センターについては、協力相手国と日本の経営人材の交流の拠点とするための取組に着手した。一方、モンゴルのウランバートル市の都市開発に寒冷地である札幌市や旭川市の協力を得るなど、地方自治体の知見の活用にも努めた。人材育成支援に当たっては、日本の大学との連携体制を構築し、ABE イニシアティブや資源の絆プログラム等を通じて多数の留学生の受入れを開始した。さらに、日本の大学と開発途上国の機関による科学技術協力（SATREPS）により、スーダンにおいて世界に先駆けて主要穀物に寄生する雑草の防除に関する技術が実証される等の成果を上げた。

一方で、成長セクターにおける事業に当たっては、インクルーシブな視点に基づき、アフリカの回廊開発マスタープラン策定における地域住民を意識した計画策定、インドネシア地方インフラ整備における女性の参画促進等の取組を行った。また、ブータンにおいては、地方部を含めた電化を支援し、電化率の飛躍的向上（54%（2008 年）から 95%（2013 年））に貢献した。

以上を踏まえ、質の高いインフラの整備をはじめとする協力事業の成果により、日・ASEAN 特別首脳会議や TICAD V 等での日本政府の支援策をはじめとする政府の政策の実行に寄与したこと、企業、地方自治体、大学等の知見を活用する取組を行ったこと、成長セクターにおける事業においてインクルーシブな視点による取組を行ったこと等から、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

（注）なお、項目 No. 1～No. 4 のアウトプット、アウトカムに関するデータの一部は、協力相手国の統計情報や事後評価の結果を用いるため、事業完了の数年後に初めて捕捉できるという性質がある。2013 年度以前に実施した事業のアウトプット、アウトカムについても、2014 年度に初めて捕捉できた場合は、2014 年度の業績に含めて報告した。

<課題と対応>

開発協力大綱の重点課題である「質の高い成長」、すなわち貧困問題を持続可能な形で解決するためには、開発途上地域の自立的発展に向けた、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、これらを通じた民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠であり、その成長の成果が貧困層や社会的弱者を含めて社会全体に行きわたる成長を促進していくことが重要である。今後も「質の高い成長」に一層配慮しつつ、日本の経験・知見・技術を最大限いかして、持続的経済成長に向けた支援の更なる強化に取り組む。

3－5．主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

途上国の持続的成長を後押しするためのインフラ整備、法整備、産業振興・貿易投資促進、ビジネス環境整備等について、各国の状況に応じた支援を展開し、日本のインフラシステム輸出の推進に関する取組についても適切に実施されたと評価できる。

運輸交通分野においては、地域の成長戦略にかかる取組として、バングラデシュにおいてはベンガル湾産業成長地帯構想（BIG-B）の実現に向けて迅速に事業を展開し、また 2015 年の ASEAN 統合共同体形成に向け、東西経済回廊としてラオスの道路整備を完工、南部経済回廊としてカンボジアのネアックルン橋を完工し、域内の連結性向上に寄与したことは大きな成果である。また、第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）で発表したワンストップボーダーポストの実現のため、タンザニア・ケニア間、ルワンダ・タンザニア間の事業を完工させ、国境手続きの効率化と所要時間の削減に貢献した。

都市・地域開発分野においては、持続的な都市・社会を実現することを念頭に、ケニア・ナイロビ市の都市開発マスタープランの完成、ジャカルタ首都圏投資促進特別地域での戦略プラン事業化など具体的な成果をあげるとともに、環境未来都市にかかる北九州市の経験発信、札幌市・旭川市の知見を基にした寒冷地の都市開発など日本の特性を活かした取組は評価できる。

貿易・投資環境整備においても、ベトナム、ミャンマー、モンゴルにおいて金融行政にかかるシステム構築・能力向上を支援し、法整備分野ではベトナムの民法等の改正、ラオスにおける各種法令の実務参考資料の作成・普及といった成果が確認できる。

産業人材育成については、5 年間で 1,000 名のアフリカの若者を育成する ABE イニシアティブに関して、2013 年 6 月の政策発表後、極めて短期間のうちに制度設計を終え、大学院 135 コースを確保の上、日本企業 100 社以上の協力を取り付け、2014 年度中に事業を開始したことは評価に値する。

また、日本の企業、地方自治体、大学の持つ専門的な知識・技術・ネットワークの活用に関しては、資源・エネルギー分野におけるバングラデシュ火力発電事業（超々臨界圧石炭火力技術）での世界最高水準の効率性を誇る日本企業の技術の適用、高等教育分野における横断的課題に対する日本の大学との包括的支援体制の構築等日本国内のリソースを活用した成果が現れている。

以上より、質的に優れた成果をあげたと考えられるため、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策＞

開発協力大綱を踏まえ、開発協力が民間部門を含む多様な力を動員・活用するための触媒としての役割を果たせるよう、案件形成段階から、中小企業を含む日本企業や地方自治体、大学・研究機関等の知見・経験・技術の活用に一層努めることを求めたい。また、開発協力事業の実施が、環境社会配慮を含む地元住民の懸念を惹起することのないよう、丁寧な対話の機会を持つことをはじめ、我が国開発協力が単なる経済成長ではなく、「質の高い成長」を目指すものであることを内外にしっかり示していくことが重要である。引き続き、相手国のニーズを的確に把握した上で、「質の高い成長」に向けた取組の一層の強化を期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

- ・一部の案件において、住民との対話方法にかかる課題が現地の市民社会側から指摘されていることは、何らかの形で自己評価に反映すべきである。
- ・「成果の実績」がアウトプット指標に偏らないよう、プログラム・アプローチのさらなる強化、相手国と政策レベルの対話を期待する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
No. 3	地球規模課題への対応			
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針、仙台防災協力イニシアティブ、日・ASEAN 防災協力強化パッケージ、美しい星への行動（ACE）、二国間クレジット制度（JCM）、「緑の未来」イニシアティブ	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力、外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力、0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）	

2. 主要な経年データ													
① 要なアウトプット（アウトカム）情報（注 1）								② 主要なインプット情報（注 2）					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア) 防災													
直接的に能力向上の対象となった人数（括弧内 は 2013 年度に終了した案件の対象人数）			1, 135 (111)	1, 626 (423)	1, 890 (219)			技術協力（億円）	58	59	54		
間接的に能力向上の対象となった人数（括弧内 は 2013 年度に終了した案件の対象人数）			9, 298 (2, 439)	26, 191 (19, 732)	9, 322 (2, 013)			有償資金協力(億円)	1, 206	51	397		
								無償資金協力(億円)	113	61	57		
イ) 気候変動													
直接的に能力向上の対象となった人数(人)			1, 050	4, 000	4, 200			技術協力（億円）	165	196	192		
								有償資金協力(億円)	6, 301	5, 467	4, 810		
								無償資金協力(億円)	263	225	187		
ウ) 自然環境（注 2）													
森林情報整備や管理計画の立案などの活動を実 施した対象面積（ha）			7 万 8, 020	398 万 1, 584	156 万 7, 969			技術協力（億円）	45	53	51		
支援を通じて植林を実施した面積（ha）			1, 433	420	434			有償資金協力(億円)	865	－	114		
直接的・間接的に能力向上の対象となった人数			104	4, 362	1, 166			無償資金協力(億円)	1	3	－		

(行政官、地域住民)			17,682	31,610	5,918								
エ) 環境管理（都市環境保全）													
(下水道)								技術協力（億円）	68	66	71		
無償資金協力・円借款での施設整備関連支援都市数			11	11	2								
技術協力プロジェクト等による技術支援都市			27	34	25								
能力向上対象人数（人）			260	426	255			有償資金協力（億円）	436	128	156		
本邦研修者数（人）			181	170	339								
(廃棄物管理)													
廃棄物管理支援都市（技術協力プロジェクト等による支援都市数）			71	90	86			無償資金協力（億円）	28	29	10		
能力向上対象者人数（人）			740	999	698								
本邦研修者数（人）			105	405	364								
オ) 食料安全保障（注1）													
支援を通じて整備された灌漑面積（ha）			116,393	6,597	－			技術協力（億円）	194	202	191		
直接的に能力向上の対象となった人数（人）			60,549	192,206	112,477			有償資金協力（億円）	191	135	821		
								無償資金協力（億円）	112	89	122		

（注1）自然環境、食料安全保障の一部指標等については、当該年度に終了した実績に、当該年度の承諾案件の計画値を足しあげているため、案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。

（注2）技術協力は当該年度の支出実績を、有償資金協力・無償資金協力は承諾実績をそれぞれ記入。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

2.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCAサイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロ

セスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。
中期計画 1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 (第一段落は中期目標と同内容につき省略) 政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。 具体的には、(中略) ● 地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、国際社会と協調しつつ、課題解決に取り組む。
年度計画 1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 (ハ) 地球規模課題への対応 環境、気候変動、防災、食料等の地球規模課題について、日本の技術の活用やハードとソフトを効果的に組み合わせた支援等を通じて、開発途上国の政策・施策の策定及び実施を後押しする。
主な評価指標 指標 3-1 地球規模課題の解決に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 3-1 地球規模課題の解決に向けた取組状況

3-2-1. 防災

1. 協力量針

- 日本の防災の知見・教訓及び機構事業の実施を通じて得られた知見・教訓に基づき、「防災事前投資」、「Build Back Better（より良い復興）とシームレス支援」、「防災行政・枠組み強化（ガバナンス）」、「災害履歴とリスク評価によるリスク理解」を重視し、人的被害だけでなく経済被害の削減と強靱な社会構築を目指す。また、これらの考え方が、「兵庫行動枠組（Hyogo Framework for Action. 以下「HFA」という。）」の後継枠組となる第3回国連防災世界会議の成果文書の優先行動として採択されるよう働きかけ、同枠組の質的向上に貢献する。また、防災分野のリーディングドナーとして、日本の経験と知見を活用した支援を各国で展開し、各国の防災主流化に向けた取組を促進する。
- 「ポスト2015年開発アジェンダ」に防災の視点を盛り込み、「防災の主流化」（防災が開発課題の優先政策となること、開発計画や事業に防災の視点を組み込むこと、これら政策や計画に基づき防災への投資が促進されること）の普及に貢献する。
- 民間企業に対する情報共有、民間企業の海外展開にも資するプラットフォームへの支援、機構の事業等を活用し、民間企業との連携を促進し、ASEAN諸国を中心とした開発途上地域における防災対策の展開において日本の技術の活用を促進する。

2. 戦略性向上に向けた取組

(1) 防災の主流化に向けた取組

機構は、HFA を念頭に防災分野における協力を行っており、中でも「リスクを減らす」(HFA 優先行動 4) で多くの協力を実施している。災害によって繰り返される貧困サイクルからの脱却と災害リスクの軽減による持続的な発展の実現を目指し、様々なセクター開発において防災の視点を取り入れる「防災の主流化」を通じて、災害に強い強靱な社会づくりを支援する協力で戦略的に取り組んでいる。これまでの支援を通じて得た知見をポジション・ペーパーに取りまとめ、日、英、西の 3 か国語にて作成し、第 3 回国連防災世界会議等の国際会議でも活用した。同ペーパーの内容は、同会議で採択された HFA の後継枠組である成果文書「仙台防災枠組 2015-2030」の優先行動や具体的行動とも整合しており、今後の同分野の機構の協力方針として国際的にも適切な内容となっている。

① 防災投資の経済評価モデル (DR2AD) の開発と普及

- 災害によって繰り返される貧困サイクルからの脱却については、社会・経済開発における防災分野への投資の効果やその目標となる指標を定めることや、事前投資の持続的な開発への影響を定量的に示すことが困難であることが共通の課題として存在している。機構は、防災の事前投資の重要性と経済成長への効果を定量的に示すため、2012 年度に防災投資の経済評価モデル (Disaster Risk Reduction Investments Accounts for Development。以下「DR2AD」という。)を開発し、2014 年度は有識者や世界銀行とともにその改良を継続した。また、同モデルの国際的普及のため、国連国際防災戦略事務局との連携により防災費用便益に関するセミナーをパナマ、ペルーでそれぞれ実施するとともに、後述の第 3 回国連防災世界会議に向けた地域会合 (タイ)、第 3 回国連防災世界会議 (仙台) のワーキング・セッション及びパブリック・フォーラムでもモデルの紹介を行った。

② セクター横断的な取組

- 防災の主流化としてあらゆる分野へ防災の浸透を進めるため、機構はセクター横断的な取組を進めている。機構内でも防災の主流化を促進するため、防災以外の各課題・セクターの事業実施に対する防災配慮の制度化に向けたプロジェクト研究「開発事業における防災配慮手法」を開始した。特に、ジェンダー及び災害弱者の防災における配慮アプローチの検討を進めている。
- 学校建設に関する無償資金協力案件を実施する際には、災害に強い学校とするため、概略設計段階から災害評価団員を加え建設予定地のリスク判断を導入する等、調査段階から防災の視点を組み込んでいる。
- 道路整備に関する円借款事業においても、「国際幹線道路改修事業」(キルギス) 等、防災コンポーネントを含む案件の形成に取り組んでいる。

③ 災害多発国との対話・連携

- 災害多発国においては、特に災害を予防するための措置を速やかに講じる必要があるため、機構はこれらの国々との対話・連携を行い、防災体制の整備、市民啓発等を進めている。
- トルコ防災庁との防災協働対話：4 月にトルコ防災庁総裁を日本へ招き、第 1 回防災協働対話を開催した。その際、内閣府や兵庫県の視察等を実施し、日本の防災体制を紹介した。7 月にはアンカラで第 2 回の対話を開催し、トルコ側による防災体制の紹介が行われた。なお、本邦研修で兵庫県の「人と防災未来センター」を視察したトルコ内務省次官 (当時) は、その後県知事となり、県内に同様のセンターを設立して市民への防災に関する啓発を開始した。
- ペルー首相府との連携の進展：2014 年 3 月にペルーの首相府と締結した防災主流化に関する協力協定に基づき、12 月に同国の首都リマ市で開催された COP20 に

において、同首相府等と気候変動適応策に資する災害リスク管理に関するサイドイベントを共催した。イベントでは、ペルーの災害リスク管理における課題と改善提案を説明するとともに、洪水対策についての新たな調査協力を行うことを発表した。

④ カリブ、大洋州の小島嶼国支援（DAC リスト卒業国を含む）

- 「開発協力大綱」（平成 27 年 2 月閣議決定）における「一人当たり所得国が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行っていく」という方針に沿って、カリブの小島嶼国に対する支援分野の柱である防災分野について、DAC リスト卒業国も対象に含めた情報収集確認調査を 2015 年 1 月に開始するとともに、個別専門家派遣のための準備を進めた。他方、大洋州地域の小島嶼国に対しては、フィジーを広域支援の拠点とし、域内各国の気象観測・予報能力の向上や人材能力強化のための技術協力を開始した。

⑤ フィリピンの災害レジリエンス強化の支援

- 災害リスクファイナンス：**大規模な自然災害が多発するフィリピンでは、減災のための事前投資と災害後の復旧・復興の適切なバランスをとる必要があり、特に 2013 年の台風ヨランダ災害以降、中央政府、地方政府、家計、民間セクターにおける災害リスクファイナンスの仕組みづくりへの注目が高まっている。2014 年度は、機構にとっても初めての取組となる「配電網災害レジリエンシー向上のためのインセンティブ制度導入検討に係る情報収集・確認調査」等の災害リスクファイナンスの実施のための情報収集を行った。また、第 3 回国連防災世界会議において世界銀行と共催したパブリック・フォーラムでは、フィリピンにおける更なる災害レジリエンス強化のために災害リスクファイナンスが果たすべき役割について、同国の公共事業道路省大臣や国家経済開発庁次官等との議論を行った。
- 住民避難を重視したリスク評価と対策：**2011 年の熱帯暴風雨により壊滅的な被害を受けたミンダナオ島北部の洪水対策のため、2015 年 3 月に「洪水リスク管理事業円借款（カガヤン・デ・オロ川）」の L/A に調印した。同事業の協力準備調査に当たっては、洪水発生時の住民の避難可否に着目した指標を用いて洪水リスクレベルを評価し、「危険な土地に住まない」という基本コンセプトで、フィリピン国内では初めてとなる「河川境界」の設定を支援した。

(2) 日本の技術・知見の活用

- 民間企業のインフラ輸出に貢献すべく、国土交通省が進める「日本防災プラットフォーム」や、総務省が進める「防災 ICT ソリューション」等の枠組みに対して、積極的に途上国の防災体制、ニーズ、課題、日本製品の競争性に関する情報を提供した。この結果、多くの民間企業から機構に対し情報提供依頼があった。
- 機構の協力成果と日本の技術を活用した地域協力の拠点形成（中南米）：**2015 年 3 月に、チリ国際協力庁と防災人材育成の地域拠点形成について合意した。中南米地域各国で機構がこれまで行ってきた防災協力の成果と民間企業を含む日本の防災技術とを組み合わせ、域内リソースの活用による効率的・効果的な人材育成と域内ネットワークの構築を目指している。これを支援する技術協力プロジェクトを 2015 年 3 月に開始した。
- 日本の耐震技術の活用：**「マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業」（円借款）においては、ゴム支承や落橋防止システム等の高減衰系積層ゴムを利用した免震装置等の日本の耐震技術の活用を念頭に調査を実施した。
- 日本の防災情報通信技術の活用：**総務省が進める防災情報通信技術海外展開に関しては、インドネシアでの無償資金協力の可能性を検討する調査団を 12 月に派遣した。また、「アセアン災害管理衛星情報活用能力向上支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、ASEAN 各国を対象とし、日本の衛星技術を活用した防災対策に係る第三国研修（1 回、20 名）、本邦研修（2 回、計 40 名）を実施した。さらに、民間技術普及促進事業としてインドネシア「雨水貯留浸透施設の普及実証事業」、ブラジル「雨量レーダー普及促進事業」を採択し、協力を開始した。

- **東日本大震災の経験を踏まえた事業継続計画の作成支援**：機構は、2011 年の東日本大震災やタイでの洪水被害の経験を踏まえ、2012 年度に「アセアン地域における産業集積地の自然災害リスク評価と事業継続計画に関する情報収集・確認調査」を開始した。同調査では、ASEAN10 か国の実務者や有識者を対象にワークショップやセミナーを開催するとともに、日本の産業集積地における事業継続計画に関する知見を反映した広域 BCM（Business Continuity Management）ガイドブックを作成した。同調査に基づき、タイにおいては、2015 年度より同国政府主導による広域事業継続計画のパイロット事業の実施が予定されている。
- **科学技術の活用促進**：日本学術会議等が主催した「防災・減災に関する国際研究のための東京会議」（2015 年 2 月）において、機構は日本の最先端の科学技術を開発途上国で活用した SATREPS（地球規模課題対応国際科学技術協力）事業の事例を基に、適切に災害対策を行うための基礎となる科学データや、科学技術の成果を防災に活用するためのネットワークの重要性を発信した。同会議の成果を取りまとめるパネル会合では、機構役職員が登壇し、「東京宣言」と「東京行動指針（案）」の策定に貢献した。

3. 成果

(1) 防災の主流化

① 耐震技術の普及（中南米地域）

- **耐震建築に関する国家基準の制定（エルサルバドル）**：エルサルバドルでは、2001 年に巨大地震が発生し、全国の家屋の 11%強に当たるおよそ 16 万 4,000 戸の家屋が崩壊した。これに対し機構は、2003 年から 2012 年まで「低・中所得者向け耐震住宅の建築技術・普及体制改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）（通称 TAISHIN プロジェクト）を実施し、四つの住宅建築工法の耐震性を高める技術の開発及び安全性に関する技術基準案の整備を支援した。この結果、2014 年には、4 工法のうち 3 工法の耐震建築基準が、国家基準として制定されるという成果につながった。なお、TAISHIN プロジェクトは、メキシコとの三角協力により行われた。メキシコでは、1985 年の大地震の後に日本の支援を受けてメキシコ国立防災センターが設置され、日本の防災・耐震技術が移転された。日本の技術に詳しく、エルサルバドルとの共通言語、類似する文化的背景、生活環境条件、建築基準を有するメキシコとの三角協力が、円滑な協力の実施につながった。

② 防災人材の育成（ASEAN）

- 日本・ASEAN 特別首脳会議（2013 年 12 月）において日本政府が表明した日本・ASEAN 防災協力強化パッケージ（5 年間で 3,000 億円規模の支援、防災人材 1,000 名の育成）について、機構は、ASEAN 各国での技術協力、有償資金協力や、本邦及び現地における研修等を通じて、これまで約 600 億円規模の支援と約 250 名の防災人材育成の達成に貢献した。加えて 11 月には、「ASEAN 災害医療・救急医療に係る情報収集確認調査」を開始し、災害医療分野の人材育成に取り組む準備を進めた。

② 災害情報の迅速な伝達

- **地震予警報の迅速化（チリ）**：2010 年にチリで発生したマグニチュード 8.8 の大地震では特に津波による被害が大きく、同国では津波を研究する人材の育成が不可欠となっている。SATREPS「津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究」（技術協力）により、高い精度の津波警報手法の開発等に取り組んだ結果、地震発生から現場への津波予報通達までの時間は、2010 年の津波では 21 分であったのに対し、2014 年の津波では 10 分に短縮され、住民に素早く情報を提供することができ、早期避難や被害軽減につながった。

- **小島嶼国におけるラジオ放送機材の整備（ソロモン諸島）**：太平洋地域の小島嶼国であるソロモン諸島は900を超える島々から成り、サイクロン、地震、津波等の自然災害に頻繁にさらされている。現状ではソロモン諸島全土に伝達する情報通信手段はラジオ放送のみであるが、機器の故障により放送に支障を来していた。「防災ラジオ放送網改善計画」（無償資金協力）による短波ラジオ放送機材の整備により、24時間ラジオ放送を提供できるようになり、緊急災害時の情報の迅速かつ確実な伝達にも寄与した。2014年4月にガダルカナル島で発生した暴風雨に伴う河川氾濫の際にも、有効に機能したことが確認された。

③ リスクの理解

- **リスクの理解を通じた防災体制強化（イラン）**：1990年に4万人以上の死者を出した地震被害を受け、機構がリスク評価マスタープランを実施した結果、その被害想定に基づき行政関係者が地震リスクを理解し、市議会に20以上のワーキング・グループが設けられ、同プランの提言に対する防災への活動を継続している。その後、2003年にも4万人以上の死者を出した地震が発生し、防災に加え応急体制の強化、リスクの更なる理解が課題となり、発災後の緊急時道路ネットワーク強化、地震観測網強化、及び防災教育計画作成等、ソフト、ハードの支援を組み合わせた「テヘラン市地震災害軽減プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施している。テヘラン市は、これら支援を通じてリスク評価の有効性と防災への事前投資の重要性を認識し、国家予算の5%を防災に充てるなどの対応を行うだけでなく、策定後10年を経て、マスタープランの更新が市議会に議会決定された。これは、機構の支援結果に対する対応が市議会レベルで認識されているだけでなく、同プランでの低減に対する対応が現在も継続していることを示している。
- **リスク評価に基づく事前投資（モーリシャス）**：島嶼国であるモーリシャスは、その急峻な地形により地すべり被害が多数発生している。他方、開発の外圧により、地すべり危険地域には多くの住民が居住しており、これら地域のリスクを評価するため「モーリシャス地すべり対策プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、リスク評価に基づく対策計画の策定、及びパイロットプロジェクトとして対策工（排水工）を実施するとともに、地域住民、防災機関に対して警報システム、避難訓練などのソフト面での対策も実施した。2015年に襲来したサイクロンではこれら対策工によって地すべりが小規模にとどまり、また住民のリスク理解も高まっていたため人的被害もなかった。その結果、防災対策への事前投資の有効性が強く認識され、モーリシャス国内の報道では機構の貢献が評価されるとともに、先方大臣から、今後の自国対応のため、パイロット地域以外の地域に対する対策、工事費用、具体的工法について助言が求められるなど、高く評価された。

⑤ 予警報能力の向上

- 気象災害対策の基礎となる気象観測・予警報に関して無償資金協力や技術協力等を組み合わせた支援を実施している。気象レーダーや自動気象観測装置の整備を行う無償資金協力事業（パキスタン「中期気象予報センター設立及び気象予測システム強化計画」、パキスタン「カラチ気象観測用レーダー設置計画」、バングラデシュ「ダッカ・ラングプール気象レーダー整備計画」、ラオス「気象水文システム整備計画」）に係る機材調達を実施中である。実施段階においては、当該国においてより適時かつ正確な気象観測及び予警報が可能となることにより、気象災害による被害の軽減に大きく寄与することが期待されている。また、過去に無償資金協力にて機材（気象レーダーや自動気象観測装置）を供与したフィリピン及びスリランカにおいて、それぞれ「気象観測・予報・警報能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始し、無償資金協力で供与された機材の更なる有効利用による気象観測、予警報技術の向上と災害関連情報の効果的な発信が期待されている。

(2) フィリピンにおける台風被害からの復旧・復興支援

- 2013年11月の台風ヨランダ被災直後から、緊急開発調査やプログラム型無償資金協力を通じてシームレスな支援を継続し、東日本大震災に係る復興経験（宮城

県東松島市の協力等）など、日本の災害復興の知見をいかした包括的な復旧・復興支援を実施している。

- 緊急開発調査（2014 年 2 月～2016 年 3 月（予定））では、クイックインパクトプロジェクトとして、日本企業の技術による浮沈式養殖生けすを導入した漁民の生計回復等、住民の生計を早期に回復させるための支援を展開し、成果を上げている。浮沈式養殖生けす導入のサブプロジェクトを受注した日本の中小企業の実績が良好だったことを踏まえ、中小企業支援スキームを通じて当該技術の更なる活用を支援している。また、日本の屋根工・溶接工職人を派遣して建物修繕に関する技術指導や教材整備を行った結果、現地職業訓練校で耐風性に優れた施工方法を履修するプログラムが既存カリキュラムに加わり、今後年間 2,200 名以上の職人の育成を支援することが見込まれている。
- 復旧・復興計画策定支援では、被災状況を科学的に検証し作成されたハザードマップが 2014 年 11 月に完成し、引き渡された。台風ヨランダから約 1 年後に再び被災地を襲った大型台風では、このハザードマップが地方自治体から住民への早期避難指示に活用され、緊急開発調査の対象地域では犠牲者無しという成果に貢献した。また、同ハザードマップに基づいた土地利用計画や中長期的な復旧・復興計画策定を支援し、高潮への構造物対策（かさ上げ道路や防潮堤建設など）を提案し、フィリピン政府は自己資金手当てによる実現の道筋をつけた。
- 「台風ヨランダ災害復旧・復興計画」（無償資金協力、46 億円）では、“Build Back Better” のコンセプトに則った医療施設や学校等の施設建設、建設機材、空港機材、船員訓練学校等の施設建設・機材調達を支援し、2016 年度に順次完了予定である。
- 防災の主流化を進めるための重要なコンセプトとして“Build Back Better”をフィリピン政府に提言し、同政府は復興計画のコンセプトとして採用した。

(3) 第 3 回国連防災世界会議への貢献

国連防災世界会議は、グローバルな防災戦略を策定する国連主催の会議であり、第 1 回（1994 年、於横浜市）、第 2 回（2005 年、於神戸市）に続き、第 3 回は東日本大震災の被災地である仙台市において、2015 年 3 月 14 日より 5 日間開催された。第 3 回会合では、今後 15 年間の国際社会の防災指針であり「ポスト 2015 年開発アジェンダ」にも影響を与える「仙台防災枠組 2015-2030」及び「仙台宣言（Sendai Declaration）」の二つの成果文書が採択された。また、日本政府の支援方針として「仙台防災協力イニシアティブ」が発表された。会議には、各国首脳や閣僚級を含む 187 か国の代表者、国連機関、各国ドナーや NGO 等、計 6,500 名以上が参加し、一般向けイベント・展示への参加者を合わせた来場者数は約 14 万人となり、国内で開催された国際会議では過去最大級となった。本体会議（政府間交渉、閣僚級円卓会議、High-Level Multi-Stakeholder Partnership Dialogues、ワーキング・セッション、IGNITE Stage）及び約 700 件のパブリック・フォーラムが開催された。各国からは防災担当省庁だけでなく財務、開発、公共事業、環境分野の所管省庁も参加し、ワーキング・セッションは 34 テーマ（気候変動、生態系を活用した防災・減災（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction : Eco-DRR）、水資源、都市計画、民間セクター、子どもと防災、食料安全保障、観光と防災、ファイナンス等）に及ぶなど、様々なセクターに防災の視点を反映する「防災の主流化」が強く意識された会議となった。本会議に対しては、日本政府主導の下、機構として以下の取組を行い、会議開催や成果文書の策定に貢献した。

① 成果文書策定への貢献

- **機構の知見の反映を通じた貢献：**機構は、「仙台防災枠組 2015-2030」の質的向上への貢献を念頭に、2011 年度にプロジェクト研究を開始するなど、日本の防災の知見と機構が事業より得た教訓・ノウハウの整理に取り組んできた。「仙台防災枠組 2015-2030」では、機構がこれまで国内外で主張してきた点が全て優先行動に含まれ、同枠組文書の優先行動として、①災害リスクの理解、②災害リスク管理のためのガバナンスと制度の強化、③強靱化に向けた防災への投資、④効果的な緊急対応に向けた準備の強化と「より良い復興（Build Back Better）」の四つの柱が定められた。なお、これらの柱は、日本の長年の経験に基づき、機

構が事業を実施してきた分野であり、実際の経験に基づく発信となっている。例えば、①については、災害リスク評価や防災教育を通じてリスクの可視化（地震国である中東や中南米で多数実施）を進めてきた。②については防災行政強化、防災計画策定支援（ASEAN を中心に実施）を、③については構造物対策（洪水対策、気象観測等）を、④については災害観測能力強化、防災教育を通じた避難訓練、フィリピン台風対応等の事業を実施してきた。

- **会議準備段階の貢献：**本会議の準備段階では、防災グローバル・プラットフォーム会合（国連国際防災戦略事務局主催）、地域別プラットフォーム会合（本会議に向けた地域別の準備会合）、国内準備会合、加盟国政府間準備会合において、政府交渉団のメインメンバーとして参加し成果文書の文言交渉をリードした。一連の準備過程において、開発途上国の閣僚級参加者が機構の取組に言及する機会が多かったことは、機構の主張の説得力を一層高めることにつながった。主な事例は、以下のとおり。

- 防災グローバル・プラットフォーム会合における機構主催の防災投資関連イベントに参加したフィジー担当大臣が、大洋州プラットフォームにおいて、「防災グローバル・プラットフォーム会合参加を契機に、防災投資を政府内で進めている」と発言した。これにより、機構が発信する防災投資の概念が、開発途上国で導入可能な有効な知見であることが国際場裏に認知されることにつながった。
- 「Build Back Better」については、「Resilience Recovery」、「Building Back Better」等の表現が他機関より提案されたが、機構の主張は日本の実際の災害を通じて実践してきた経験であり、フィリピン台風被害への機構の支援の結果、フィリピン政府の復興計画に「Build Back Better」が採用された実績等が重視され、成果文書に採用された。

また、世界銀行、国連開発計画（UNDP）、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）（国連防災世界会議の事務局）、国連人道問題調整事務所、欧州連合（EU）、国連児童基金（UNICEF）、国際赤十字、米国、国内 NGO とも第 3 回国連防災世界会議での連携に向け協議を行った。また、防災以外の分野の事業を実施する援助機関からの依頼を受け、定期協議での事例説明を行い、機構の支援の考え方を発信した。

• 会議期間中の貢献

- **閣僚級円卓会議における理事長の発信：**「防災のための国際協力とグローバルパートナーシップ」をテーマとする閣僚級円卓会議に理事長が参加し、防災投資拡大の重要性や災害リスクを正しく知るための科学的根拠に基づくリスク評価のあり方の重要性を参加閣僚に訴えた。
- **ワーキング・セッション：**役職員が登壇し、「災害リスク削減の経済的側面」、「危機対応から強靱性の構築へ」、「食の安全保障と災害に強靱な農業」等について、これまでの日本の経験や機構の取組の発信を行った。加えて、本会議場内での IGNITE Stage にて「災害に強靱な農業や食料の安全保障」、「障害者の防災への参画」等に関し 6 部署が発表したほか、機構が協力した複数のカウンターパート機関が自発的に機構支援の成果について言及した。
- **パブリック・フォーラム：**機構は、世界銀行、UNDP、欧州委員会、開発途上国政府高官を招いて開催したシンポジウム「防災における国際協力」をはじめ、計 31 件のパブリック・フォーラムに参加した。世界銀行、国連人道問題調整事務所、米国、NGO 等、機構が連携関係にある機関との共催により、発信力を一層高めることができた。

- **日本政府の「仙台防災協力イニシアティブ」への貢献：**日本政府による「仙台防災協力イニシアティブ」（2015 年から 2018 年の 4 年間で、防災関連分野で総額 40 億ドルの協力を行い、また行政官及び地方のリーダーなどの人材を 4 万人育成）の作成段階では、政府に対して積極的に情報提供を行い、機構の主張や実績が反映された。また、政府要人のスピーチや、外務省や内閣府の広報資料にも機構提供の資料が活用された。

② 会議を活用した連携・発信の強化

- **各国要人との会談：**各国及び国際機関の多数の要人（国王、閣僚級以上約 30 名）との間で、理事長をはじめとする役員が 40 以上の個別会談を実施した。会談を通じて、各国における機構の活動の現状や今後の協力のあり方、また各国や国際機関と連携した防災への取組等について意見交換を行った。

- **国連国際防災戦略事務局との業務協力協定締結**：会期中、国連国際防災戦略事務局と、業務協力協定を締結し、「仙台防災枠組 2015-2030」の実施、防災の事前投資、途上国の能力開発と知識の向上、Build Back Better の推進に向けた協力に合意した。
- **広報・発信の取組**：第 3 回国連防災世界会議に先立ち、機構広報誌『Mundi』にて防災特別号を発刊し、国連国際防災戦略事務局ワルストロム特別代表、フィリピン・アキノ大統領等の要人へのインタビューを得ることができた。会議期間中は、本会議場内に機構ブースを設置して、機構の防災分野の活動、緊急援助隊の医療活動、コミュニティ防災イベントへの協力等、機構の経験を広く発信し、本邦研修参加者や各国主要閣僚の訪問も受けた。また、16 か国から 16 名の新聞記者、4 か国から 16 名のテレビクルーを招き、世界のメディアに第 3 回国連防災世界会議の進捗・成果を発信した。記者たちは、本邦滞在中、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の被災地や、日本各地での防災の取組を体験し、防災と災害復興の意義や機構の取組について理解を深めた。

3-2-2. 気候変動

1. 協力方針

機構は、「美しい星への行動」(Actions for Cool Earth。以下「ACE」という。)等の日本政府の政策を踏まえ、開発途上地域支援の経験・成果や日本の経験と技術をいかし、以下のような基本方針の下、開発途上地域による緩和策、適応策の実施に対する支援を積極的に展開している。

- 持続可能な開発と気候変動への対応の両立
- 開発途上地域の多様なニーズへの対応のための、日本の技術やノウハウを活用した資金面、情報面、人材育成面からの支援
- 開発と気候変動の両分野におけるパートナーシップの推進

2. 戦略性向上に向けた取組

(1) 日本政府が発表した「美しい星への行動」(ACE) への貢献

ACE に掲げられた三つの柱のうち、アプリケーション（日本の温暖化対策技術の海外展開）とパートナーシップ（脆弱国支援、開発途上国との Win-Win 関係構築）での取組を中心に支援を実施している。アプリケーションについては、温室効果ガスの更なる排出削減・吸収と新たな成長を同時に実現するため、技術協力、資金協力、民間連携事業等を通じ、日本の技術・ノウハウを活用した開発途上国の低炭素計画の策定、適応能力強化を支援している。また、二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism。以下「JCM」という。)の推進を開発途上国担当機関の能力強化の面から支援している。パートナーシップについては、ACE で表明した 1 兆 6,000 億円の開発途上国支援の着実な遂行に向け、開発と気候変動対策が両立する事業の実施と気候変動における国際議論への質的な貢献を行っている。

① 二国間クレジット制度 (JCM) への貢献

- インドネシアでは、実施中の「気候変動対策能力強化プロジェクト」に加え、12 月に終了した「気候変動政策推進のためのナショナルフォーカルポイント能力開発プロジェクト」(技術協力プロジェクト)及び 6 月に開始した「低炭素型開発のためのキャパシティ・ディベロップメント支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を通じ、特に JCM 事務局の機能強化や JCM 担当機関の能力強化に焦点を当てた支援を行っている。具体的な成果としては「気候変動政策推進のためのナショナルフォーカルポイント能力開発プロジェクト」により、JCM プロジェクト「インドネシアの工場空調及びプロセス冷却用のエネルギー削減」について、方法論の分析及び分析結果に基づく専門的な助言を実施した結果、10 月末には、JCM に関する日本・インドネシア合同委員会において、同プロジェクトが 2013 年の JCM 開始以来、全世界でも第一号の JCM 登録案件として承認されるに至った。また「低炭素型開発のためのキャパシティ・ディベロップメント支援プ

プロジェクト」から同様の支援を受けた高効率冷却装置の導入に関する JCM プロジェクトが 2 件登録され、同国における JCM 登録案件は計 3 件となった。

- モンゴルでは、同国の自然環境・グリーン開発大臣からの支援要請を受け、機構がベトナムで実施した温室効果ガスインベントリ策定能力向上プロジェクトの内容や成果を紹介しつつ、案件形成を行った。モンゴル側の課題や支援ニーズを十分に掘り下げつつ、ベトナムの教訓に基づいて、インベントリ作成を主管する自然環境・グリーン開発省のみならずデータ提供等の面で連携が必要な関係各省庁との協力にも配慮した事業実施体制を検討し、実現可能性の高い要請書が作成された。

④ 気候変動プログラムローンの効果向上に向けた取組

- インドネシアの気候変動対策の主流化を支援するため、日本国政府は、2008 年から 2010 年まで、「クールアース・パートナーシップ」に基づく円借款事業として、「インドネシア気候変動対策プログラムローン (CCPL : Climate Change Program Loan)」を実施し、併せて気候変動対策の目標・行動計画を定めた政策マトリックスの実施促進やモニタリング支援を行う支援調査を 2012 年度まで実施した。2014 年度には、財政政策における気候変動対策の主流化を図り、気候変動対策の円滑的な実施に向けた財政政策立案のための能力強化を実施するため、グリーン経済政策を支援する技術協力プロジェクトを開始した。本プロジェクトは CCPL の政策マトリックスにおける財政スキームの目標・アクションの達成促進を通じて CCPL の効果発現に資するものである。
- ベトナムでは、気候変動対策プログラムローンで政策マトリックスの作成を支援し、関係各省庁による政策アクションの実施に対し技術支援を行っている。各省庁がプログラムローンのプロセスに参加するインセンティブを設け、政策アクションの達成度を高めることで、プログラムローンの効果向上を図っている。

③ 海外投融資の活用

- 中南米における省エネ・再生可能エネルギー事業を投資対象とする米国のファンドに 1,000 万ドルを出資した。同ファンドは事業採算性判断時に導入機器の省エネ性能や維持・補修コストの多寡も含めて審査を行うことになっており、日本企業のもつ優れた省エネ・再エネ技術（太陽光パネル、空調技術等）の活用・普及が期待される（指標 7-6 参照）。

④ 小島嶼国の気候変動対策支援

- 2014 年 7 月に小島嶼国の気候変動政策担当者を東京に招き、島嶼国気候変動政策対話を外務省と共催した。2015 年 5 月の第 7 回太平洋・島サミット (PALM7) 開催を念頭に、島嶼国が直面する気候変動対策実施上の課題や支援ニーズなどを把握した。具体的には、各国で大規模な協力を行うことが困難である小島嶼国では、広域協力・地域協力が有効な協力アプローチであることを確認した。加えて、サモアに拠点を置く太平洋地域環境計画事務局内に大洋州気候変動センター（仮称）を建設する計画について調査を実施するとともに、同センターを活用した大洋州地域の気候変動対策人材育成のための人材育成のプログラムづくりを支援する長期専門家派遣を予定している。

⑤ 日本政府の国際的発信への支援

- 国連事務総長主催の「国連気候サミット」での総理の演説、日本政府が COP20 で発表した適応イニシアティブ事例集、ダーバンプラットフォーム特別作業部会への日本政府のサブミッション、国別適応計画 (NAPs : National Adaptation Plans) に関する日本政府のサブミッション等、日本政府による数多くの国際的発信の準備に機構の取組の情報提供を通じ、発信するコンテンツの質の向上に貢献した。例えば、2014 年 9 月の「国連気候サミット」で総理が表明した 3 年間で 1 万 4,000 人の気候変動分野人材育成において、適切な目標設定を検討するために必要な過去の人材育成数データを提供するとともに、「適応イニシアティブ」

等のコミットメント内容の検討に際し、関連する機構の支援実績や今後の計画に係る提案を行うなど、必要な情報を提供した。

(2) 国連気候変動枠組条約第 20 回締約国会議（COP20）での発信

- 2020 年以降の気候変動対策の新しい国際枠組の交渉のため、COP20 がペルーにて開催された（12 月）。機構は、COP20 において約 30 のサイドイベントを共催又は参加し、機構の取組や知見・経験の発信を行った。主な発信事例は以下のとおりである。
 - 国連気候変動枠組条約事務局の NAMA（Nationally Appropriate Mitigation Action：途上国における適切な緩和行動）に関するサイドイベントでは、機構の NAMA 支援の取組を紹介し、セルビアの NAMA 策定への支援で同国による NAMA レジストリ（気候変動枠組条約事務局が運営する NAMA に関するウェブサイト）への支援要請が登録されたことや、ベトナム、インドネシアでの気候変動対策における上流の政策・計画づくりから現場での具体的な適応・緩和事業の実施までの包括的な支援について説明した。
 - 機構研究所が気候変動対策の資金をテーマとしたサイドイベントを開催し、GCF（Green Climate Fund：緑の気候基金）担当者とともに、それぞれの経験や分析結果について議論を行った。結果、開発における気候変動問題の主流化やその国のオーナーシップと結果をベースとした説明責任の強化等が重要であるとの結論が参加者間で共有された。
 - 機構が策定支援したインドネシア国家適応行動計画が同国政府に承認された成果（後述）を発表するとともに、同国政府とともに「インドネシア・パビリオン」を設置し、ASEAN 諸国気候変動対策人材育成のための気候変動対策国際研修センター設立等の成果及び同国の開発計画に対する気候変動対策主流化支援の取組等を発信した。
- なお、国連気候変動枠組条約事務局主催の国別適応計画エキスポ（8 月）においても、インドネシアにおける同計画の策定支援から得た知見・経験を発信した。具体的には、相手国の既存の開発計画策定プロセスに気候変動対策を組み込んでいくことが有効であること、適応策は幅広い分野に関連するため、適応計画を策定するにあたっては多様なステークホルダーと十分な協議を行うことが計画の実現性を高める上で重要であること等である。

(3) リオ+20 において日本政府が発表した「緑の未来」イニシアティブの推進

- 「国連持続可能な開発会議」（リオ+20）において日本政府が発表した「緑の未来」イニシアティブのうち「環境未来都市の世界への普及」に関しては、「バンコク都気候変動マスタープラン（2013-2023 年）策定・実施能力向上プロジェクト」を通じ、日本政府から「環境未来都市」に選定されている横浜市とバンコク都との持続可能な都市開発に係る都市間連携を促進している。「環境未来都市」としての横浜の知見・ノウハウをいかし、バンコク都の気候変動マスタープランづくりに貢献した。

3. 成果

- **国家温室効果ガスインベントリの策定（ベトナム）**：「国家温室効果ガスインベントリ策定能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）による支援により、ベトナムの 2010 年の国家温室効果ガスインベントリが作成された。同インベントリがベトナム政府の隔年報告書に掲載され、国連気候変動枠組条約事務局に提出された。
- **国家気候変動適応行動計画の策定（インドネシア）**：「気候変動対策能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の支援により、2014 年 2 月にインドネシアの国家気候変動適応行動計画が策定された。現在、同計画に基づくローカルレベルの適応対策事業の実施を支援しており、例えば、土地利用計画への気候変

動リスクの反映促進などが行われた。

- **気候変動対策国際研修センターを通じた東南アジアの人材育成**：「東南アジア地域気候変動緩和・適応能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、タイを拠点とする気候変動対策国際研修センターの設立と能力開発を支援している。2014 年度から研修を開始し、温室効果ガスインベントリ、及び低炭素社会開発をテーマとして、延べ 157 名に研修を実施した。2014 年度の研修対象者はいずれもタイ人であるが、2015 年度からは ASEAN 域内の他国の人材も育成する予定。
- **排水施設の整備による洪水対応（インドネシア）**：「プリーツ排水機場緊急改修計画」（無償資金協力）は、2008 年雨期から機能不全に陥っていた首都ジャカルタ中心部の排水調整を担うプリーツ東排水機場の建屋改修と排水ポンプ更新、及びプリーツ排水機場全体の防潮堤改修等を通じて機能を回復・強化し、頻発するジャカルタ中心部の浸水被害を緩和することを目的として実施され、2014 年から運用を開始した。これにより、首都中心部の浸水被害リスクを軽減すると同時に、気候変動の影響によって増大するリスクへの備えとしても効果が期待され、ジャカルタの持続的発展に寄与している。
- **中小企業の省エネ促進（インド）**：2014 年 9 月に L/A 調印した「中小零細企業・省エネ支援事業（フェーズ 3）」（円借款）は、近年の急速な経済成長に伴いエネルギー消費が急増するインドにおいて、インド小企業開発銀行（SIDBI）への譲許的融資を通じ、エネルギー効率の低い中小零細企業の省エネ投資に中長期資金を供給することを目的としている。2014 年 11 月に終了した同プロジェクトのフェーズ 2 では、約 3 年間の事業実施期間に 1,800 件を超える省エネ投資事業への融資が行われ、2 億 8,000 万 kWh/年の節電効果と、24 万トン/年（CO₂ 換算）の温室効果ガス削減効果が達成されたと試算された。これにより気候変動緩和策に寄与するとともに、輸入燃料経費の節減、中小零細企業の経営改善、大気環境の改善等の開発効果をもたらした。

3-2-3. 自然環境

1. 協力量針

- 持続的森林管理を通じた地球温暖化対策（REDD+）¹の推進
- 森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進
- 持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上の推進
- 保護区及びバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全の推進

2. 戦略性向上に向けた取組

(1) 事業戦略の改訂

- 「自然環境保全分野の事業戦略 2014-2020」（和文・英文）を改訂した。各種国際会議のサイドイベントや REDD+プラットフォームの会合において内外へ発信するとともに、分野課題別検討会を通じて課題別研修ラインナップの検討に活用した。

(2) REDD+推進のための官民連携プラットフォーム立上げ

¹ 開発途上国の森林の減少・劣化を防止して地球全体の二酸化炭素排出量を削減するという考え「Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries : REDD」に、持続可能な森林管理などによって森林の二酸化炭素吸収・固定機能を高めるという考えを付加「+」したもの。

- REDD+は、気候変動対策の一つとして、開発途上国の森林保全による排出削減量・吸収固定量に応じて国際的な資金を配分し、森林保全を進めるインセンティブとする取組であり、国連気候変動枠組条約の場で、2020 年以降の新たな国際枠組に位置付けることを目指して合意形成が進められている新しい取組であるため、国際社会の議論のキャッチアップ、新たなビジネスモデルの検討、認知度向上のための対外発信等が重要となっている。このため、機構は森林総合研究所と共同発起人となり、企業、NGO、政府機関等と連携し、数度の準備会合を経て、「森から世界を変える REDD+プラットフォーム」を設立した（11 月）。設立総会には、44 団体 8 オブザーバーが参加（2015 年 3 月末時点で、56 団体 3 オブザーバーに拡充）した。12 月の COP20（ペルー）においては、本プラットフォームの設立を国際社会へ発信するサイドイベントを主催した。同閣僚級会合における環境大臣の演説の中でも紹介され、複数のメディアによる報道がなされた。同プラットフォーム発足後は、ナレッジ分科会を 1 回、ビジネスモデル分科会を 2 回、情報発信分科会を 2 回開催し、企業、NGO、民間団体と REDD+のビジネスとしての可能性や一般への情報発信について意見交換を行った。
- インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、ペルーにおいて、経済産業省・環境省事業化可能性調査及び官民連携による事業化可能性調査の受託民間事業体と連携し、REDD+プラットフォームも活用して、制度運用提案、技術情報支援、ビジネスモデル検討、CSR（企業の社会的責任）資金導入などを行った。

(3) 森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）

- 日本は、伝統的に、水源林や海岸防災林の造成等、自然災害に対して森林等生態系を活用して防災対策を行う Eco-DRR の取組を行っており、機構はこうした技術を世界各国へ移転してきたが、近年この生態系の有する防災・減災機能の重要性についての国際的な注目が高まっている。2014 年に開催された生物多様性条約第 12 回締約国会議（CBD-COP12）では、日本の提案により生物多様性の保全及び持続可能な利用と生態系の再生が生態系の機能やレジリエンスを向上させることにより、沿岸や流域を保護し、災害に対する脆弱性を緩和することに留意するとした「カンウオン宣言」が採択されている。同取組は「仙台防災枠組 2015-2030」においても優先行動 3 での重要な取組とされており、機構は各国で同取組を一層強化している。
- **治山による防災：**斜面災害の脆弱国であるインドのウッタラカンド州では、2013 年の豪雨により例年にない規模の洪水と土砂崩れが発生し、同州の北部地域を中心に 4,200 村落が被災、6,000 人もの死者・行方不明者が発生した。土砂崩れや斜面崩壊が再度発生し、被害が拡大することを防ぐためにも、被災地における治山等の災害対策が必要となっている。機構は、住民参加型の森林環境回復活動を通じて森林管理の強化を図り、地域開発・生計向上活動による社会経済的状況の改善を支援する同州に対する円借款事業に、山地災害対策のための防災コンポーネントを追加し、同コンポーネントの活用のための同州の能力強化に係る技術協力プロジェクトの形成を図った。同取組では、日本企業が有する先進技術を活用した治山工法の活用と展示により日本方式を展開するとともに、世界銀行やアジア開発銀行によるインフラ復旧や災害リスクマネジメント能力強化の事業との連携を図ることとしている。
- **中南米における水害対策：**中南米の各国では、ダムや運河の水源林の消失や劣化による水源涵養機能の低下が問題となっているため、機構は各国で流域管理プロジェクトを実施し、さらに技術移転の成果を第三国研修による周辺国に移転している。チリでは、荒廃水源林での治山事業を実施し、森林の機能の向上を図るプロジェクトを 1998 年まで実施した。同国での 20 年間にわたる協力の成果を中南米各国に普及するため、実践的な取組手法の紹介を行う第三国研修を 11 か国を対象に開始した。これは、2014 年度からチリを拠点に開始された「中南米防災人材育成拠点化プロジェクト」に先鞭をつける取組でもある。同様の取組はパナマ、パラグアイ、ホンジュラスで実施されており、パナマではチリ同様の第三国研修を 2014 年度から開始して周辺国への技術移転を図っており、また、パラグアイ、ホンジュラスの技術協力プロジェクトでは、パナマでの技術移転の成果が活用されている。

(4) TICAD 支援としての持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上

- アフリカの乾燥地帯であるサヘル地域では、干ばつの頻発等により食料安全保障の危機に瀕しており、特に同地域の砂漠化防止支援については技術協力や青年海外協力隊派遣を通じて支援を実施している。2014 年度は、第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）にて日本政府が表明した TREES イニシアティブ²の実施のため、アフリカ地域における広域協力案件（主に、南部アフリカ開発共同体（SADC）、中央アフリカ森林協議会（COMIFAC）に対する支援）を立ち上げた。地域機関と連携し、同地域において機構が実施している技術協力プロジェクトから得られた知見について、地域機関を通して加盟国へ共有することや、機構専門家による地域機関の能力強化などの協力の枠組みについて合意した。
- アフリカの半乾燥地をはじめとした自然環境が脆弱な地域においては、持続的な自然資源の利用による脆弱なコミュニティの生計向上に資する協力を行っている。具体的には、エチオピアでは森林を保全しながら生産するコーヒー農家への支援を開始し、マラウイ、マダガスカル、セネガルでは流域保全や土壌保全を通じた自然資源管理能力の強化を行った。また、サヘル地域では、干ばつの頻発等により食料安全保障の危機に瀕しており、特に同地域の砂漠化防止支援については草の根技術協力や青年海外協力隊派遣を通じた支援を実施した。

(5) 保護区及びバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全

- 機構は、従来から日本の経験をいかした住民参加型による国立公園等の保護区管理を進めており、各国の法制度や地域住民の社会経済状況や慣習に合わせた管理手法の導入に成果を上げてきた。2014 年度は、ラムサール条約事務局との業務連携協定に基づき、コスタリカでは、中米・カリブ地域 8 か国から湿地管理行政担当者等を招いた国際セミナー「HUMEDALES PARA NUESTRO FUTURO - ¡ÚNETE A NOSOTROS!（私たちの未来のための湿地 - 団結しよう!）」を実施し、湿地における生産活動と保全をテーマに各国の知見の共有を行った。機構は、湿地保全に関する協力事例や自然環境保全分野の協力戦略について発信した。
- 当該分野では、マレーシア、コスタリカ、パラオ等 13 か国、15 件の協力を実施した。具体的な取組としては、マレーシア「サバ州を拠点とする生物多様性・生態系保全のための持続可能な開発プロジェクト」にてクロッカー山脈国立公園の国連教育科学文化機関（UNESCO）生物圏保護区としての登録と管理計画の策定、伝統知を活用した村落部での自然資源管理モデルの構築支援を行った。

(6) 課題対応能力の強化

- **国際社会への発信：**REDD+等気候変動緩和策、森林等・生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）、バッファゾーンを含めた住民協働型の保護区管理に関する機構の知見・経験を取りまとめ、国際社会へ発信した。具体的には、CBD-COP12（10 月）にて 4 件、第 6 回世界国立公園会議（11 月）にて 1 件、COP20（12 月）において REDD+推進及び持続的な森林管理に関する 7 件のサイドイベントを主催または共催した。
- **専門性の強化：**小型衛星、森林リモートセンシング、生物多様性条約下のアクセスと利益配分（ABS）、REDD+、炭素クレジット取引、Eco-DRR などの機構内勉強会 10 件を開催した。このほか、旭硝子財団によるブループラネット賞を受賞したジャンセン教授（米国）による機構内勉強会を開催した。
- **日本の先端技術の活用：**ペルー政府の REDD+に関する政策を推進するため、無償資金協力で供与した森林の植生状況の調査や情報収集・分析・管理に必要な機材を活用した技術協力プロジェクト、ペルー政府による森林保全管理事業の面的展開を図る有償資金協力を検討中である。この中で、森林モニタリングシステムの強化について、日本の衛星である「だいち 2 号（ALOS-2）」等の衛星画像を活用したモニタリング技術の強化を支援する予定であり、宇宙航空研究開発機構（JAXA）とも連携を図っている。COP20 では、ペルー環境省、国際熱帯木材機関（ITTO）、JAXA と合同サイドイベントを開催し、これらのペルーの森林保全に向けた日本

² 森林・自然環境の管理を通じて、生物多様性保全と地域活性化の両立を目指す取組。

の協力を紹介した。

3. 成果

(1) 持続的森林管理を通じた地球温暖化対策

• REDD+推進支援

- **ラオス**：機構は2004年より、現場レベル、政策レベル双方で各種協力を実施し、森林減少・劣化へのアプローチマニュアルの開発と、同マニュアルを用いたREDD+の事業化、同国の森林戦略への政策支援を実施してきた。これらの結果、2013年にREDD+プロジェクト計画書が策定され、第三者審査を通じてREDD+事業としての妥当性も確認された。これにより、2014年8月に国際標準に準拠したプロジェクト設計書（PDD）として、ラオス政府からの事業計画の承認を得ることとなった。2013年に署名された日本とラオスのJCMの下での事業化を目的として実施された環境省委託事業「平成26年度REDD+実証調査」では、同PDDの事業を候補案件として、本邦企業参画による実証調査が実施された（2014年度）。
- **ベトナム**：機構の支援により、同国初の省ベースREDD+行動計画である「ディエンビエン省REDD+行動計画」が策定された。なお、日本企業3社のCSR活動と連携し、ベトナムの省ベースREDD+行動計画の試行事業を支援した。
- その他、国家REDD+ロードマップの形成・実施（カンボジア）、REDD+個別事業組成（インドネシア、ラオス、カンボジア）、国家森林情報システム及び温室効果ガス排出量の測定、報告及び検証（MRV）に関する体制整備（ラオス、パプアニューギニア、カンボジア、ガボン、コンゴ民主共和国、モザンビーク）等を実施している。

- **森林（地上）調査の方法論に関する合意形成**：ガボン、コンゴ民主共和国、モザンビーク、ボツワナにおいて、同様の分野での支援を実施している国連食糧農業機関（FAO）等関係者との意見交換、調整を通して、対象国における森林インベントリ手法や森林基盤図作成に関する方法論の共通化に関するFAOとの合意形成を行い、連携することにより効率的に準国レベル・国レベルでの森林情報システム構築を推進した。

- **森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）**：中国では、「四川省震災後森林植生復旧プロジェクト」を2010年から5年間の予定で実施しており、四川省自身により被災した森林の復旧を図るため、治山計画策定や治山工事を実施し、森林復旧に係る人材の育成を図ってきた。中央政府の国家林業局はプロジェクト成果に着目し、「林業治山」を森林法に規定して国家政策として積極的に「防災投資」をしようと検討を開始しており、日本の治山関連政策制度や技術を取り入れながら中国に適した治山制度を構築することの重要性が認識された。

- **炭素動態の新たな評価手法の研究**：ブラジルにおいて、アマゾンの多様な森林の炭素動態の広域評価技術の開発を目的とし、SATREPS「アマゾンの森林における炭素動態の広域評価プロジェクト」（技術協力プロジェクト）による支援を行った（5月終了）。同協力を通じ、最先端技術を開発・導入したアマゾンの炭素蓄積量の動態を表すマップが作成された。同成果は、REDD+等で求められている測定・報告・検証（MRV）手法として、現時点で最も高い精度での推定方法であり、地球規模での炭素循環、温暖化等の研究や政策に大きなインパクトを与えるもの、とブラジルの気候変動枠組条約コーディネータ（ブラジル国立宇宙研究所研究者）により評価された。また、同案件で開発された航空機センサ及びUAVセンサについては、日本の最先端の技術の活用事例として、COP20サイドイベント「REDD+/JCMのMRVへの我が国のリモートセンシング技術からの貢献」にて紹介を行った。

3-2-4. 環境管理（都市環境保全）

1. 協力方針

- 都市環境保全に重点を置いた予防原則を踏まえた環境対策
- 日本が提唱する「3R イニシアティブ」に基づく廃棄物の適正な管理に向けた政策・技術支援
- 技術協力・有償資金協力・無償資金協力の一体的実施及び戦略検討のための調査実施、対外ネットワーク強化
- 国際的動向に合わせた低炭素社会や化学物質管理等の高度な環境政策支援

2. 戦略性向上に向けた取組

(1) 自治体・民間企業の知見の活用

① 下水道の改善

- **ベトナム**：円借款事業で建設された下水道施設の維持管理を担う実施機関の能力向上のため、大阪市と連携して、現地への同市関係者の派遣や同市での研修を行った。また、ホイアン市において、日本下水道事業団が初めて海外向けに技術確認を行った処理方式を利用した下水処理場の概略設計を行い、無償資金協力案件として閣議で承認された。同じく、ハイフォン市、ホーチミン市、ハノイ市、キエンザン省において、それぞれ大阪市、北九州市、横浜市、神戸市が草の根技術協力を実施し、下水道の維持管理に関する日本の知見を提供している。
- **パナマ**：2013年に円借款で建設された下水処理場を含む下水道システムの持続的な運営体制改善等のため、横浜市と連携し、「パナマ市及びパナマ湾浄化事業」（技術協力）を形成し、2014年度に新規採択された。2015年には、横浜市の専門家の参加を得て、詳細計画を策定する予定である。
- **フィリピン**：アムコン株式会社は、2012年度の開発途上国政府への普及事業実施後、普及・実証事業「セブ市浄化槽汚泥の脱水装置の普及・実証事業」を2014年1月より開始した。2014年度には旧下水処理場に設置した同社の汚泥脱水機の長期的な運用による効果が検証され、技術の有用性が確認された。また、同国への販路開拓に関する試行事業を開始し、セブ地域の産業排水処理を請け負う企業とで商談が成立したほか、同地域の複数の企業から関心表明があった。
- **インドネシア、カンボジア**：下水道分野の技術協力の内容検討のための調査に、北九州市の専門家の参加と助言を得た。

② 水銀に関する水俣条約に基づく支援

- 2013年に採択された「水銀に関する水俣条約」の批准に向けた開発途上国の能力強化を支援するため、環境省、熊本県と連携して、本邦研修を新たに立ち上げた。2014年11、12月に水俣市で7か国10名の参加を得て第1回研修を実施し、水銀汚染対策に関する日本の制度や技術とともに、水俣病に関する経験を共有した。他方、ブラジルでは、国立水俣病総合研究センターと連携して行ってきた水銀分析技術向上等のための協力の成果を踏まえ、第三国研修を実施した。これにより、同様の対策が求められている周辺国（ペルー、ボリビア、コロンビア等）における技術の普及に取り組んでいる。

(2) 「3R イニシアティブ」への貢献

日本政府が提唱する「3R イニシアティブ(Reduce(減量化)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源化))」に基づき、廃棄物管理に係る支援を展開している。

- **大洋州地域での3R推進**：リサイクル推進のための財政システム構築、協力隊員と連携した学校教育での3R活動推進等を支援している。
- **インパクト評価手法の導入（モザンビーク）**：「マプト市における持続可能な3R活動推進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の計画策定の際に、機構の環境分野の事業としては初めて、インパクト評価を取り入れた。具体的には、分別回収導入のパイロット事業を対象として、意識に訴えても行動に結び付かないという課題に対し、行動が先に習慣化することにより意識の変容に結び付くかを検証し、試行した施策の効果比較を試みた。

(3) 環境未来都市構想に沿った事業展開

- **富山市と連携した都市開発（ニカラグア）**：米州開発銀行との中南米・カリブ地域における新興・持続的都市開発イニシアティブの覚書（2013 年）に基づく初の連携案件として、ニカラグアにおいて「マナグア首都圏土地利用計画・都市計画プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の準備を進めた。環境未来都市としてコンパクトなまちづくりの経験を有する富山市の知見を活用するため、富山市職員 2 名を同国に派遣し、コンパクトシティ政策に関するセミナーを開催した。
- **東日本大震災とフィリピンヨランダ台風の被災地の復興の知見の共有**：第 4 回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム（12 月、於東松島市）に、フィリピンヨランダ台風被災地のレイテ州、東サマール州の内務自治省局長等 8 名を招き、被災地の復興経験を伝えた。フォーラムでは、復興を短期で終わらせない環境未来都市への連続的な移行の重要性が議論された。
- **低炭素社会シナリオの発信（マレーシア）**：マレーシアのイスカンダル地域を対象とする SATREPS「アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で作成された低炭素社会シナリオ等について、2015 年 2 月にマレーシアで開催された「第 6 回環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナー」で発表した。
- **スラバヤ都市圏を対象とした広域廃棄物管理計画策定（インドネシア）**：スラバヤ都市圏には、交通政策、環境保全、エネルギー、下水・排水処理、上水、廃棄物・リサイクル等複数の分野を含むグリーンシティマスタープラン策定構想がある。機構は、その中の廃棄物・リサイクル分野を対象として、衛生的かつ効率的な廃棄物収集運搬・処分のための広域廃棄物管理計画を策定するための技術協力を準備した。

(4) 持続可能な開発のための教育の推進

- 「持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議」（11 月、於名古屋市）において、前述の SATREPS「アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発プロジェクト」により開発した環境教育教材を展示した。同プロジェクトでは、地域レベルの環境教育導入のため、京都市の小学生対象の環境教育テキストを翻訳してマレーシア版を作成し、2015 年 2 月にマレーシアで開催された「第 6 回環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナー」で発表した。

3. 成果

- **パレスチナでの一体的な下水分野への支援**：パレスチナのジェリコ市では、無償資金協力による下水処理場整備事業が、2014 年 6 月に完工した。並行して、技術協力により同処理場の運転・維持管理の能力強化及び各戸の下水管網への接続促進を実施している。これらの取組により、下水へのアクセスが約 3,600 人増えた。また、同技術協力の中で作成した市の下水道条例案が市議会での承認を経て、7 月に公布・施行された。なお、同事業では、処理水及び汚泥の再利用に係るパイロット事業を行っており、南九州大学と鳥取大学による特定共同研究（科学研究費助成事業）と連携し、ジェリコ市の下水処理場敷地内にて果樹の栽培試験が計画されている。
- **セネガルにおける下水施設の改善**：技術協力「カオラック市下水・排水・廃棄物処理プロジェクト」では、2014 年 1 月に下水・排水・廃棄物管理マスタープランを立案し、市民の衛生改善に資する下水道及び下水・汚泥処理場の拡張事業計画を策定した。2014 年度は、セネガル政府がマスタープラン実施に向けた取組を進め、欧州投資銀行が下水管敷設への融資の意向を示す一方、処理場拡張については日本に無償資金協力が要請され、継続検討中である。

3-2-5. 食料安全保障

1. 協力方針

- 開発途上国の農業生産基盤の確立を通じた生産性向上による、食料価格高騰への対応能力強化
- 気候変動による干ばつ等の影響に対する強靱性（レジリエンス）の強化

2. 戦略性向上に向けた取組

(1) アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）の推進

- **国際機関等との連携：**アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development。以下、「CARD」という。）イニシアティブの推進にあたっては、多数の国際的な団体との連携を行っているが、2014年度は特に、国際稲研究所（IRRI）と種子栽培に関する第三国研修実施を通じた協力、国連世界食糧計画（WFP）と農家の能力向上支援を通じた協力等を行った。また、世界銀行とは、タンザニアにおいて日本開発政策・人材育成基金による農業セクター支援プログラムと機構のコメ振興支援計画プロジェクトが連携し、コメを中心とする農業生産性の向上、小規模農家の生計向上に取り組んだ。
- **本邦大学との連携：**遺伝子マーカーを利用したイネの品種開発において豊富な経験をもつ名古屋大学及び稲作研究に関する国際的権威である IRRI と連携し、サブサハラ・アフリカの気候・風土に適したイネの新品種開発と栽培技術の開発に取り組んでいる。2014年度までに、耐旱性等に関する有用な遺伝子特性を入れた系統を 200 系統程度開発し、この中から今後アフリカに適した品種の栽培評価試験を実施していく。
- **プロジェクト効果の検証：**CARD に関連した技術協力プロジェクトで実施中又は実施済みの現地研修等について、無作為コントロール試験によるインパクト評価調査を開始した。具体的には、プロジェクト効果の学術的検証と生産性向上の要因分析を 6 か国（ガーナ、セネガル、モザンビーク、タンザニア、ウガンダ、コートジボワール）で実施し、タンザニアにおいては、灌漑地区にて行った稲作技術研修の技術が研修を直接受けなかった農家にも波及していることを 5 年間のパネルデータを用いて検証している。

(2) 気候変動に対する強靱性（レジリエンス）の強化

- **第 3 回国連防災世界会議での発信：**「食料安全保障と災害に強い農業・栄養」のワーキング・セッションに機構役職員が参画し、機構の食料保全を目的とした農業支援やアフリカの角地域における牧畜民のレジリエンス強化の取組について発表を行った。科学と土着の知識に基づく長期的な展望に立った災害対策への投資促進、Build Back Better アプローチ、中央とその他のアクターの連携への考慮が必要である旨、コメントしたほか、機構の経験を踏まえコミュニティの村落地域におけるパートナーシップとネットワーキングが必要であることを強調した。また、同会議の IGNITE Stage では「災害に強靱な農業や食料の安全保障」について、エチオピア及びセネガル政府と共同で発表を行った。
- **コミュニティ防災によるレジリエンス強化（ケニア）：**緊急開発調査「北部ケニア干ばつレジリエンス向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、牧畜民の放牧パターンや牧草地の分布、施設の種類等を考慮し、科学的な調査に基づく牧草地の持続的利用のための戦略的な水源開発、牧畜民の主要な収入源である家畜バリューチェーンの改善及び生計多様化促進活動等を行っている。本案件では、人類学的社会調査を行いつつコミュニティ防災アプローチを取り入れ、干ばつ委員会を通じ各活動に対しコミュニティの積極的な参加を促進している。この結果、ソーラーパワーポンプの設置により削減された電気代を自主的に小学校の教室建設に充てたコミュニティ、井戸のハンドポンプの維持管理費集めを管理する体制ができたコミュニティがみられる等の成果が発現している。
- **天候保険によるレジリエンス強化（エチオピア）：**「エチオピア農村地域における対応能力強化プロジェクト」を通じて、天候インデックス保険の導入による農業生産の向上を推進している。2014年度は、保険対象地区を 3 倍に拡大し、対象地区全体の農民の約 20%に当たる 5,623 農家が保険を購入した（2013年度は対象農民の約 10%に当たる 1,286 農家）。保険を掛ける対象シーズンは作付期と開花期であるが、作付期には降雨量が少なかったため保険金の支払いが発生し、約 21%の農家が保険金を受け取った。前年に比べると保険購入者の割合が増えていることから、保険に対する農民の理解が深まり、購入意欲が高まっているもの

と考えられる。他方、同プロジェクトによる地方の家畜市場の整備により、前年に比べると対象地域で行われる家畜取引（ウシ、ヤギ等）が 1.6 倍となり、かつ家畜個体が良好な状態で販売が可能になる等、地元農民にとって有利に取引ができるようになった。

(3) 食料安全保障の推進に向けた他の援助機関との連携の推進

- **WFP との連携**：稲作振興、レジリエンス、栄養（学校給食）など、連携強化を目指す分野について合意した。第 3 回国連防災世界会議の機会を利用し、WFP アジア担当、中近東担当と面談を行い、食糧援助と農業分野の技術協力による連携の可能性を意見交換した。タンザニアでは WFP が実施する小規模農家能力向上支援事業である「Purchase for Progress（前進のための購入）」プロジェクトの支援活動を行う青年海外協力隊員の派遣が実現した。
- **FAO との連携**：アフガニスタンでは農業灌漑牧畜省の体制強化や口蹄疫等の対策支援に関するプロジェクトを共同で開始した。
- **国際農業開発基金 (IFAD) との連携**：機構が実施中の技術協力プロジェクトの成果を IFAD が実施する資金協力で普及拡大することを目指し、ザンビアでの灌漑、稲作分野での連携や、ナイジェリアでの稲作分野での具体的な連携に向けた協議が進展した。マラウイについては、IFAD との間で「灌漑、持続的農業及び市場志向型農業支援」に関する協力協定に署名した。
- **アフリカ連合 (AU:African Union) との連携**：CAADP（包括的アフリカ農業開発プログラム）の実施機関である NEPAD（アフリカ開発のための新パートナーシップ）計画調整庁と、国境を超えた農業開発などのアフリカ大陸全体の課題に対する日本の協力を深めるための業務協力協定に署名した（6 月）。同枠組の下、CAADP 担当官と日本のアフリカ開発関係者との相互理解を促進するため、「CAADP と日本のアフリカ支援」をテーマとした公開セミナーを NEPAD 計画調整庁と共催した。アフリカ各国政府の政策策定と利害調整能力の強化に向けた取組、機構の協力方針とその実例を関係者間で共有した。

3. 成果

(1) アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) の進捗

- **進捗状況**：16 か国にて稲作支援のプロジェクト 54 件を実施中であり、サブサハラ・アフリカのコメ生産量は、CARD 開始前のベースライン 1,400 万トン（2005～2007 年時点）から、2013 年時点の 2,223 万トン（59%増加）と倍増の目標達成に向けて順調に推移している。また、アフリカにて単位面積当たりの収量が 1.8 トン/ha（2007 年）から 2.2 トン/ha（2013 年）へと改善された（米国農務省（USDA）統計）。CARD 対象 23 か国中 21 か国で国家稲作開発戦略が策定された。
- **IFAD のベストプラクティス**：IFAD が抽出、分析した 10 事例のベストプラクティスのうち、機構がウガンダとマダガスカルで展開する 2 事例が高評価を得た。ウガンダは効果的な陸稲栽培技術、マダガスカルは持続的な灌漑施設維持管理について高い評価を得た。
- **天水稲作の新モデル普及（ガーナ）**：耕地整備や栽培技術の改善を図る天水稲作の新モデルを普及させることによりプロジェクト対象農家の単位当たり収量が平均して 2 トンから 4 トン（アシャンティ州）、1.5 トンから 3 トン（北部州）へ倍増するとともに、プロジェクト参加農家の所得が大幅に増加した。その他、プロジェクト対象農家周辺の農民に耕地整備や栽培の技術が波及した。
- **改良イネ栽培技術の改善（モザンビーク）**：「ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト」（2014 年 9 月終了）、「ザンベジア州ナンテ地区稲作生産性向上プロジェクト」（2015 年 1 月終了）において、改良稲栽培技術の開発や灌漑施設改修、農民組織強化等の活動を通じて現地農民のオーナーシップが向上し、収量増加や自律的な灌漑施設維持管理が確認された。また、両案件ではイネ栽培技術や灌漑施設維持管理マニュアルを作成した。
- **稲作技術研修の拡大（マダガスカル）**：「中央高地コメ生産性向上プロジェクト」の支援により、2013 年度の中央高地対象 5 県の参加農家の平均収量が過去最高を記録した。稲作技術普及研修参加者は、2014 年度 9,000 名を超え、前年度より倍増した。

- **タンザニアにおけるコメ生産能力強化**：コメ生産能力の向上に係る技術協力「コメ振興支援計画プロジェクト」と、生産基盤の整備に係る円借款「小規模灌漑開発事業」、技術協力「県農業開発計画灌漑事業推進のための能力強化計画」の実施により、全国を網羅する七つの農業研修センターの能力強化及び七つの灌漑ゾーン並びに傘下の県の灌漑人材育成を進めた。タンザニア全体のコメの生産量は 2013 年時点で 200 万トンを超え（FAO 統計）、国家稲作開発戦略で定めた 2018 年の目標生産量（196 万トン）を上回る実績を上げたが、機構の支援が貢献している。

3－3．評価結果の反映状況

<指摘事項>

我が国は災害が多い環境先進国であり、地球規模課題への対応に対する国際社会からの期待も大きいところ、事業から得られた成果や各自治体も含めた日本の知見を国際的に発信し、より高い目標を掲げて、実績を積み上げていくことを期待する。特に防災については、ハード面に加え、自然災害頻発地での住民の防災・減災知識普及、災害初期に不可欠な自助のための知識普及を含め、今後も意欲的な活動に期待する。

<対応>

CBD-COP12、COP20、島嶼国気候変動政策対話、持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム、東アジア低炭素成長パートナーシップ対話、小島嶼開発途上国会合等、多数の国際会議において機構の取組を発信した。特に防災については、第3回国連防災世界会議に向けた準備会合への参加を通して、機構が経験知として重要と考える点を主張し、「仙台防災枠組 2015-2030」の優先行動や具体的施策に反映された。また、住民の防災・減災知識普及に関しては、フィリピンにおける草の根技術協力事業において、ハザードマップの作成、災害情報の発信、防災訓練、避難所運営などのコミュニティの防災能力強化に努めるなどの取組を行った。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：

2014 年度は、主に防災分野、自然環境分野、気候変動分野において、特に顕著な成果を上げた。

- 防災分野においては、第3回国連防災世界会議で決定される今後 15 年間の国際社会の防災分野の指針に日本の経験・知見を踏まえた考え方を反映させることが、日本政府にとって重要性が高い課題である一方、国際社会の理解と支持を得る必要があるという点で難易度の高い課題であった。これに対し機構は、これまでの支援を通じて得た知見をポジション・ペーパーに取りまとめるとともに、日本政府と協力し、会議の準備会合から一連の協議をリードする役割を果たした。会議期間中も、理事長が閣僚級会合で防災投資の重要性を訴えたり、役職員による発信や機構主催のサイドイベントの開催を行ったりするなど、組織全体で成果文書への反映の働きかけを戦略的に行った。こうした取組の結果、「防災事前投資」、「Build Back Better（より良い復興）とシームレス支援」、「防災行政・枠組み強化（ガバナンス）」、「災害履歴とリスク評価によるリスク理解」等、機構が主張してきた考え方が、「仙台防災枠組 2015-2030」に全て反映された。同文書は、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」にも影響を与える国際的に重要な文書であることから、国際社会における防災の主流化にも極めて大きな貢献を行ったといえる。このような貢献をなし得た背景には、フィリピン台風被害への機構の支援の実績が「Build Back Better」の成果文書への反映に大きく影響したことにみられるように、開発途上国の現場における機構の防災分野の事業の成果が、多くの国々や開発援助機関に認知され、支持されたことがあると考えられる。2014 年度は、ほかにも、日本・ASEAN 特別首脳会議で合意された日本・ASEAN 防災協力強化パッケージのうち約 600 億円と約 250 名の人材育成への貢献、

中南米における耐震技術の普及等、地域的なインパクトのある成果が確認された。また、リスク評価に基づく事前投資、予警報能力の向上等の事業成果を上げた。以上の防災分野の成果は、国際社会における防災の主流化という重要かつ難易度の高い目標を達成し、中期計画時に想定した以上の日本政府の政策の実現に大きく寄与したものと見える。

- ・ 自然環境分野においては、開発途上国の現場においても、ラオスにおける国際標準に準拠した REDD+プロジェクト計画書の策定、ブラジルにおける精度の高い MRV 手法の確立等に貢献し、今後の REDD+の研究や政策に大きなインパクトを与え得る成果を上げた。さらに、機構が主導的役割を果たし、多数の企業等を巻き込んで REDD+事業の推進に向けた日本国内の官民連携プラットフォーム（56 団体、3 オブザーバーが参加）の設立に貢献したことは、法人の自主的な取組による創意工夫により、中期計画策定時に想定した以上の成果を上げたものと見える。
- ・ 気候変動分野においては、ベトナムにおける温室効果ガスインベントリ策定、インドネシアにおける都市洪水対策のための排水施設整備、インド中小企業の省エネ促進（約 1,800 件の省エネ事業への融資を通して 2.8 億 kWh の節電効果、24 万トンの温室効果ガス削減）等の取組が行われた。インドネシアに対する支援が奏功し、全世界における初の JCM 案件が承認された。日本政府の気候変動対策に関する重要な政策である ACE に大きく貢献した成果と見える。

加えて、食料安全保障分野においては、TICAD V において日本政府が推進している CARD イニシアティブ（2008 年から 2018 年までの 10 年間でアフリカのコメ生産量倍増）により、16 か国で稲作支援プロジェクト 54 件を展開した。コメ生産量は、CARD 開始前のベースライン 1,400 万トン（2005～2007 年時点）から、2013 年時点の 2,223 万トン（59%増加）となり、目標達成に向けて順調に推移した。さらに、地方自治体や企業の知見を活用した下水道事業、天候インデックス保険という新たな手法の活用によるコミュニティのレジリエンス（強靱性）強化等、連携や新手法の活用による開発効果の向上にも積極的に取り組んだ。

以上を踏まえ、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、重要かつ難易度の高い目標の達成）を満たしていることから、法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

第 3 回防災世界会議のフォローアップにおいて日本政府が表明した「仙台防災協力イニシアティブ」、2015 年末（11 月 30 日-12 月 11 日）の第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）に向けた具体的取組が必要である。

3-5. 主務大臣による評価

評価：S

<評価に至った理由>

地球規模課題である防災、気候変動、自然環境、環境管理、食料安全保障の分野において、我が国の知見を十分に活用し、優良案件の形成・実施が行われ、また国際社会に対する積極的な発信が行われた。

特に、防災分野では、自らの事業実施で培った経験・知見を元にしたポジション・ペーパーをまとめ、第 3 回国連防災世界会議にかかる準備段階から会議本番ま

での一連のプロセスにおいて、日本政府と緊密に連携しつつ関連の協議をリードした。その結果、防災事前投資や Build Back Better（より良い復興）等の機構が主張してきた考え方が「仙台防災枠組 2015-2030」に全て反映された。同文書は、ポスト 2015 年開発アジェンダにも影響を与えるインパクトの大きい文書であることから、機構の活動が国際社会における防災の主流化に大きく貢献したものである。また、現場における成果の一例として、フィリピンでは、2013 年 11 月の台風ヨランダによる被災状況を分析して 2014 年 11 月に作成されたハザードマップが、その後再び被災地を襲った大型台風で住民への早期避難指示に活用され、機構の調査対象地域では犠牲者なしという成果をあげた。

また、自然環境分野では、REDD+の取組に向け、森林総合研究所との協力の下、企業、NGO と連携し、50 団体以上からなる官民プラットフォーム設立の中心的な役割を果たし、ペルーで開催された国連気候変動枠組条約第 20 回締結国会議（COP20）での積極的な情報発信に続き、プラットフォームでの議論の本格化に貢献した。同時に、REDD+にかかる具体的な事業も推進し、ラオスにおいては、同国の森林戦略への政策支援、森林減少・劣化にかかる現場レベルのマニュアル策定を通じ、国際標準に準拠したプロジェクトとして、同国政府からの計画承認を得た。また、ブラジルにおいては、アマゾンの炭素蓄積量の動態把握にかかる支援を進め、REDD+で求められている測定・報告・検証手法（MRV）にかかる取組を行うなど、国際的の枠組みの現場レベルでの推進にも貢献した。

気候変動分野においては、COP20 の開催にあたり、約 30 のサイドイベントの共催・参加し、機構の取組や知見・経験の発信を行った。さらにインドネシアで実施中の事業が全世界で初めての JCM（二国間クレジット制度）登録案件として承認されるなど「攻めの地球温暖化外交戦略」（Actors for Cool Earth : ACE）の実施に貢献したことは高く評価できる。

さらに食料安全保障分野でも、アフリカ稲作振興のための CARD イニシアティブの推進に向けて着実な取組を重ね、16 か国で稲作支援プロジェクト 54 件を実施中であり、コメ生産量の CARD 開始前のベースライン 1,400 万トン（2005～2007 年時点）から、2013 年時点の 2,223 万トン（59%増加）に貢献した。

以上を踏まえ、機構が国際場裏及び開発途上国の現場において極めて高い成果をあげたことにより、中期計画における所期の目標を十分上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

豊富な経験及び先進的な科学技術を有する我が国に対し、国際社会から期待が高い分野であるため、引き続き、「仙台防災枠組 2015-2030」などの国際的な枠組みや我が国の外交政策に基づき、戦略的に事業を推進し、具体的な成果を上げることが求められる。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

- ・防災の主流化等、国際社会で日本の主張が認められた取組を高く評価したい。
- ・防災を筆頭に、日本の経験をふまえた政策発信によるアジェンダの主流化、実施における日本の技術・知見の活用、セクター横断的な取組、国連防災世界会議など、多層的に積極的な貢献をした点を評価したい。今後、実施において世界銀行（東京防災ハブ）をはじめ、国際機関との連携も強化されることを期待する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 4	平和の構築		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針、国家安全保障戦略	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力、0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報（注 1）								②主要なインプット情報（注 2）					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
平和構築支援を展開した国、地域の数			40	32	39 か国 33 地域			技術協力（億円）	153	140	130		
直接的・間接的に能力向上の対象となった人数（上記の人口の合計）			6 億 6,953 万	8 億 3,000 万	12 億 7000 万			有償資金協力（億円）	770	755	202		
								無償資金協力（億円）	362	132	286		

（注 1）当該年度の終了案件の実績値、または承諾案件の計画値を足しあげているものは、案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。
（注 2）技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力、無償資金協力は承諾実績を記入。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 2.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組 政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解

決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(第一段落は中期目標と同内容につき省略)

政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。

具体的には、(中略)

●紛争の発生と再発を予防し、平和を定着させるため、緊急人道支援から、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行う。

年度計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(二) 平和の構築

紛争の予防及び再発防止並びに平和の定着を図る観点から、ハードとソフトを効果的に組み合わせた、緊急人道支援から復興支援まで継ぎ目のない支援を行う。支援に当たっては、中長期的な開発に向けた貧困削減や持続的成長にも配慮する。

主な評価指標

指標 4-1 平和構築への取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 4-1 平和構築への取組状況

3-2-1. 協力方針

- 開発協力大綱で掲げられている「平和と安定、安全の確保は、国づくり及び開発の前提条件。貧困を含め紛争や不安定の様々な要因に包括的に対処するとともに、紛争予防や紛争下の緊急人道支援、紛争終結促進、紛争後の緊急人道支援から復旧・復興・開発支援までの切れ目のない平和構築支援を行う。」に貢献する。開発を担う機関として、対象国・地域の政治・行政・社会・経済・治安の動きを把握し、紛争発生後の早い段階から支援に着手する。また、人道支援から開発支援への途切れのない支援を実現することにより、紛争の再発可能性の低減に貢献することを心掛け、平和構築に関わる事業を実施する。
- 事業の実施前と実施段階において、「平和構築アセスメント (Peacebuilding Needs and Impact Assessment。以下「PNA」という。)」³を実施して、紛争予防配慮を推進する。

3-2-2. 態勢の強化

- 平和構築・復興支援室の設置**：開発課題としての平和構築・復興支援の重要性の高まりや事業の増加を反映し、従来の「経済基盤開発部」を「社会基盤・平和

³ 対象国・地域の政治・経済・社会・行政・治安等の現状及び不安定・安定要因を分析した上で、正のインパクト促進、負のインパクト回避等の視点を、国レベルの支援計画策定及び個別事業の形成から実施、モニタリング、評価まで組み込む事業運営管理手法。

構築部」とし、これまで同部の「平和構築・都市・地域開発グループ」が担っていた平和構築部分を独立させ、「平和構築・復興支援室」を設置した（指標 22-1 参照）。

- **事業の質の向上のための取組：**

- **PNA マニュアルの改訂：**2012 年度に作成した内部用の PNA マニュアルを見直し、より具体的な調査方法や注意すべき事項の例示を加え、より現場で使いやすいようにハンドブック形式にした。
- **過去の事業を踏まえた標準的指標、代表的教訓の作成：**初の取組として、これまでの平和構築支援のための技術協力プロジェクトを振り返り、今後の案件形成や事前評価の際に協力の効果を客観的に示すために「標準的指標例」を作成するとともに、類似案件の成功・失敗例を「代表的教訓」にまとめた。
- **終了案件のレビュー：**終了案件の教訓を活用するため、終了案件 5 件の対象地域における平和への貢献を、5 年間にわたって定点観測する調査を開始した。また、「ムスリム・ミンダナオ自治地域平和・開発社会基金事業」（円借款）によるコミュニティ開発支援の紛争影響下のインパクト確認調査を開始した。
- **課題別指針の改訂：**国際潮流での議論及び事業から得られた改善点を反映するため、課題別指針「平和構築支援」の改訂に着手した。

- **調査研究**

- **新規プロジェクト：**「和平プロセス中など脆弱国における開発援助のあり方」、「長期化した難民状況における開発機関の果たす役割」の 2 テーマに関わるプロジェクト研究を開始した。
- **プロジェクト研究成果の事業への活用：**プロジェクト研究「アフリカにおける暴力的紛争の予防」（2013 年度英文書籍発刊）の結果、「水平的不平等」（集団間の不平等）が暴力的紛争に影響することが分かったため、8 月に改訂した PNA マニュアルに水平的不平等を把握、分析する方法を追加した。また、プロジェクト研究「紛争後の土地・不動産問題」（2014 年度英文書籍発刊）の成果である和平合意後の移行期正義の実現の事例を、土地問題が重要な課題となっているフィリピン・ミンダナオにおける、今後の移行期正義分野の取組計画等について議論するセミナー（2015 年 2 月）の場で紹介した。

- **人材育成：**平和構築の現場では、より多くの配慮事項（紛争の背景・関係者の力関係の理解など）があるため、各課題の専門人材も基本的な平和構築の知識を習得することが必要である。能力強化研修「PNA 演習」について、若手人材向けの 1 回（参加者 19 名）に加え、新たにプロジェクトマネージャー向けを 1 回（同 10 名）実施した。

- **国際社会との知見の共有**

- **国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）：**シンポジウム「紛争が終わって：平和構築と人道行動の今日的課題」（2015 年 2 月、於東京）を共催し、人道支援と開発協力に関する新たな動向について議論を行った。緒方貞子特別フェローが基調講演を行うとともに、機構の平和構築支援の取組の歴史と現在の課題を説明した。
- **国連開発計画（UNDP）：**エチオピアでワークショップ「地方行政とコミュニティ開発支援」を共催し、両機関のプロジェクト関係者の間で、復興期における事業形態のあり方、好事例等の現場の知恵や経験を共有した。そのほか、UNDP 主催「紛争とレジリエンス専門家会合」（9 月、於ニューヨーク）でも機構の経験を説明した。
- そのほか、フランス・セネガル主催「アフリカ平和・治安フォーラム」（12 月、於ダカール）においても、機構の知見と経験を共有した。

3-2-3. 平和構築重点対象国・地域に対する支援

(1) フィリピン・ミンダナオ

フィリピンでは、同国政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF）のバンサモロ包括和平合意（2014年3月）を受け、2016年の新自治政府の設立に向けた平和構築プロセス上の重要な時期を迎えた。この移行期において、新たな行政主体を白紙から構築するという大きな課題に対し、機構は、和平交渉に関与する日本政府の側面支援、国際監視団への要員派遣（2006年度～）、開発援助事業（日本－バンサモロ復興開発イニシアティブ：J-BIRD）による包括的な支援を実施している。2014年度の主な取組・成果は以下のとおり。

- ・ミンダナオ平和構築セミナーの開催：**新自治政府設立に向けた課題に関する議論を促進するため、6月に広島市で3日間にわたる会合「ミンダナオ平和構築セミナー」を開催した。同会議には、アキノ大統領、MILFのムラド議長をはじめ、フィリピン政府関係者、援助機関、NGO、学識経験者等のミンダナオ和平関係者約90名が参加した。会合の結果、「広島宣言」が採択され、バンサモロ領域内の全ての人々が主体的に参加する包摂的な開発、公正で公平な参加による自治政府の樹立、治安の正常化における基本的人権の原則の尊重の重要性が確認された。同セミナーは、2006年から5回にわたり、機構とマレーシア科学大学（USM）がマレーシアで共催してきた。和平プロセスに影響力を持つ関係者が率直に対話する場と位置付けられており、今回は初めて日本で開催した。アキノ大統領は、スピーチの中で、「平和への道には多くの障害がある。しかし指導者はその代償を払うのは市民だということを忘れてはならない」と和平プロセスを進める決意を述べた。会議の成果について、ムラド議長は、「本セミナーをきっかけとして移行プロセスが前進することを期待する」と述べ、フィリピン政府側代表は、「時には人は自分の居場所を離れて相手の言葉に耳を傾けることが必要。異なる環境で話を聞けば、相手の言い分がより深く理解できることがある。主催者であるJICAとUSMが、バンサモロ和平に対して誠実で効果的に継続して関わってくれていることに感謝したい」と述べた。なお、会議初日には一般公開のオープン・フォーラム『ミンダナオ平和構築セミナー』～和平合意後のその先にむけて：平和のためのキャパシティ構築』を開催するとともに、サイドイベントとして公開セミナー「平和構築と女性の新しい役割」を実施し、和平プロセスで女性が果たした役割等を発表した。多数のメディアを通じ機構の貢献が広く広報された。
- ・住民が平和の配当を実感できる事業の実施：**「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて、20か所で小規模施設を建設するクイックインパクトプロジェクトなど住民が直接裨益する事業を開始し、公民館の建設や学校改修を支援した。実施に当たっては、計画段階から住民集会を開催し要望を聞くなど、コミュニティの一体化を図る等の配慮を行った。
- ・開発計画策定に対する支援：**「バンサモロ開発計画」の策定のため、経済振興、インフラ、自然環境・防災の分野で計画策定支援を行った。同計画は、フィリピン政府主催のフィリピン開発フォーラム（11月）にて発表され、今後、国際金融機関の融資を得て実行に移される予定である。また、バンサモロ基本法に付帯する各種法案の作成に対しては、日本の議院内閣制の知見をいかした支援を開始した。
- ・自治政府で働く人材の育成：**広島大学、広島県との連携による草の根技術協力「フィリピン・ミンダナオのバンサモロ自治政府人材育成事業～広島による平和構築の支援～」を通じ、バンサモロ社会の若い人材が、地方自治体の行政の仕組みや地域おこしの手法を習得できるよう支援を行っている。

(2) ミャンマー

- ・少数民族地域の開発支援：**少数民族が多く居住するタイとの国境地域において、政治動向や現地の治安状況を適時に把握しつつ、和平達成後の地域の開発を推進する開発計画の策定と紛争等により開発が停滞していたコミュニティの開発支援を実施している。対中国・バングラデシュ国境の少数民族地域でも、道路整備に必要な建設機材の供与や国際機関を通じた避難民や無国籍者への支援を実施しているほか、貧困状況にある少数民族に対して農業を主体とした生計向上支援事業を実施している。また、少数民族地域を含む、都市部に比して開発が遅れがちな地方部では、少数民族が国民和解の恩恵を受けられるよう配慮しながら小規模インフラ開発事業を実施し、地域格差を是正することで和平プロセスを後押ししている。

(3) アフガニスタン

アフガニスタンに対して、日本政府の方針（2012年からおおむね5年間で、開発分野及び治安維持能力の向上に対し最大約30億ドル規模の支援を行うこと、開発分野では農業、インフラ整備、人づくりを重視）に沿って、機構はインフラ整備、農業・農村開発を中心に支援を続けている。2014年は、選挙による初の政権交代、国際治安支援部隊からアフガニスタン政府への治安権限移譲等の平和構築プロセスの進展があった一方、依然厳しい治安情勢のために日本人専門家の渡航が難しい状況が続いている。このため機構は、PNAを機動的に行いつつ、以下のとおり、本邦研修、第三国研修、国連機関との連携事業等を組み合わせて粘り強く支援を継続した。

- **インフラ整備**：交通量が道路設計時の想定の200倍に拡大し慢性的な渋滞に悩まされている首都カブール市において、9月、無償資金協力「カブール市東西幹線道路等整備計画」により、同市の中心部を迂回する東西バイパス道路（15km）が竣工した。これにより、これまで機構がカブール市で建設した道路は合計55kmとなった。機構は、道路の整備・維持管理のための人材育成にも取り組んでおり、「カブール首都圏開発計画推進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のインド、日本での研修等を組み合わせた支援を実施した。また、無償資金協力によるバーミヤン空港の改修が9月に完工し、観光資源の多いバーミヤン初の民間商用便の運航が開始された。
- **農業・農村開発**：10月には、無償資金協力「カブール市郊外小規模灌漑施設・農村道路整備計画」が完了し、カブール及び周辺地域の用水路及び農村道路を整備した。これにより、灌漑農地面積が増加、農家の安定的農業生産、農村道路の舗装による周辺住民の畜産・農産物の都市への輸送、医療施設等への移動等の改善が期待される。「稲作振興支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、機構と20年以上にわたり協力関係にあるイランの「ハラズ農業普及技術開発センター」において、日本人専門家とともに、アフガニスタンの研究員及び普及員27名を対象とした改良稲作技術の研修を作期ごとに計3回実施した。研修員は帰国後、国内8県101か所の展示圃場を設置し、農家への普及活動を実施した。「持続的食糧生産のためのコムギ育種素材開発プロジェクト」（SATREPS）では、トルコ及びメキシコにおいて、アフガニスタンの若手コムギ研究者を対象とした遺伝資源管理の研修を実施した。研修後、作物遺伝資源管理体制構築のため、アフガニスタン農業灌漑牧畜省内に「遺伝資源管理局」が設立された。他方、北部国境地域の農村開発のため、アガハーン財団と連携したタジキスタン・アフガニスタンのクロスボーダー案件（「バダフィシャーン地域における農村開発プロジェクト」。指標1-1参照）に加え、タジキスタンのアフガニスタン国境ではUNDP連携無償を実施した。UNDP連携無償案件では、機構がキルギスで実施する一村一品に関する事業へのスタディーツアーも行った。
- **人材育成**：5年間で500名の長期研修員を日本の大学院に受け入れる「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」（PEACE）は第4年目を迎え、修士課程128名を受け入れた。10月にはガーニ新大統領が、帰国した修了生27名と直接面談し、アフガニスタンの発展のリーダーとしての活躍を期待する旨の表明があった（指標No.2-1参照）。他方、トルコにおいて、UNDPと連携し、新人女性警察官約190名を対象とした研修を実施した（2014年11月-2015年2月）。また、アフガニスタンおよび周辺地域の信頼醸成・友好関係を基礎とした安全保障と協力の促進を目的に設置されたイスタンブール・プロセスにおいて、日本は7つの信頼醸成措置分野のうち災害管理分野の支援国になっていることから、災害管理人材の育成のため、アフガニスタンの防災関係者24名に対する防災セミナーを2015年2月にイスラマバードにおいて約1週間実施した。パキスタンには国家防災計画の策定等の機構の支援実績があることから、パキスタン国家防災管理機関及び傘下の国家防災管理研究所と連携して実施したものである。また、本セミナーを通じ両国防災関係者のネットワークの強化、ひいては両国間の信頼醸成につながることを期待される。

(4) 中東地域の安定化

- **シリア、シリア周辺国**：5月にPNAを策定し、PNAを反映してレバノンにおける負担軽減のための案件形成を開始した。また、シリア周辺国のホストコミュニティ支援の一環として、ヨルダンでは、シリア難民が多い北部で緊急開発調査「シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト」（技術協力プロジ

ェクト)、「北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」(平和構築無償)、難民キャンプへの短期ボランティア派遣を継続するとともに、新規円借款「財政・公的サービス改革開発政策借款」を供与予定である。加えてトルコにおける上下水道・廃棄物関連インフラ整備のための案件を形成中である。

- **パレスチナ**：東アジア諸国との連携による三角協力を実施した。具体的には、マレーシアの公務員研修所及び外務省との連携によるパレスチナ向け経済計画開発研修、マレーシアの外務省及び中央銀行との連携によるパレスチナ金融当局関係者向けイスラム金融指導者上級研修をそれぞれ共催した。また、インドネシアの外務省及び家畜人工授精センターとの間では、パレスチナでニーズが高い家畜の人工授精の技術移転の研修を共催した。他方、安定化の手段としての農業収入の向上に貢献するため実施している「ヨルダン溪谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト)により、接ぎ木苗を使った栽培管理技術が導入された結果、25年ぶりにパレスチナ産のスイカの生産が再開され、ヨルダン川西岸地区での消費量の約25%の生産が可能になった。
- **イラク**：イラク安定の鍵を握る民生向上に資するインフラ整備の支援として、「イラク港湾セクター復興事業」(円借款)により、同国の最重要物流拠点である南部のウンム・カスル港のリハビリが完了し、同国向け円借款再開後初の完工案件となった。同港ではペルシャ湾へ抜ける航路のしゅんせつ、沈船除去及び港湾整備が完了し、港湾機能の回復と効率化につながった。また、2015年2月には、南部の電力需要に対応するため、定格容量200メガワットの発電機の改修を行う「ハルサ発電所改修事業」(円借款)の借款契約の調印に至った。加えて、中南部への電力供給のための変電所建設等や、クルディスタン地域初の本格的な下水道システムの整備のための新規案件の形成を行った。
- **エジプト**：中東地域安定化の核であるエジプトに対し、「開発計画・政策実施能力強化における知見共有プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を通じて、ガバナンス強化に向けた支援を実施した。また、2015年に予定されている議会選挙に向け、国別研修「選挙管理・運営能力向上」を実施し、高等選挙委員会(日本の中央選挙管理委員会に相当)より委員5名が参加した。加えて、地域間格差是正のため、貧困地域における農業分野の支援を促進すべく5月に「小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト」を開始し、2015年3月には円借款「新ダイルート堰群建設事業」のL/Aを調印した(指標2-1参照)。
- **イエメン**：12月に実施した国別研修「ODA実施能力強化セミナー」において、関係省庁の高官に対し平和構築、ガバナンス強化に向けた研修を実施した。

(5) アフリカ

TICAD V(2013年)における日本政府の公約のうち、「平和と安定、民主主義、グッドガバナンスの定着」(ソマリアにおける二国間直接支援の再開、ソマリア周辺国の海上保安組織の法執行能力強化等、サヘル地域向け開発・人道支援1,000億円(10億ドル)で地域の安定化に貢献、司法・メディア・地方自治・治安維持等の分野で5,000名の行政官を育成)に沿って、以下の取組を行った。

- **ソマリア**：2013年の日本政府による二国間援助再開の表明を受けて、2014年度に本格的な協力事業を開始した。「ソマリア国若年層雇用に係る情報収集・確認調査」(2014～2015年)の実施を通じて、若年層雇用を取り巻く状況を確認し機構の協力の方向性を検討した。また、海上保安庁と連携した本邦研修「海上犯罪取り締まり研修」に初めてソマリアからの参加を得た。他方、隣国ジブチにあるアリ・アデ及びホルホルの難民キャンプにおいてUNCHRと連携し、青年海外協力隊員を派遣した。
- **サヘル地域の安定化支援**
 - **マリ**：日本政府による新規経済協力の全面再開(2014年3月)を受け、5月には政府代表11名を招いて「マリODAセミナー」を実施し、今後の対マリ協力支援策検討のため国際円卓会合を主催した。具体的な案件としては、中断していた開発調査(デジタル地図作成)を再開するとともに、テロ対策等治安無償「バマコ国立警察学校運営能力強化支援計画(UNDP連携)」を形成し、E/Nが締結された(2015年3月)。今後、ODAアドバイザーの派遣等を通じ、対マリ協力を本格的に再開する予定である。
 - **ニジェール**：テロ対策等治安無償「コミュニティ及び州における治安維持能力強化計画(UNDP連携)」を形成、開始した(2015年1月)。EU文民治安維持能

力強化ミッション（EUCAP-Sahel）とも連携し、州政府下に設置される統合司令センターの能力強化を図る。

- **刑事司法分野の人材育成**：紛争経験国 2 か国（コートジボワール、コンゴ民主共和国）及びサヘル地域 6 か国（マリ、モーリタニア、ニジェール、ブルキナファソ、セネガル、チャド）の刑事司法分野の幹部を対象に「第 2 回仏語圏アフリカ刑事司法セミナー」を実施した。テロやサイバー犯罪等の国境を超えた組織犯罪への地域的対応等についての研修を通じ、各国幹部が他国のテロ対策等を知り、近隣国間の連携促進を図る機会となった。
- **コートジボワール**：国家警察、国連コートジボワール活動の国連警察、UNDP との協力の下、「国家警察能力強化支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、現職警察官約 3,000 名に対する継続研修を実施した。また、司法分野においては、弁護士資格を有する日本人専門家を司法・人権・公約自由省に派遣し、主に国民の司法アクセス改善と刑事司法分野における人材育成に取り組んだ。基礎的な行政サービスの回復に向けて、「中部・北部紛争影響地域の人材育成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、行政サービスが一時中断していた同国中部・北部において、公共施設の改修計画の策定等を通じて行政官の能力強化を図った。
- **コンゴ民主共和国**：紛争が継続する太湖地域を抱える国家警察に対し、2015 年 3 月に「市民と平和のための国家警察研修支援プロジェクト」を開始した。今後は、国連 PKO ミッション（MONUSCO）・EU 等と連携して、国家警察能力強化に当たる予定である。
- **スーダン、南スーダン**：スーダンでは東部、西部東部紛争被災地の行政サービス向上を目指した事業「カッサラ州基本行政サービス向上による復興支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施した。また、ダルフル 3 州においても同様のアプローチによる平和構築プロジェクトを開始した。南スーダンでは、治安上の理由により国外から遠隔で事業を実施していたが、2014 年 10 月末からジュバにおける活動を再開し、無償資金協力においては、2015 年 2 月から「ナイル架橋建設計画」及び「ジュバ市水供給改善計画」の本格工事を再開した。ウガンダ北部では、南スーダン行政官の計画策定能力向上、社会基盤の整備（学校、給水施設）、南スーダンに通じる国際幹線の整備等の協力を実施した。
- **アンゴラ**：アンゴラ国家地雷除去院の組織能力強化支援の一環で、日本からの専門家派遣とともに 5 月に同院職員 10 名をカンボジアに派遣し、カンボジア地雷対策センター（CMAC）での包括的な地雷対策研修の受講を支援した。CMAC は、1999 年から 2011 年までの機構の支援を通じ、地雷・不発弾対策では世界をリードする組織に成長しており、今回の三角協力はコロンビア、ラオスに次ぐ 3 か国目となる。

(6) ウクライナ

- **財政支援**：2014 年 3 月の G7 首脳会合で日本政府が発表した最大 1,500 億円のウクライナ支援策に基づき、「経済改革開発政策借款」（100 億円）を供与した。
- **ガバナンス支援**：2014 年 7 月の日・ウクライナ外相会談での民主主義の回復支援の表明を受け、ガバナンス分野の情報収集調査を実施した（9 月）。調査の結果、立法府及び選挙管理委員会、行政府及びマスメディアに対し、「民主主義の回復支援パッケージ」（2015 年 3－11 月）を実施することを決定した。これに基づき、2015 年度の研修事業（メディア支援、立法府支援、行財政改革支援）及び現地での汚職対策セミナーを計画・準備し、3 月に現地でキックオフセミナーを開催した。また、機構より 3 名の有識者を派遣し、日本の民主化支援の取組を発表するとともに、ウクライナ政府からは 4 名のプレゼンターが民主化等の講演を行った。
- 東部地域に対する小児病院医療機材整備計画のフォローアップ協力を形成し、採択された。

3－2－4. 安定・安全への脅威に対する対応

開発協力大綱における「安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、テロ対策や麻薬取引、人身取引対策等の国際組織犯罪対策を含む治

安維持能力強化、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる開発途上国の能力強化等、必要な支援を行う。」という課題に対応すべく、機構は以下の支援を行った。

- **交番制度の普及**：交番・地域警察分野の本邦研修に対する各国からのニーズに効率的に対応するため、警察庁の協力を得て、課題別研修「地域警察」の形成を行った。また、ブラジルでは、過去の協力の成果である「地域警察」の全国展開を目的としたプロジェクトを開始した（2015年1月）。インドネシアでは、2014年に国家警察が7,000名の女性警察官を新規採用し、新人女性警察官の相談役（メンター）となる先輩女性警察官が各州警察に配置されたため、これらメンターの指導役となる女性警察官幹部（マスター・メンター）への研修を、インドネシア「市民警察活動全国展開プロジェクト」において2回実施した。日本人女性警察官も講師を務めた（2014年12月）。
- **テロ対策**：チュニジア及びモロッコにおいて、テロ対策無償「治安対策機能強化機材整備計画」準備調査を実施した。先方ニーズを満たす日本技術の活用を念頭に置いた機材を調達する予定である。これらを通じ、両国の国際空港や陸上地域における監視機能の強化を図る。
- **海上・航空保安**：ジブチ、マレーシア、フィリピン、インドネシア各国に対し、海上保安能力向上のための技術協力プロジェクトを実施した。ジブチでは、ジブチ沿岸警備隊に対して巡視艇供与（無償資金協力）及び出動体制強化・犯罪捜査能力強化のための技術協力プロジェクトを実施した。また、航空保安分野では、インドネシアにおいて、「航空安全政策向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、運輸省航空総局職員及び国営航空会社保安検査員（計20名）に対し、プロファイリング、不審行動パターン及び航空保安対策上の留意点等について技術指導を行った。
- **サイバーセキュリティ**：警察庁の協力を得て課題別研修「サイバー犯罪対処能力向上」を開始した（2015年1月）。また、インドネシアにおいては、7月に「インドネシア情報セキュリティ能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。重要社会インフラへのサイバー攻撃への対応に必要な政策、対策、訓練等を学ぶために開催したセミナーには、官庁、民間企業、学生等117名が参加した（12月）。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後も引き続き、人間の安全保障の視点に基づく平和構築支援を推進することを期待する。

<対応>

紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に直面する様々な困難を緩和し、その後長期にわたって安定的な発展を達成することを目指している。特に、基礎的社会サービスの停止、インフラの破壊、コミュニティの瓦解等、紛争により人々に対してもたらされる恐怖からの自由を求め、人間の安全保障の視点に立った平和構築支援を推進している。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

平和構築重点対象国・地域に対する支援のうち、和平合意後の新自治政府設立に向けたフィリピン・ミンダナオへの多角的な支援は、平和構築の移行期における重要な取組である。特に、2011年にアキノ大統領、ムラドMILF議長の初会談を仲介することで両者の信頼関係を築くきっかけをつくった機構が、2014年度に、両

者をはじめとする多数の和平のプロセスの当事者を、平和の象徴である広島市に招いてミンダナオ平和構築セミナーを開催したことは、新自治政府設立に向けた開発のあり方等に関する対話を促進した点で重要な成果といえる。また、治安維持権限が現地政府に移行したアフガニスタンにおいて、厳しい治安情勢のため邦人要員の渡航が難しい中、日本や第三国での研修、国連機関との連携等、様々な方法とネットワークを駆使して、粘り強く支援を実施したことは、特筆に値する。特に、カブール市の東西バイパス道路の整備やバーミヤン空港の改修を無事完了させたことは重要な成果といえる。他方、中東地域安定化に資する支援としては、イラクの最重要物流拠点である南部のウンム・カスル港のリハビリが完了し、同国向け円借款事業としては再開後初の完工案件となった。また、シリア及びイラクから大量の難民を受け入れているヨルダン、トルコ等に対するホストコミュニティ支援も着実に実施した。さらに、TICAD V における日本政府の公約に沿って、ソマリアやマリにおける ODA 再開後の事業の立上げ、司法や治安維持に従事する人材の育成等を機動的に実施した。また、政府のウクライナ支援政策に対応し、経済改革開発政策借款を供用するとともに民主主義の回復支援パッケージの活動に着手した。他方、安定・安全への脅威の対応のため、交番制度の普及、テロ対策、海上・航空保安、サイバーセキュリティに関する協力を行った。

他方、平和構築支援を推進するための態勢も強化し、PNA ハンドブックの改訂、標準的指標及び代表的教訓の作成、終了済み案件レビューの導入、プロジェクト研究結果の事業への活用等を通じ、過去の事業の経験を踏まえた事業の質の改善に努めた。また、プロジェクトマネージャー向け PNA 演習の導入により、中長期的に不足が見込まれる平和構築人材の育成・確保にも取り組んだ。

以上を踏まえ、新自治政府設立に向けた移行期にあるミンダナオにおいて開発事業を通じて和平プロセスを促進したこと、治安情勢の厳しいアフガニスタンにおいて複数のインフラ整備事業の完了に至ったこと、事業の教訓の活用や人材育成を通じて平和構築支援の態勢を強化したことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

(注) なお、項目 No. 1～No. 4 のアウトプット、アウトカムに関するデータの一部は、協力相手国の統計情報や事後評価の結果を用いるため、事業完了の数年後に初めて捕捉できるという性質がある。2013 年度以前に実施した事業のアウトプット、アウトカムについても、2014 年度に初めて捕捉できた場合は、2014 年度の業績に含めて報告した。

<課題と対応>

事業の実施前と実施段階における紛争予防配慮のため「平和構築アセスメント (Peacebuilding Needs and Impact Assessment : PNA) 」を適時実施し、その結果を事業に確実に反映する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

平和構築の対象国は、治安状況などの面でより事業実施の難易度が高い場合が多いが、紛争予防及び再発防止並びに平和の定着を図るため、フィリピン・ミンダナオ等における支援を着実に実施するとともに、アフガニスタンやイラクなど関係者の渡航が制限される国に対しては、第三国や日本での研修など事業実施上の工夫を施して継続的な支援を展開し、成果をあげたことは評価できる。

フィリピン・ミンダナオのバンサモロ新自治政府設立に向けた支援は、地域の平和と安定に寄与するため、外交政策上の重要度が高い事案であり、和平合意後の移行期という極めて重要な時期にある中、多角的な支援を積極的に行った点は評価できる。特に、2014年6月に広島で開催されたミンダナオ平和構築セミナーには、アキノ大統領及びモロ・イスラム解放戦線（MILF）のムラド議長に参加を得て、両者の直接的な対話の機会を提供し、包摂的な開発、公正で公平な参加による自治政府の樹立などの今後の自治政府設立に向けた基本原則の重要性が確認されたことは大きな成果である。

アフガニスタンにおいては、依然として厳しい治安情勢により邦人関係者の現地渡航が困難な状況の下で、首都カブールの幹線道路整備事業、バーミヤン空港の改修事業を完工させた。また、現在まで機構が培ったネットワークを活用し、イランにおける稲作技術にかかる研修、トルコ及びメキシコでの小麦にかかる研修など、第三国での研修を効果的に活用した。

また、アフリカ諸国においては、UNDP等の国際機関等が有する知見を活用し、ニジェールにおける治安維持能力強化に関するUNDPとの連携案件、コートジボワールにおける警察能力強化に関する国連ミッションとの連携案件など、各国のニーズに応じて機動的に事業を展開していることは注目に値する。

安定・安全への脅威に対する対応として、ブラジル等での交番制度の普及、サイバー犯罪に対する能力向上などにおいては日本特有の知見を活かしつつ、事業を推進した点も適切な取組である。

以上を踏まえ、現地の厳しい治安状況にもかかわらず、各国のニーズに合わせ、様々な工夫を加えつつ事業を実施した成果を評価し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

開発協力大綱に明記されているとおり、平和と安定、安全の確保は国づくり及び開発の前提条件であることから、この観点をしっかりと踏まえ、引き続き平和構築分野の事業を推進すべきである。

その際、平和構築分野での事業実施においては、少数民族グループ等関係するステークホルダーに対する配慮など本分野特有の配慮事項があることを念頭に協力準備調査等を行うとともに、平和構築アセスメントを確実に実施・活用した上で、事業運営を行うことを求める。

また、機構には「平和構築・復興支援室」が設置されたため、今後、機構内が蓄積した知見を体系化し、それを国際社会の議論に反映できるレベルまで高めることを期待する。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

- ・ミンダナオ平和構築の経験は誠に貴重であり、世界に広がる紛争地における平和構築に、その経験が生かせるような取組に期待したい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 5	事業マネジメントと構想力の強化		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準値 (2011 年度)	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
国別分析ペーパー策定実績 新規/累計（国）	累計							予算額（千円）					
	50 程度	10/10	10/20	11/31	8/39			決算額（千円）					
JICA ナレッジサイト新規掲載案件情報（件）			608	1,168	876			経常費用（千円）					
JICA ナレッジサイト月平均アクセス数（人）			1,097	1,209	2,270			経常利益（千円）					
「ODA 見える化サイト」への掲載案件数 新規/累計（件）			704/ 1,508	916/ 2,424	695/ 3,119			行政サービス実施コスト（千円）					
「ODA 見える化」アクセス数（ページビュー）			707,053	731,984	924,170			従事人員数					

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 （2）事業構想力・情報発信力の強化 （イ）事業構想力の強化 （i）我が国のODAは、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的としていることを踏まえ、現地ODAタスクフォース等を通じ、各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化等、我が国外交政策を戦略的に展開していく上でのODAの積極的な活用を図る。 （ii）（略）

- (iii) 多様化・複雑化する開発ニーズについて、国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー、課題・分野別の実施指針等の策定を促進する。
- (iv) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し、効果的な活用を推進する。
- (v) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業やNGOとの対話を強化し、現地ODAタスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。

中期計画

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- 国・地域別の分析、課題・分野別の実施指針等に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進する。
- より戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果をとりまとめ、内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCAサイクルを徹底する。
- 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムのすべてのレベルにおける総合的能力開発を重視し、途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。
- 開発途上地域支援における南南協力の意義と有効性に留意し、三角協力を戦略的に実施し、その知見の蓄積・発信に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

- (i) 多様化・複雑化する開発ニーズについて、国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー、課題・分野別の実施指針等の策定を促進する。
- (ii) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し、効果的な活用を推進する。
- (iii) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業やNGOとの対話を強化し、現地ODAタスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。

具体的には、

- 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決のためのアプローチとして、国・地域別の開発課題を整理・分析したペーパー（中期目標期間終了までに50ヶ国程度）及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定を促進する。
- 戦略的な事業を実施するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、援助機関としての専門性を強化する。
- 多様な関係者から得られる情報（関連する知識・ノウハウ）を活用し、現地ODAタスクフォースにおいて知見、経験及び情報の共有を行う。

年度計画

(イ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- ① 日本政府とも情報共有しつつ、国別分析ペーパーによる国・地域別の分析と、事業展開計画及び事業計画作業用ペーパーの活用に基づく協力プログラムの充実に図り、援助の戦略性及び予測性を高める。
- ② より戦略的、効果的かつ効率的に事業を実施するために、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCAサイクルを徹底し、抽出された教訓の事業の形成への反映を図る。
- ③ 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムの全てのレベルにおける総合的能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）を重視し、開発途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。

④ 南南協力の意義と有効性を考慮して三角協力を戦略的に実施する。また、援助効果のさらなる発現や我が国のプレゼンス確保、第三国との適切なコストシェアリング等の優良事例を抽出し、その知見の蓄積・発信に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

① 開発途上国の開発の現状や課題を分析し効果的な協力の方向性を導出するために、累計で 49 カ国程度について国別分析ペーパーを策定する。あわせて、質の向上に取り組むとともに、関係者との策定過程におけるコンサルテーション及び策定後の共有を通じ、戦略的な活用を図る。

② 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握する。また、課題解決のための方策として、課題別指針及びポジションペーパー等の分野・課題別の分析及び実施方針等の策定並びに活用を推進し、課題対応能力を強化する。

③ ナレッジマネジメントネットワークの推進を通じて、ナレッジの蓄積・活用体制を強化し、内外との共有・発信機能を強化する。

④ 現地 ODA タスクフォースに積極的に参加し、事業等を通じて得られた情報を大使館、他の公的機関を含むタスクフォースメンバーに共有する。また、中期的な事業計画案を検討・策定し、現地 ODA タスクフォースにおける議論のベースを提供することにより、援助の戦略性・予見性向上に貢献する。さらに本邦企業や NGO 等も含めた拡大タスクフォースメンバーにも積極的に情報を共有する。

主な評価指標

5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況

5-2 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況

5-3 総合的能力開発（CD）支援の推進状況

5-4 三角協力の取組状況

5-5 国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況（定量的指標：国別分析ペーパー策定実績）

5-6 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況

5-7 機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況

5-8 現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況

3-2. 主要な業務実績

指標 5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況

1. 戦略性の高いプログラム形成の取組

- **プログラム・アプローチの推進**：機構は、外務省とともに、開発途上国との政策協議や「JICA 国別分析ペーパー（JICA Country Analysis Paper。以下「JCAP」という。）」、国別事業方針、事業展開計画及び事業計画作業用ペーパー等を通じ、国別・地域別分析に基づき取り組むべき開発課題を明確にした上で、達成すべき具体的な開発目標とその達成までの協力シナリオを設定して事業を形成・実施していく「プログラム・アプローチ」を推進している。
- **強化プログラムの設定**：2014 年度においては、機構作成の事業計画作業用ペーパーを活用し、外務省と中長期的視点での事業展開に関する具体的な協議を開始した。また、全世界で 700 以上ある協力プログラムの中から優先的に戦略性を強化すべきものを選び、外務省との協議を通して、158 の「強化プログラム」を設定するとともに、執務参考資料を整理した。今後はこれらの強化プログラムから事業計画作業用ペーパーも活用しつつ、具体的な開発シナリオの整理及び新規

案件候補の充実を図っていく。

- **分野・課題別の取組**：指標 1-1、2-1、3-1、4-1 参照。
- **協力プログラムの戦略性強化に向けた取組**：テーマ別評価「JICA 協力プログラムの評価可能性向上に向けた分析」を実施し、この中で既存の協力プログラムの戦略性強化に必要な着眼点を、協力プログラムの評価可能性向上のための要件リストとして整理した。
- **実施体制の見直し**：2013 年度に導入したチーム制のレビューを行った結果、部署を横断して迅速かつ一貫した事業の展開が可能になったという成果を確認できたため、今後は、チーム制の制度・運用を改善し、各部署の日常的な連携体制等も踏まえて、戦略性の高いプログラムの実施を促進することとした。（指標 22-1 参照）

2. 戦略性の高いプログラムの形成・運営の事例

様々なスキームを組み合わせながらプログラムを形成する取組を通じて案件形成や事業戦略性の強化を行った好例として、ミャンマー、モザンビーク、フィリピン、エボラ出血熱対策における事業展開が挙げられる。

(1) ミャンマーにおける戦略的プログラム形成

- 2013 年 5 月に総理がミャンマーを訪問し、①少数民族支援を含む民生向上・貧困削減、②人材育成・制度整備、③持続的発展のためのインフラ整備を優先分野として幅広い協力を行う旨表明した。その後、ミャンマーにおける諸改革の進展を後押しする支援が急拡大した。
- 機構は 2013 年 6 月に、東南アジア・大洋州部を筆頭に、部署横断的な「ミャンマーチーム」を発足させ、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を担当する職員をチームメンバーに任命した（2014 年度のメンバーは 21 名）。同チームは毎週の定例会で情報や知見、戦略を共有するとともに、本部の一元的窓口となってミャンマー事務所とともにミャンマー政府や日本の政・官・産・学の関係者との調整を円滑に行った。これにより、緊急課題から中長期的課題に対応する複数のプログラムを形成・運営し、その下で多数の案件を継ぎ目なく、かつ日本政府の対ミャンマー経済協力方針との一貫性をもって形成・実施できた。この結果、2014 年度の技術協力要望調査においては 12 件の案件を新規に採択し、また有償資金協力 7 件（L/A ベースで約 984 億円）、無償資金協力 17 件（G/A ベースで約 131 億円）を新規に開始した。
- 2014 年度は情報通信分野では、不安定な電話・ネット回線という課題に対応するために無償資金協力、有償資金協力と技術協力を組み合わせた案件形成を行った。特に「通信網改善事業」（有償資金協力）では、協力準備調査の開始から引き渡しまで約 1 年という極めて短期間の事業実施を実現した「通信網緊急改善計画」（無償資金協力）との相乗効果を図るとともに、技術協力で派遣している情報通信インフラ改善アドバイザーによって、これら資金協力での動きと併せ、政策面からの支援を行っている。また、エネルギー分野では、「電力開発計画プログラム形成調査」が完了し、ミャンマー政府が電力マスタープランの承認手続きを進めているほか、送電部門については、ミャンマー国土を南北に結ぶ基幹送電線をつなぐ高圧変電所を整備する「全国基幹送変電設備整備事業フェーズⅠ」（有償資金協力）を支援している。さらに配電部門については、ヤンゴン配電公社に派遣中の電力アドバイザーと連携して、「ヤンゴン配電網改善事業フェーズⅠ」（有償資金協力）の案件形成を行った。2014 年度の技術協力要望調査においては、「送配電系統のための能力向上プロジェクト」の採択が決定しており、ハード面からの支援だけでなく、ソフト面からも今後支援を行う予定である。

表 5-1 対ミャンマー経済協力実施状況

経済協力方針	国民の生活向上のための支援 (少数民族や貧困層支援、農業開発、地域の開発を含む)	経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む）	持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援
--------	---	--	------------------------------

具体的協力の進捗(例)	●農業・農村開発 －農業セクタープログラム形成（調査） －小規模養殖普及による住民の生計向上事業プロジェクト（技協） －農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト（技協） －中央乾燥地における節水農業技術開発プロジェクト（技協） －農業・農村開発アドバイザー（技協） －農業人材育成機関強化計画（無償） －貧困農民支援（無償）（2014年度新規開始） －食糧援助（無償） －口蹄疫対策機材整備計画（無償）（案件形成中） －バゴー地域西部灌漑開発事業（円借款）（2014年度新規開始） ●水資源 －ヤンゴン市開発委員会水道事業運営改善プロジェクト（技協） －ミャンマー水環境管理及び環境影響評価制度の能力向上プロジェクト（技協） －ヤンゴン市水供給・衛生アドバイザー（技協）（2014年度新規採択） －第二次中央乾燥地村落給水計画（無償）（案件形成中） ●防災 －自然災害早期警報システム構築プロジェクト（技協） －災害多発地域における道路技術改善プロジェクト（技協） －防災政策アドバイザー（技協） －沿岸部防災機能強化のためのマングローブ植林計画（無償） －気象観測装置整備計画（無償） －第二次気象観測装置整備計画（無償） ●医療・保健 －基礎保健スタッフ強化プロジェクト（技協） －保健システム強化プロジェクト（技協） －医学教育強化プロジェクト（技協）（2014年度新規採択） －中部地域保健施設整備計画（無償） －ヤンゴン市内総合病院医療機材整備計画（無償） －ヤンゴン新専門病院建設計画（無償）（案件形成中） －カヤー州ロイコー総合病院整備計画（無償）（2014年度新規開始） －シャン州ラーショー総合病院整備計画（無償）（2014年度新規開始） －マラリア対策機材整備計画（無償）（2014年度新規開始） －マラリア対策（排除）モデル構築プロジェクト（技協）（2014年度新規採択） －感染症対策アドバイザー（技協）（2014年度新規採択） ●社会保障 －人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト（技協） ●地方開発・貧困削減 －地域観光開発のためのパイロットモデル構築プロジェクト（開発計画調査型技術協力） －貧困削減地方開発事業（フェーズ1）（円借款）	●市場経済化支援 －経済改革支援（技協） －通関・税関近代化計画（技協） －通関電子化を通じたナショナル・シングルウィンドウ構築及び税関近代化計画（無償）（2014年度新規開始） －証券監督能力強化（技協）（2014年度新規採択） －知的財産行政専門家（技協） －資金・証券決裁システム近代化プロジェクト（技協） －インターバンク市場育成専門家（技協） －中央銀行業務 ICT システム整備計画（無償） －港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画（無償）（2014年度新規開始） －中小企業金融強化事業（円借款）（案件形成中） －SME センター機能強化プロジェクト（技協）（2014年度新規採択） －投資促進アドバイザー（技協）（2014年度新規採択） ●民主化支援 －法整備支援プロジェクト（技協） －ミャンマーラジオテレビ能力強化プロジェクト（技協） －ミャンマーラジオテレビ局番組ソフト及び放送編集機材整備計画（無償） ●産業技術者育成・制度整備 －ミャンマー人材開発センタープロジェクト（技協） －工学教育拡充プロジェクト（技協） －工科系大学拡充計画（無償）（2014年度新規開始） ●郵便 －郵便サービス能力向上プロジェ	●ヤンゴン・ティラワ地域開発構想 －ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査（調査） －ティラワ経済特別区管理委員会能力向上支援（技協） －ヤンゴン都市圏開発アドバイザー（技協） －ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画（無償） －ヤンゴン都市圏上水整備事業（円借款）（2014年度新規開始） －ヤンゴン都市圏上水整備事業フェーズ2（円借款）（案件形成中） －ヤンゴン配電網改善事業フェーズ1（円借款）（案件形成中） －ヤンゴン環状鉄道改修事業（円借款）（案件形成中） －ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ1）（円借款）（2014年度新規開始） －ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ1）第二期（円借款）（案件形成中） －ティラワ地区インフラ開発事業フェーズⅡ（円借款） ●交通・通信網の整備 －全国運輸交通プログラム形成準備調査（調査） －鉄道サービス・運営改善（技協） －次世代航空保安システム能力開発プロジェクト（技協） －運輸交通政策アドバイザー（技協） －都市交通政策アドバイザー（技協） －鉄道中央監視システム及び保安機材整備（無償） －全国空港保安設備整備（無償） －新タケタ橋建設計画（無償）（2014年度新規開始） －東西経済回廊整備事業（円借款）（案件形成中） －通信網改善事業（円借款）（2014年度新規開始） －情報通信インフラ改善アドバイザー（技協） －通信政策アドバイザー（技協）（2014年度新規採択） －ヤンゴン・マンダレー鉄道改善事業フェーズⅠ第一期（円借款）（2014年度新規開始） －道路橋梁技術能力強化プロジェクト（技協）（案件形成中） ●都市・住宅開発 －住宅政策アドバイザー（技協）（2014年度新規採択） ●マンダレー開発 －マンダレー市上水道整備計画（無償） ●エネルギー －電力開発計画プログラム形成準備調査（調査） －ヤンゴン市電力アドバイザー（技協）
--------------------	--	---	---

	－貧困削減地方開発事業（フェーズ 2）（円借款）（案件形成中） ●少数民族地域への支援 －シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト（技協） －少数民族のための南東部地域総合開発計画（技協） －ラカイン州道路建設機材整備計画（無償） －カチン州・チン州道路建設機材整備計画（無償）（案件形成中） －少数民族地域におけるコミュニティ開発・復旧計画（無償） －少数民族地域における地方行政能力、生計及び社会統合向上計画（無償） －カチン州及びラカイン州における避難民の子供に対する緊急支援計画（無償） －ミャンマー南東部、ラカイン州、カチン州及び北部シャン州における避難民援助計画（無償） －少数民族地域及びヤンゴンにおける貧困層コミュニティ緊急支援計画（無償）（2014 年度新規開始） －少数民族地域における子供に対する緊急支援計画（無償）（2014 年度新規開始） －少数民族地域における緊急食糧支援計画（無償）（2014 年度新規開始） －少数民族地域における避難民緊急支援計画（無償）（2014 年度新規開始）	クト（技協）（2014 年度新規採択） ●教育支援 －教育政策アドバイザー（技協） －初等教育カリキュラム改訂プロジェクト（技協） －教員養成校改善計画（無償）（2014 年度新規開始） ●行政能力向上 －人材育成奨学計画（無償）（2014 年度新規開始） －援助調整アドバイザー（技協）（2014 年度新規採択）	－バラーチャン第二水力発電所補修計画（無償） －インフラ緊急復旧事業（フェーズ 1）（円借款） －全国基幹送変電設備整備事業フェーズ I（円借款）（2014 年度新規開始） －全国基幹送変電設備整備事業フェーズ II（円借款）（案件形成中） －地方都市配電整備事業（円借款）（案件形成中） －送配電系統のための能力向上プロジェクト（技協）（2014 年度新規採択）
	※注：2015 年 5 月時点の情報に基づき作成。提案型事業（草の根技術協力事業や民間提案型普及・実証事業等）、ボランティア等は含めていない。		

(2) モザンビークにおける「ナカラ回廊開発・整備プログラム」の形成・運営

- 近年新たな資源国として注目されているモザンビークにおいて、機構は、日本政府との密接な協議・連携を通じ、同国北部、マラウイ、ザンビアをつなぐ、地域の大動脈であるナカラ回廊地域のインクルーシブかつダイナミックな包括的開発を支援するという基本方針のもと、「ナカラ回廊開発・整備プログラム」及びその下の案件を形成するとともに、適切な対外発信にも努めた。その結果、当該協力プログラムにおける事業展開の成果が日本の官民に認識されるようになり、2014 年 1 月の総理の同国訪問時の 5 年間 700 億円の支援表明にも反映され、同 7 月の日本・モザンビーク官民合同ハイレベル政策対話では同地域への支援の進捗や方向性について協議されるなど、日本のプレゼンスが向上したほか、更に開発効果の高い事業を展開することが可能となった。具体的には、2014 年 8 月以降、同回廊地域の経済開発の全体像を描く「ナカラ回廊経済戦略策定支援プロジェクト」について、地元住民を含む多様なステークホルダーからの意見を反映させ、マスタープラン案を取りまとめた。これを踏まえ、マスタープラン案において重要性が確認されている事業の実現のため、「ナカラ回廊送配電網強化事業準備調査」、「ナカラ回廊道路網改善事業準備調査」の 2 件の調査を開始した。そのほか既往の道路円借款案件、ナカラ港改修や教育施設建設のための無償資金協力案件、地方給水のための技術協力プロジェクト等がおおむね計画どおりに進捗した。

(3) フィリピン台風ヨランダ災害復旧・復興支援（プログラム・アプローチによる迅速で切れ目のない支援を実施した事例）

- 機構は、2013 年 11 月の台風ヨランダ被災直後から、緊急開発調査やプログラム型無償資金協力を通じてシームレスな支援を継続し、東日本大震災に係る復興経験（宮城県東松島市の協力等）など、日本の災害復興の知見をいかした包括的な復旧・復興支援を実施した。緊急開発調査では、クイックインパクトプロジェクトとして、日本企業の技術による浮沈式養殖生けすを導入した漁民の生計回復、といった住民の生計を早期に回復させるための支援を展開し、その結果、中小企業支援スキームを通じて同企業の技術を活用した支援につながった。また、建物修繕に関する技術指導や教材整備を行った結果、現地職業訓練校で耐風性に優れた施工方法を履修するプログラムが既存カリキュラムに加わり、今後年間 2,200 名以上の職人の育成を支援することが見込まれている。復旧・復興計画策定支援で作成されたハザードマップが、台風ヨランダから約 1 年後に再び被災地を襲った大型台風の際、地方自治体から住民への早期避難指示に活用され、

緊急開発調査の対象地域では犠牲者無しという結果につながった。さらに同ハザードマップに基づいた土地利用計画や中長期的な復旧・復興計画策定を支援し、高潮への構造物対策を提案、フィリピン政府の自己資金手当てによる実現の道筋をつけた。プログラム型無償では、“Build Back Better” のコンセプトに則った医療施設や学校等の施設建設、建設機材、空港機材、船員訓練学校等の施設建設・機材調達を 2016 年度に順次完了予定である（指標 3-1 参照）。

(4) エボラ出血熱流行国における緊急援助と周辺国の準備態勢強化のための支援の一体的実施

- 2014 年、エボラ出血熱は、リベリア、シエラレオネ、ギニアを中心に、約 2.6 万人の感染者、約 1 万人の死者（2015 年 5 月時点）を出す未曾有の規模で流行した。8 月の WHO による「国際的な公衆衛生上の緊急事態宣言」を受けて、機構は、エボラ出血熱流行国に対する支援策及び関係者の安全確保策に関する組織的検討に着手し、翌月にかけて流行国 3 か国にテント等の緊急援助物資供与（総額約 8,900 万円）を実施した。さらに、流行の拡大・長期化を受け、11 月には「アフリカエボラウィルス蔓延災禍対策本部」（本部長：アフリカ部担当理事）を設置し、アフリカ部の事務局には支援要員を配置した。同本部の月 2～3 回の会合を通じ、計 10 部局の間の内部調整に加え、外務省等の国内関係機関、当事国、国連等の主要国際機関・ドナー等の多岐にわたる関係者との連絡調整、国会やメディアへの対応等を円滑かつ迅速に行った。
- 上述の流行国 3 か国における現地での支援に大きな制約がある中、同対策本部の指揮の下、WHO をはじめとする外部機関の情報を分析した上で、緊急援助、技術協力、無償資金協力に向けた準備調査等、複数の協力形態を組み合わせる支援を実施した。緊急援助については、上述の緊急援助物資供与に加え、日本政府、東京都との連携により、個人防護服 72 万セットを流行国 3 か国及びマリに供与した。さらに、厚生労働省等の関係機関と協力して、WHO を通じ、リベリア、シエラレオネに延べ 16 名の専門家を派遣した（2015 年 5 月時点）（指標 15-1 参照）。他方、技術協力についても、本部各部署・海外拠点の密接な調整により、流行国 3 か国を含む 16 か国に対し、総額 7.3 億円の追加的な緊急支援事業を迅速に立ち上げ、流行国における食糧安全保障対策、周辺国における準備態勢の強化（ガーナの野口記念医学研究所やザンビア大学獣医学部等、これまでの協力拠点を通じた感染症対策や人材育成、国境警備に当たる警察のスクリーニング強化等）等の支援を展開した（指標 1-1 参照）。
- 日本政府の支援戦略及びこれに関する対策本部における議論を踏まえ、西アフリカの保健システム再構築に対する支援を課題別の協力戦略の重点項目に組み込むこととした。なお、2015 年度は、同対策本部において、流行国 3 か国の復興計画に沿って、機構の支援を検討する予定である。

指標 5-2 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況

1. 事業成果の発信

① 国際協力 60 周年等の節目を捉えた発信等

- **国際協力 60 周年**：国際協力 60 周年に関して外務省と協力して各種メディアでの情報発信に努めるとともに、11 月にフィリピン、ケニアから大臣レベルを招いて、外務省・機構でシンポジウムを共催し、500 名を超える参加者を得た。また、同月には、研究所においても公開シンポジウムを開催し、国内外の学識者、政府関係者、民間企業、NGO、国際機関関係者等計 27 名が登壇し、約 200 名の参加を得て、日本の国際協力 60 年の歴史を振り返るとともに「ポスト 2015 年開発アジェンダ」について議論した。さらに理事長による日本記者クラブでの講演を行うなどトップ広報でも積極的に発信した（指標 7-1、13-1 参照）。現場においても、例えばパキスタンにおいては、これまでの協力案件の成果、教訓を抽出し、その結果を冊子にまとめ発行した。
- **開発協力大綱策定支援**：開発協力大綱の策定に際し、機構理事長が「ODA 大綱見直しに関する有識者懇談会」にオブザーバー参加し、国際協力 60 年の取組を十分に踏まえ、実施機関としての意見を伝えるなど貢献を行った。また、全国で開催された公聴会（4 回）には機構の国内機関が協力を行った。米ブルッキングス

研究所が主催した日本の開発協力大綱についての公開イベントには、外務省国際協力局長、ODA 大綱見直しに関する有識者懇談会座長とともに機構役員がパネリストとして登壇し、新大綱への対応のあり方等、実施機関の立場からの対外発信を行った（2015 年 2 月）。

- **事業モデル（日本ブランド）の整理・発信：**シーズとニーズを結びつけ、効果的な事業展開を促進すべく、日本の知見、技術、ノウハウを活用した事業モデル「日本ブランド」の整理と、開発途上国政府、国際社会、国内の関係者への分かりやすい発信に取り組んでいる。2014 年度は、授業研究について授業研究世界連合の国際学会にて協力実績等を発信した（指標 1-1 参照）。また、LED を活用した地方電化について、日本人のノーベル賞受賞にあわせて情報発信を行い、国内メディア 4 件、海外誌 1 件などが取り上げた（指標 2-1 参照）。
- **第 3 回国連防災世界会議（2015 年 3 月、於仙台市）：**防災分野の取組と成果について、指標 3-1 参照。
- **「ODA 見える化サイト」掲載情報の拡充：**ODA に対する国民の理解と支持の一層の促進を図るため、ODA の現状・成果等を分かりやすく掲載する「ODA 見える化サイト」の掲載情報を拡充した。2014 年度は 695 件（2013 年度は 916 件）の事業を掲載し、累計掲載数は、3,119 件となった。2014 年度は、技術協力の事後評価案件についても過去 10 年に遡って掲載することとし、297 件を同サイトで更新した。なお、過去 10 年間に事後評価を実施したプロジェクト型の有償資金協力・無償資金協力の完了案件の一括掲載が 2013 年度に完了したため、前年度に比べて新規掲載数は減少した。他方、掲載済みの案件の進捗状況を伝えるため、927 案件の情報を更新した。これらの取組により、「ODA 見える化サイト」のページ閲覧数は 92 万 4,170 件（2013 年度は 73 万 1,984 件）となり、累計 318 万 3,954 件に達した（指標 13-4 参照）。

② 地域的な事業成果の発信

- **インド洋・太平洋地域：**インドの著名なシンクタンクである Observer Research Foundation 主催の国際会議「インド洋・太平洋地域の地域統合：展望と課題」に理事長が参加し、全 6 セッションのうち 2 セッションで議長及びパネリストを務めた。理事長から、両地域の共通課題として、国内・国境・海上をつなぐ回廊形成のためのインフラ整備、両地域内及び周辺地域の安定・平和構築、自然災害への対応の重要性を指摘し、機構の取組を説明した。また在外事務所長会議に合わせて「インド洋経済セミナー」を関西国際センターで開催した（9 月、詳細は指標 9-2 参照）。
- **カリブ：**日本・カリブ交流年記念事業として、エネルギー及び水産に関するセミナーを実施した。また、総理のカリブ訪問の機会に米州開発銀行及びカリブ開発銀行と再生可能エネルギー・省エネ促進に関する協力覚書に署名した（指標 2-1 参照）。
- **アフリカ：**TICAD V 閣僚会合（5 月、於カメルーン）のサイドイベントとして、アフリカ開発銀行ほかとワンストップボーダーポスト（OSBP）に関するシンポジウムを共催し、250 名の参加を得た。OSBP を通じた成果を積極的に発信し、その必要性の理解や政治的イニシアティブの強化の促進に努めた（指標 2-1 参照）。
- **大洋州：**小島嶼開発途上国会合（9 月、於サモア）では、「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（J-PRISM）」の成果を発信した。同会合合意文書では、これまで機構が提唱してきた 3R+Return の考え方が取り入れられた。（指標 3-1 参照）。

③ 開発途上国政府と協働したハイレベルの事業成果発信／対話の促進

- **フィリピン台風ヨランダ被災 1 周年：**11 月に、2013 年の台風 30 号「ヨランダ」被災 1 周年を記念し、マニラにて政策フォーラムをフィリピン政府と共催し、これまでの支援を振り返るとともに、今後の復興事業のあり方について提言を行った。また、被災地レイテ島では復興に関するセミナーを開催し、機構の支援を通じ作成したハザードマップの自治体への引渡し等を行い、多くの現地メディアで報道された（指標 3-1 参照）。
- **フィリピン・ミンダナオ平和構築セミナー：**2016 年の新自治政府樹立に向けた取組について議論する「ミンダナオ平和構築セミナー」を広島で開催した（6 月）。アキノ大統領も出席し、我が国と機構の取組を伝える機会ともなり、多くのメディアで取り上げられた（指標 4-1 参照）。

- **インドネシア新政権発足後の政策フォーラム**：インドネシア新政権移行の機会を捉え、「日本・インドネシア政策フォーラム 2014」を開催した。インドネシア側 58 名、日本側 106 名に上るハイレベル、有識者、政府、産業界の参加者を招待し（加えて公開セッション一般参加 24 名）、新政権が中長期に取り組むべきアジェンダを議論し、今後の協力効果の一層の向上を図るとともに、両国関係者間のネットワーク形成及び対話の促進に貢献した。

2. 教訓のフィードバックの強化

- 機構は、開発協力適正会議の開催、無償資金協力の開発課題別標準指標例、技術協力の開発課題別標準指標例及び代表的教訓レファレンスの作成等を通じて、PDCA サイクルによる業務運営を強化している。2014 年度には灌漑、水産、防災、森林保全の 4 分野で、事業にフィードバック可能な実用性・汎用性の高い重要教訓をナレッジ化する取組を実施するとともに、教訓を一元的に管理する教訓検索システムを構築し、ナレッジ教訓及び個別案件の実施等を通じて得られる教訓を職員等が利用できるようにした（指標 19-2 参照）。また事業評価結果を関係各部に対し直接フィードバックし、組織的に評価結果を共有することを目的とした「講評」を 2014 年度より開始し、計 202 名の役職員等が参加した。

指標 5-3 総合的能力開発（Capacity Development : CD）支援の推進状況

Capacity Development（以下、「CD」という。）とは、開発途上国が主体的に個人、組織、社会等の能力を総体として向上させる過程を指し、機構は、開発途上国自身の内発性を尊重しつつ開発途上国の CD を側面支援することを重視している。具体的な取組は、以下のとおり。

1. キャパシティ・アセスメントの実践

- キャパシティ・アセスメントは、機構の全ての事業にルールとして適用されているものではないが、水資源分野では、自主的取組として、技術協力プロジェクト新規案件 45 件全てに対し、技術協力リスク管理チェックリストを導入し、案件モニタリング強化を進めた。リスク管理の質向上のため、失敗事例や教訓を含めた「都市水道分野の技術協力チェックポイント、留意事項」を作成、水資源グループ所管の新規案件 10 件に試行導入した。これら 10 件に関しては「キャパシティ・アセスメントチェックリスト」の活用を徹底し、現地関係者の能力把握とモニタリング強化を図るとともに、グループのナレッジ蓄積も進めた。

2. 複数のアクターへの働きかけ

- **ザンビア「農村振興能力向上プロジェクト（RESCAP）」**：12 月に 5 年間の協力を終了した本案件では、CD を念頭に置いて政府の普及システムに関わる全ての職員の能力向上に取り組んだ結果、適正技術の特定、研修事業やモニタリング体制の構築、展示圃場の開設、農業・畜産省の管理能力向上等の活動が、機構及び他ドナーの支援を受けながら、カウンターパート主導で行われた。研修講師の育成は、プロジェクト対象地域だけでなく国内全 10 州に波及した。
- **エチオピア「農民研究グループを通じた適正技術開発・普及プロジェクト」**：2015 年 3 月に 5 年間の協力を終了した本協力では、エチオピア農業研究機構が 1990 年代後半より導入してきた、農民が適用し易い技術を農民参加の下に研究・開発する「農民研究グループアプローチ」の全国への普及に取り組み、協力期間中、600 名以上の研究者に同アプローチに関する研修受講機会を提供した。そのうち、73%が農民研究グループを通じた農家への普及に実際に取り組んでいることが確認されている。こうした成果を踏まえ、世界銀行が同アプローチをベースとした牧畜民向け参加型研究アプローチを導入した。

3. 事例分析の蓄積と組織内での周知、対外発信

- 研究プロジェクト「事例分析に基づく CD アプローチの再検証」のフォローアップとして、4 件の国別 CD 事例分析（カンボジア・プノンペン水道公社、インドネシア・スラウェシ地域開発能力向上支援、アルジェリア国土整備環境省・水銀汚染対策、マラウイ中等理数科現職教員再訓練事業）を実施した。このうちプノンペン水道公社については、プロジェクトヒストリーシリーズ『プノンペンの奇跡』として、2015 年 3 月末に刊行した。また、同分析の成果となる英文ワーキングペーパーを 2015 年度に公開予定である。
- 職員、専門家等に対する CD の意識付けのため、研修を 12 回実施し、317 名が参加した。CD を巡る昨今の国際情勢（効果的な開発協力に関するグローバルパートナーシップ（GPEDC）、ポスト 2015 年開発アジェンダ等）を講義内容に反映させ、最新情報を説明した。

指標 5-4 三角協力の取組状況

1. 南南協力実施国の増加と協力の質的向上に向けた取組

- 南南協力を先進ドナー国が関与する三角協力の利点を国際会議等で発信するとともに、日本の開発協力の経験を新興ドナー国に伝える機会を設けた。例えば、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に関する国連ハイレベル・イベントで理事長が三角協力の意義や機構の取組について発表した際には、会場から、機構の三角協力が新興ドナー国の能力強化にも貢献してきた旨の発言があり、国連の場において機構の評価を高めることにつながった（指標 6-2 参照）。
- アルゼンチン、ブラジル、カザフスタン、モロッコ等の新興ドナー国の援助実施体制・能力強化を図った。例えば、ブラジルでは国連南南協力事務所（UNOSSC）と連携し、機構、国連開発計画（UNDP）、ブラジル協力庁（ABC）の国際協力手法を共有する研修を実施し、40 か国が参加した。また、ODA 法成立を受けて援助機関設立を目指しているカザフスタンから、7 名の研修員を本邦に受け入れ、援助機関としての機構の経験を伝えた。

2. 重要開発課題への効果的な取組としての三角協力の活用

機構は、重要開発課題への取組において三角協力を有効活用し、複数国の知見も交えて支援対象国や地域全体としての課題対処能力の底上げを図った。

① TICAD V の日本の支援策に対してのアフリカでの取組

- **アフリカ稲作分野**：CARD イニシアティブ（指標 3-1）に基づき、機構が長年の協力で組織と人材を育成してきたフィリピン、タイ、エジプトの拠点機関を活用し、テレビ会議方式のセミナーをアフリカ CARD 対象国向けに 3 回開催した。その結果、様々な気候条件下でのイネ栽培技術やその普及に関する知見が共有された。
- **モザンビーク農業分野**：「熱帯サバンナ農業プログラム」では、気候条件が類似し、言語の親和性も高いブラジルとともに、日本ブラジルパートナーシッププログラム（JBPP）の枠組みに基づき、3 件のプロジェクトによりモザンビーク政府を支援した。事業実施に当たってはブラジル側とコストシェアを行っている。特に現地事情に合った適正な栽培技術の開発等ではブラジル側リソースの貢献度が高い。また、稲作分野では、ベトナムとの三角協力「ザンベジア州ナンテ地区稲作生産性向上のための技術改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施した。日本側はプロジェクト全体のマネジメント及び機材等の整備を担当し、ベトナム側は専門家を派遣して稲作栽培技術及び灌漑施設の運営維持管理に関する活動を担当した。2015 年 1 月までの 4 年間の協力で開発した改良灌漑稲作技術パッケージを用いることにより、これまでの農家の平均的収量と比較して約 50%の収量増加が見込めることが確認された。
- **モザンビーク保健分野**：前述の JBPP の枠組に基づくブラジルとの三角協力「保健人材機関教員能力強化プロジェクト」において、サンパウロ大学教育学部、医学部からチーフアドバイザーを含めた主要専門家チームの派遣、同大学における技術研修等を行った。この結果、モザンビーク独自の保健人材育成カリキュラムの策定、統一国家試験の導入等に結びついた。
- **アンゴラ保健分野**：ブラジルとの三角協力「ジョシナ・マシエル病院及びその他保健機関の人材育成と一次医療の再活性化を通じた保健システム強化計画」（技

術協力)では、医療従事者の人材育成と一次保健センターの再活性化においてブラジルのリソースを活用した。10月に終了し、11月には UNOSSC 主催の南南協力 EXPO (於米国ワシントン) にて「グッドプラクティス賞」を受賞した。

- **ジブチ保健分野**：母子保健分野で先行取組事例を有するモロッコとの三角協力により、2015年3月まで「母子保健サービス改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を実施した。モロッコの第三国専門家が助産師育成のための教材策定、研修講師の研修、助産師現任研修への技術支援を実施した。この結果、助産師の能力向上と指導技術・ツールの改善がなされた。
- **ザンビア教育分野**：「授業実践能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)では、授業研究ファシリテータとして活動する教員や教育省職員に対するマレーシアでの第三国研修に加え、2014年度は同研修の講師を務めたマレーシア人専門家を7月にザンビアに招き、授業研究推進の定着を進めた。なお、授業研究の取組を全国展開しているザンビアではこれまでにアフリカ8か国から訪問者を受け入れ、授業研究の実践を学び合う広域な取組へ発展しつつある。

② 防災の主流化に向けた取組

- **エルサルバドル耐震建築分野**：メキシコとの三角協力により2012年まで実施した「低・中所得者向け耐震住宅の建築技術・普及体制改善プロジェクト」(TAISHIN プロジェクト)で開発した4工法の耐震建築基準のうち、2014年9月までに3工法が国家基準として制定された。これを受け機構は、同基準適用住宅の普及のため、同11月に国内外の建築技術士約400名を対象に耐震技術・普及セミナーを開催した(指標3-1参照)。
- **チリを拠点とする中南米の防災人材育成**：日本チリパートナーシッププログラム(JCPP)15周年を迎え、チリを中南米地域の防災人材育成の拠点とすべく、7月、チリ国際協力庁(AGCI)との間で協力覚書に署名した。域内リソースを活用し、人材育成と域内ネットワークの構築を目指す予定(指標3-1参照)。
- **アフガニスタン防災分野**：アフガニスタン防災行政関係者をパキスタンに招き、パキスタン国家防災管理庁とセミナーを開催した。アフガニスタン及び周辺地域の信頼醸成・友好関係を基礎とした安全保障と協力を促進する「イスタンブール・プロセス」への日本の貢献の一環で実施したもの(指標4-1参照)。

③ 平和構築重点対象国への協力：アフガニスタン、パレスチナ島の支援における三角協力の活用事例について、指標4-1参照。

指標5-5 国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況

- **JICA 国別分析ペーパー(JCAP) 策定実績**：新規に8か国、累計39か国・地域でJCAPを策定した。策定済みのJCAPについてもモザンビークで大幅に改訂した。なお、モザンビークはチーム制の導入により、関係部署が全体の方向性について共通の認識をもつことができ、より戦略的かつ効率的にJCAPを策定した。また、計画的なJCAP策定に向け、新たに組織全体での四半期ごとの策定状況モニタリングを導入した。一方、新規策定数については、中東地域、アフガニスタン、タイなどにおいて、治安の悪化や政情不安の影響から策定を見送ったこと、また、南アフリカにおいて大統領選挙後、新政権による開発政策の内容確認、分析に時間を要したこと等により、実績値年度計画の目標値(49か国)を下回る結果となった。今後は、第三期中期計画期間中の数値目標である50か国におけるJCAP策定を見据え、2015及び2016年度の新規策定及び改訂に関する方針・計画策定を行う。また、四半期モニタリングに加え、担当地域部の進捗管理の徹底を図る。
- **JCAPの質の向上に向けた取組**：PDCAサイクルの強化として個別事業の教訓等を活用する観点から、事後評価結果等から得られた特徴、教訓等を協力実施上の留意点としてJCAPに含めることとし、全ての策定済みJCAPにて更新等の必要な対応を行った。また、JCAP策定国の経験共有セミナーを2回実施し(約60名参加)、組織内で策定作業に関する知見の共有を図った。
- **JCAP 活用の事例**

- **ボリビア**：JCAP 策定過程において、ボリビアの開発企画省及び他ドナーと意見交換を行い、効果的な支援アプローチの検討に役立てた。さらに世界銀行とは、JCAP の意見交換を機に、防災分野における今後の連携可能性を検討する旨合意した。JCAP は 2015 年 3 月に完成した。
- **タジキスタン**：支援戦略の強化及びタジキスタン政府の開発戦略との整合性の確認のため、中央アジア地域では初のポートフォリオレビューミーティングを先方政府関係者と実施し、策定済み JCAP を活用しつつ今後の支援戦略の方向性を明確にした。
- **パキスタン**：2013 年度の JCAP 策定過程において、有識者との意見交換会を開催し、研究者の助言を踏まえた分析を行うことにより JCAP の質の向上、選択と集中を図った。2014 年度は同 JCAP を基に、重点分野である電力、産業分野を中心に要望調査に向けた案件形成を行うとともに、過去の事業の評価結果や教訓等を踏まえ JCAP の更新を行った。

指標 5-6 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況

1. 地域別の分析・事業方針等の策定・活用状況

機構は、地域担当部の年度計画において地域別の事業方針を定めるとともに、開発途上地域に対する調査や協力の一環として地域別の分析や協力方針の検討を行っている。主な取組事例は以下のとおり。

(1) 東南アジア地域に対する分析・事業方針等の策定・活用状況

- **ASEAN 経済共同体実現後の協力に関する検討**：6 月に「ASEAN 2025 に係る情報収集・確認調査」報告書が完成した。2015 年の ASEAN 経済共同体実現から 10 年経過した時点での ASEAN の状況を主要セクターごとに分析し、最も現実的な将来像を描くとともに地域が対応すべき課題と開発協力パートナーが実施すべき取組をまとめた。国内有識者に加え、11 月の日・タイ国際協力 60 周年を記念したセミナー「タイー日本の協力の歩みとこれから」（於バンコク）ではタイ側関係者にも共有した。また、ベトナム、インドネシア、フィリピンをパイロットケースとして行った「ASEAN 長期エネルギー政策に関する情報収集・確認調査」の結果を活用し、フィリピンにおける「エネルギー規制制度改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の実施につなげた。
- **ベトナム「産業人材育成」**：産業界が求める高度な技術を持つ労働者需要に供給が追いついていない実情を踏まえ、職業訓練校、産業界、政府の 3 者が一体となった取組強化の必要性を訴えるポリシーペーパーを作成し、日越関係者、関係ドナー向けセミナー（11 月、於ハノイ）を開催した。同セミナーでは、職業訓練管理システムの確立、職業訓練校卒業生への就職支援、技能評価制度の開発等が提案された。

(2) カリブ共同体（カリコム）諸国に対する分析・事業方針等の策定・活用状況

- 2014 年は日本・カリブ交流年にあたり、7 月の総理のカリブ訪問において、日本政府は、カリコム諸国が抱える「小島嶼国特有の脆弱性」に鑑み、1 人当たりの所得水準とは異なる観点から支援が重要と認識し、今後の協力のために、調査を実施する旨表明した。機構では、7 月に米州開発銀行、カリブ開発銀行と東カリブ地域における再生可能エネルギーと省エネルギー促進のための協力覚書に署名し、今後この地域での地熱開発等の再生可能エネルギーや省エネ促進で連携していくことを確認した。さらに、エネルギー分野での広域協力プログラムの形成に向けて、DAC リスト卒業国を含む 12 か国の当該分野の政策担当者の本邦招へいを含む情報収集確認調査を実施した（指標 2-1 参照）。

2. 分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用状況

- 機構は、協力の分野・課題ごとに、開発課題の全体像、業務実施上の留意点や協力の方向性を示すため、「課題別指針」を作成している。2014 年度は、新たに 3

分野・課題（障害と開発（和）、社会保障（英）、農業開発・農村開発（英））の指針を策定した。累計で 24 の分野・課題、35 件の指針を策定し、外部公開した。

- 課題別指針の対象課題のうち、特に重要な課題・分野に関する具体的な協力方針については、機構の事業の基本方針を対外的に示すため、簡潔な「ポジションペーパー」を作成している。2014 年度は、新たに 4 分野・課題（自然環境保全（和）、廃棄物管理（和・英）、公共財政管理（和・英）、防災の主流化（和・英・西））でポジションペーパーを作成・更新し、累計で 12 件を外部公開した。
- 2013 年度までに作成されたものも含め、2014 年度の特筆すべき活用状況は以下のとおり。
 - **防災の主流化**：2015 年 3 月の第 3 回国連防災世界会議に向けて、ポジションペーパー（和、英、西）を改訂し、ポスト兵庫行動枠組みの政府間交渉や、防災世界会議関連の各種会合の場で防災主流化の必要性をアピールするのに活用した（指標 3-1 参照）。
 - **ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）**：2014 年 3 月に作成した「UHC に対する JICA 取組方針」は、外務省が 3 月にまとめた UHC 方針ペーパーにも反映され、2014 年度は現地 ODA タスクフォースによる案件発掘・形成でも活用された。

3. 事業部によるプロジェクト研究の成果の活用

- **資源・エネルギー分野**：プロジェクト研究により開発した「電力セクター診断支援ツール」を活用し、電力セクターの現況・課題を把握するための指標を設定し、4 か国での事例分析を行った。さらに電力重点国（20 か国程度）での電力統計整備を開始し、情報収集を進めた。鉱業分野についても、国内リソースの把握を行うとともに、「鉱業セクターバックグラウンド調査」にて地熱分野の動向を取りまとめた。また、カントリーコンテクストレビューのパイロット国としてスリランカを選定し、実施中の揚水マスタープランの情報も活用して検討している。
- **道路分野**：アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）における資金協力事業による道路整備計画のあり方に関する調査及び開発途上国における舗装基準のあり方に関する調査の結果から、通行車両の軸重量、自然条件等を、コンサルタント契約の際の事業実施の留意事項に反映した。
- **小農による市場志向型農業アプローチ（SHEP アプローチ）**：ケニアでの成功事例を基に暗黙知の形式知化を図るため、2012 年から 2014 年にかけて調査研究活動を実施した。その結果、SHEP ガイドラインのほか、研究教材、広報資料等が作成された。これら形式知化されたナレッジについては 2014 年度より開始した課題別研修（行政官向け、年 2 回実施）、SHEP 関連技術協力プロジェクトのみならず、帰国研修員が各国で SHEP 関連活動を実践する際に活用されている。

指標 5-7 機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況

機構は、援助機関としての専門性と事業構想力を強化すべく、事業や調査研究等から得られた知見、教訓をナレッジとして蓄積、活用を図る「ナレッジマネジメント」を推進しており、2013 年度から 19 分野・課題のナレッジマネジメントネットワーク（Knowledge Management Network。以下「KMN」という。）が活動している。KMN は、職員に必要な能力向上・専門性強化を支援するだけでなく、ナレッジの創造・共有・活用を進め、その対外発信を進める場として機能している。2014 年度は 10 月に KMN 連絡会を立ち上げ、計 6 回開催し、KMN 間の情報共有による各 KMN の活動の質的向上を図った。

1. 基礎能力向上及び専門性向上

- **コアスキルの習得**：2013 年度に開設した隔月開催のコアスキル研修「JICA アカデミー」を継続し、職員等延べ 1,263 名が参加した。2014 年度は、事業の質の確保・向上を目的に事業マネジメント研修等を新設した。また新たに現地職員向け「JICA アカデミー」を 7 月に開講し、事後評価、業績評価、援助協調等 7 件の講義を行い、延べ 305 名が参加した（指標 33-3 参照）。

- **KMN による学習機会の提供**：各 KMN が提供する各分野・課題の知識・スキルの向上の機会として、内部勉強会開催、外部講師招へい、課題別研修・能力強化研修への参加、外部施設視察、工場訪問等の実地研修、世界銀行職員研修への機構若手職員派遣等、を実施した。
- **国内関係機関、外部有識者とのネットワーク強化**：外部の知見に学ぶべく、課題別支援委員会（基礎教育分野（9 月）、障害と開発（5 月））や、コンサルタント、民間企業との意見交換会（保健医療分野（4 月）、情報通信分野（7 月））、大学・研究機関とのシンポジウム共催等を行った。
- **専門能力及びマネジメント力の強化**：専門能力については、新たな事業ニーズも視野に入れ、金融等の外部研修に職員 15 名を派遣した。マネジメント力については、管理職登用前の層を強化すべく外部研修 2 件（「ARAKI-JUKU」、「帝人・リコー・JICA 合同研修」）を新設し、中堅職員計 12 名を派遣した（指標 33-3 参照）。

2. ナレッジの創造と共有

- **KMN 主導による課題横断的なナレッジ共有の取組**：「ポスト 2015 年開発アジェンダ」では既存の開発課題間の関連性がこれまで以上に注目されることから、KMN でも課題横断的なナレッジの共有と創造、協働の機会を設けるようにした。また、KMN を拠点として企業・大学・NGO 等との勉強会やセミナーを開催し、新たな課題に対応するためのナレッジの創出に努めた。
 - **栄養分野**：農業・農村開発、保健を含むマルチセクターによる取組が重要であるため、複数の KMN からメンバーが参加し、ナレッジの共有と創造をする場を設けた。執務参考資料を取りまとめ、海外・国内拠点も含む機構関係者向け勉強会を 2 回実施し、ジェンダー、民間連携等の観点から新たな知見を得た。
 - **教育分野での民間連携**：企業 23 社を招いた民間連携勉強会開催（9 月）や、企業との個別協議（11 件）等の取組を行った結果、3 件の技術協力プロジェクトで初めて日本の教育産業の参画を得たほか、BOP 調査 4 件、事業化調査 1 件等につながった。
 - **ワクチン・医薬品開発**：円卓会議「ワクチン×イノベーション日本に何ができるか」を国境なき医師団と共催した（8 月）。製薬会社、ワクチン関連資機材を扱う企業 13 社に加え、大学関係者等総勢 52 名の参加を得た。
- **ナレッジサイトの運営**：機構の課題別指針、ポジションペーパー、案件情報、KMN 作成情報等を組織全体で活用するためのデータベース「ナレッジサイト」には新たに 876 件のコンテンツが掲載され（2013 年度 1,161 件）、累計外部公開件数は 8,183 件に達した。同サイトプロジェクト情報への機構関係者による月平均アクセス数は 2,270 件（2013 年度 1,209 件）であった。
- **既往案件の教訓抽出の取組**：教訓のナレッジ化の取組（指標 19-2 参照）に加え、課題部において、①廃棄物、上下水道分野の無償資金協力における案件形成、実施監理段階の教訓の蓄積、②中米地域 6 か国におけるカイゼン分野のインパクト分析、③成功事例としてのインド「包括的成長のための製造業経営幹部育成支援プロジェクト」の知見の取りまとめ、④日本センタープロジェクトの成果分析等を行った。
- **KM 推進のための組織マネジメント強化策**：職員間の自発的なナレッジ共有・蓄積を推進すべく、職員による自主的な勉強会を人事部が支援し、2014 年度は 3 件の自主勉強会が新たに登録された。なお、30%の業務効率化とナレッジマネジメントの推進に関する取組により「日本の人事部 HR アワード 2014」奨励賞を受賞した（指標 25-4、33-3 参照）。

3. ナレッジの対外発信強化

- **職員による対外発信の促進**：「論文の書き方セミナー」を 2 回開催し、職員による論文執筆を促した。研究所のフィールド・レポート、ナレッジ・レポートでは、職員から各 2 件、7 件の投稿があり、審査の上 4 件をウェブサイトで公開した。また、学会誌等に掲載された論文や寄稿は、35 件となった（指標 7-1、33-3 参照）。
- **学会、国際会議での発信**：事業の分析結果を国内外の学会や国際会議等で積極的に発信した。英文による研究発表など特筆すべき取組は以下のとおり。

- **アフリカ開発**：SHEP アプローチ（指標 1-1 参照）による関係者（行政官、小農）のモチベーションの変化に関する調査研究を実施し、その成果を国際開発学会で発表した（6 月）。また、ワンストップボーダーポスト（OSBP）の有効性について、職員と専門家が英語論文を共同執筆し、アフリカ開発銀行独立開発評価局の定期刊行誌「Evaluation Matters」2014 年 6 月号に掲載された。この内容は、TICADV 閣僚会合サイドイベントでも発表した（5 月）。
- **防災の主流化**：国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）等が開催した「障害インクルーシブな災害リスク軽減に関するアジア太平洋会議」（4 月、於仙台市）で、フィリピンでの協力事例「イロイロ市におけるコミュニティ防災推進事業」（草の根技術協力事業）、「地方における障害者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を紹介した。障害当事者団体の強化、自治体との連携、地域防災への障害者の参加等が台風襲来の際の効果的な対応につながった点を発信した。また、ASEAN 地域での災害リスク管理と広域事業継続計画（BCP）策定（指標 3-1 参照）に関する機構の協力経験について職員と国際協力専門員が共同執筆した英語論文は、12 月に「Journal of Integrated Disaster Management」に掲載された。官民が連携した防災の取組の貴重な実践事例として反響があり、アジア防災担当閣僚級会合（6 月、於バンコク）、スリランカ防災会合（9 月、於コロンボ）、アジア太平洋ビジネスフォーラム（11 月、於コロンボ）等で執筆者が発表を行った。
- **保健医療**：国際保健医療学会学術大会（11 月、於東京）では、職員等約 10 名がシンポジウム等に登壇したほか、一般口演でも 3 名が発表を行った。
- **持続可能な都市開発**：スリランカのコロンボ都市交通調査に係るマスタープラン策定で得られた知見・教訓を、職員と現地職員の連名で、米国交通研究委員会（Transportation Research Board）第 94 回年次総会で発表した（2015 年 1 月）。
- **インクルーシブな成長**：米ブルッキングス研究所とのアラブの春に関する共同研究として、職員がエジプト、モロッコの開発課題に関する英語論文 2 本を執筆し、5 月にチュニジア、2015 年 2 月にモロッコで成果発表セミナーを共催した。研究成果は、同研究所の英文書籍として 2015 年 5 月に刊行予定である。

指標 5-8 現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況

機構は、現地 ODA タスクフォース及び本邦企業・NGO 等も含めた拡大現地タスクフォースに積極的に参加し、機構の事業等を通じて得られた情報を大使館、他の公的機関を含むタスクフォースメンバーに共有した。また、日本の援助の戦略性・予見性・効率性の向上に貢献すべく、現地 ODA タスクフォースをベースとした様々な活動を実施した。具体的な事例は以下のとおり。

- **南アフリカ**：ABE イニシアティブ（指標 2-1 参照）に関連し、現地 ODA タスクフォースで、南アフリカ政府、日本貿易振興機構（JETRO）、本邦企業代表者から構成される国別委員会を開催した。機構は議長として選考方針を決定し、本邦企業の意向にも留意した人選を促進した。
- **タイ**：現地 ODA タスクフォースの活動の一環として、機構専門家会合の場で大使館書記官による外務省の援助スキームの説明を行った結果、機構が実施する高齢者介護に関する技術協力プロジェクトの中で、外務省の援助スキーム（草の根無償）を活用した小規模機材（介護用車両、デイケアセンター建設及び備品購入）の供与についての検討が開始された。これにより、当該プロジェクトで実施可能なモデル・サービスの選択肢が増加するとともに、より充実したケアプランの作成等につながることが期待されている。
- **ホンジュラス**：機構の国別研修の情報を現地 ODA タスクフォースに共有したことを機に、先方政府に対してより魅力的な事業を提案すべく、外務省援助スキーム（草の根無償）を組み合わせることについて検討が開始された。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後も支援対象国との対話、対外発信、地域課題別の中期予算計画や過去の教訓の活用等を通じ、持続可能な開発支援を促進されることを期待する。また、プログラム・アプローチについては、国毎の事情も考慮して効果的に実施していく必要がある。

<対応>

効果的な開発支援のため、PDCA サイクルに基づく過去の教訓をいかした JCAP や事業計画の策定、中期的予算に基づいたプログラムや案件の形成を進めた。また、国ごとの事情に配慮したプログラム・アプローチの推進の例として、フィリピンにおいて、台風被災後に相手国の復旧・復興計画や将来の防災体制の構築についての検討が不十分な中で、日本側及びフィリピン側双方の幅広い関係者の間で対話を行いながら各種事業の展開を行った結果、インフラ、社会サービスの早期の復旧・復興支援だけでなく、中長期的な防災体制強化や開発計画策定等も組み合わせた支援の実施にも努め、短期間で大規模かつ包括的な対応が可能となった。また、ミャンマーにおいては、ミャンマー政府の主導でさまざまなドナー会合が定期的開催される中、機構は電力分野においてアジア開発銀行（ADB）とともにセクターワーキンググループの共同議長を務め、他ドナーとの協議を通じて、相互の事業の連携促進と重複の回避を検討する取組を行った。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評価：A

根拠：

以下のとおり、開発効果の向上に向けて、業務運営の戦略性を高める取組を推進した。

プログラム・アプローチの推進に関し、戦略に基づいて案件を形成・実施するため、外務省との協議を通して、優先度の高い 158 の「強化プログラム」を設定した。特に、ミャンマーの国づくり支援では、部署横断的な取組により、様々なスキームを組み合わせ、緊急課題から中長期的課題に対応する複数のプログラムを形成・運営することで成果を上げた。また、エボラ出血熱の流行に対しては、10 部局から構成される対策本部を立ち上げ、同本部の指揮の下、流行国における緊急援助と周辺国の準備態勢強化のための支援を一体的に実施した。

他方、戦略的な援助手法として三角協力の活用を強化し、TICAD V、防災の主流化、平和構築等の重要な課題において、新興国や地域周辺国との連携による効果的な三角協力を行った。三角協力の成果は、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」のハイレベル・イベントでの理事長の発表をはじめ国際会議で積極的に発信し、機構は国際社会における三角協力推進のトップランナーの一つと目されている。

国別分析ペーパー（JCAP）については、2014 年度は組織全体での四半期ごとの策定状況モニタリングを導入し、8 か国で新規策定、1 か国で大幅な改訂を行った。また、質の向上のための取組として内部のセミナーにより JCAP 策定国の経験共有を行った。ボリビアにおいては、JCAP に関する世界銀行との意見交換を機に、防災分野における連携の検討が進むなど、JCAP の戦略的な活用も進んだ。他方、累計策定数は、年度計画の目標値である 49 か国に対し、39 か国にとどまった。これは、中東地域・アフガニスタン・タイ等における治安の悪化や政情不安の影響等の外部要因によるものも多く、やむを得ないものと判断している。

分野・課題別の分析については、第 3 回国連防災世界会議に狙いを定めて防災に関するポジションペーパーを改訂し、同ペーパーを活用して会議に知的貢献を行う等、時機を得た分野・課題別の分析の強化に取り組んだ。

ナレッジマネジメントについて、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」における従来の分野・課題をまたがる目標の設定に関する議論を踏まえ、機構のナレッジマネジメントネットワークにおいても、従来の 19 の分野・課題の横断的な取組を促進し、組織全体で新しい課題への対応能力を強化した。

以上を踏まえ、優先度の高い「強化プログラム」の設定等によりプログラム・アプローチを推進したこと、ミャンマーの国づくりやエボラ出血熱への対応等にお

いて戦略性の高いプログラム形成・運営を行ったこと、三角協力を戦略的に活用したこと、ナレッジマネジメントネットワークの課題横断的な取組による新たな課題への対応能力を強化する取組を進めたことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

JCAP について、中期計画の目標である 50 か国の策定に向けて、2015 年度及び 2016 年度の新規策定及び改訂に関する方針・計画の策定を行い、機構全体での四半期ごとのモニタリングに加え、担当地域部において進捗管理の徹底を図る。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

事業運営の戦略性を高めるための取組として、優先度の高い 158 の「強化プログラム」を設定し、戦略に基づいた案件形成・実施の体制整備を行うなど新たな試みが実施された。また、部署間の連携による取組を推進し、例えば、ミャンマーの国作り支援では、緊急課題から中長期的課題に対して複層的な支援計画を作成・運営するなどの成果をあげた。

また、事業成果の発信と教訓のフィードバックとして、ODA60 周年の節目を捉えた情報発信を積極的に行った他、国別分析ペーパーの策定（8 カ国について新規策定）、国・地域及び分野・課題別の分析・実施方針等の策定と活用、機構内のナレッジの蓄積・活用を着実に進めた。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

今後も外交政策に戦略的な事業を実施するため、支援対象国との対話、対外発信、戦略性の高いプログラムの形成などの促進、プログラム・アプローチの更なる推進に期待する。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

- ・技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの推進はまだ改善の余地がある。
- ・「ナレッジマネジメント」、「日本ブランド」、「三角協力」等の取組を別々のものとして扱わず、これらの共通基盤である日本の課題解決ノウハウ、機構の経験、（日本が ODA を通じて培った）「アジア新興国の人材・組織ネットワーク」を包括的に整理し、今後の JICA 事業における活用方法を戦略的に検討することが、機構の事業構想力の強化に繋がると考える。